「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(外国にある第三者への提供編)の一部を改正する告示案」に関する意見募集結果 (別紙2-2)

番		該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号		Γ .		
1	1	本ガイドライン	<ページ、行>	同意取得時の情報提供に関する改正後
		の位置付け	P4、L14	の法第24条第2項の規定は、個人情報取
				扱事業者が令和2年改正法の施行日以後
			<記載>	に法第 24 条第 1 項の規定により本人の同
			1 本ガイドラインの位置付け	意を得る場合について適用されます(令
				和2年改正法附則第4条第1項)。
			<意見>	また、改正後の法第 24 条第 3 項の規定
			法施行日である 2022 年 4 月 1 日 (政令第 55 号) より前に個人データを外国	は、個人情報取扱事業者が令和2年改正
			の第三者に提供し、当該提供した個人データが当該第三者において法施行日	法の施行日以後に同項に規定する外国に
			後も継続的に利用されている場合であっても、提供行為が法施行日前である	ある第三者に個人データを提供した場合
			以上、法 24 条及び本ガイドラインの適用はないとの理解でよいか、ご教示い	について適用されます(令和2年改正法
			ただきたい。	附則第4条第2項)。
				本ガイドライン(外国にある第三者へ
			<理由>	の提供編)案は、令和2年改正法の施行
			施行準備に際し、法の適用関係について念のための確認をさせていただきた	日から施行されます。
			い。	
			【楽天グループ株式会社】	
2	1	本ガイドライン	(該当箇所)	同意取得時の情報提供に関する改正後
		の位置付け	外国にある第三者への提供編の 4 ページ 14 行目以降	の法第24条第2項の規定は、個人情報取

番	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号			
		1 本ガイドラインの位置付け	扱事業者が令和2年改正法の施行日以後
			に法第24条第1項の規定により本人の同
		(意見)	意を得る場合について適用されます(令
		法施行日である 2022 年 4 月 1 日 (政令第 55 号) より前に個人データを外国	和2年改正法附則第4条第1項)。
		の第三者に提供し、当該提供した個人データが当該第三者において法施行日	また、改正後の法第 24 条第 3 項の規定
		後も継続的に利用されている場合であっても、提供行為が法施行日前である	は、個人情報取扱事業者が令和2年改正
		以上、法 24 条及び本ガイドラインの適用はないとの理解でよいか、ご教示い	法の施行日以後に同項に規定する外国に
		ただきたい。	ある第三者に個人データを提供した場合
			について適用されます(令和2年改正法
		(理由)	附則第4条第2項)。
		事業者の予見可能性を高めることと施行準備の観点から必要な情報である。	本ガイドライン(外国にある第三者へ
			の提供編)案は、令和2年改正法の施行
		【一般社団法人新経済連盟】	日から施行されます。
3	2 総論	(該当箇所)	「外国にある第三者への個人データの
		外国にある第三者への提供編の6ページ・2行目	提供を認める」旨の本人の同意を得て、
			個人データの提供を行う場合には、本人
		(意見)	が事前に個人データの越境移転に伴うリ
		法第24条第1項における外国への業務委託をする際に、本人に対して適切に	スクを認識できるよう、当該外国の個人
		同意を取得した場合 (法 24 条 1 項及び 2 項)、個人情報取扱事業者が講ずべ	情報の保護に関する制度について、我が
		き措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制の基準を満たして	国の法との本質的な差異を合理的に認識
		いるとした場合(法 24 条 3 項)のいずれにおいても、当該国によるガバメン	できる情報の提供が求められます(改正
			後の法第24条第2項、改正後の施行規則

番	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号			
		トアクセスが発生してしまったことのみをもって個人情報保護法に違反して	第 11 条の 3 参照)。そのため、かかる情
		いると問われることはないか。	報提供が適切に行われていない場合には
			情報提供義務違反となる可能性がありま
		(理由)	す。もっとも、適切な情報提供を行った
		法令遵守の範囲を確認するため	上で改正後の法第 24 条第 1 項に基づく本
			人の同意を取得して外国にある第三者に
			個人データを提供した後については、当
		【一般社団法人 日本クレジット協会】	該提供先による個人データの取扱いを確
			認する義務はありません。そのため、当
			該提供先が、当該外国の政府による個人
			データの提供の要請に対応したことのみ
			をもって提供元の事業者の法違反となる
			ものではありません。
			また、提供先の外国にある第三者が基
			準適合体制(法第4章第1節の規定によ
			り個人情報取扱事業者が講ずべきことと
			されている措置に相当する措置を継続的
			に講ずるために必要なものとして個人情
			報保護委員会規則で定める基準に適合す
			る体制)を整備していることを根拠とし
			て、本人の同意を得ずに当該提供先に対
			して個人データを提供した場合、その後

番	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号			
			も当該提供先による個人データの適正な
			取扱いが確保されるよう、当該提供先に
			よる相当措置の実施状況等の定期的な確
			認等が求められます(改正後の法第 24 条
			第3項、改正後の施行規則第11条の
			4)。この場合、当該提供先において、当
			該外国の政府による要請に対応した個人
			データの提供が認められるか否かは、個
			人データの性質や提供の必要性(外国政
			府からの要請が外国の法令の要件を満た
			す適法なものかの確認を含む。)等を踏ま
			えた個別の事案ごとの判断が必要であ
			り、例えば、提供の必要性が認められな
			いにもかかわらず、当該提供先が漫然と
			個人データの提供を行っている場合に
			は、当該提供先による相当措置の実施に
			支障が生じていると評価される可能性が
			あります。なお、提供元の事業者が、当
			該提供先に対して法第23条第5項第1号
			に基づいて個人データの提供を行ってい
			る場合、当該提供先に対する監督義務を
			負いますので (法第22条)、上記のよう

番号		該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
7				 に、当該提供先が提供の必要性が認めら
				れないにもかかわらず、漫然と個人デー
				タの提供を行っている等の場合には、提
				供元の事業者の監督義務違反となる可能
				性があります。
4	2	総論	(該当箇所)	個別の事案ごとに判断されますが、例
			外国にある第三者への提供編の6ページ・17行目	えば、委託元が国内の事業者である委託
				先に対して法第23条第5項第1号に基づ
			(意見)	き個人データの取扱いを委託し、当該委
			委託元事業者 A が受託業者 (国内事業) B に個人情報の取扱業務を委託	託先が委託に伴って取得した当該個人デ
			し、その受託業者 B (国内事業) が法第 24 条第 1 項における外国にある受託	一タを、外国にある事業者に対して再委
			業者Cに再委託を行った場合、法24条第1項、第2項の義務が課されるのは	託に伴って再提供した場合には、改正後
			受託業者Bであり、委託元事業者Aには同条に基づく義務は課されないとい	の法第24条第1項及び第2項の義務は、
			う理解でよいか。	原則として当該委託先に課されると考え
				られます。ただし、この場合でも、委託
			(理由)	元は当該委託先に対する監督義務を負う
			委託先(国内)を介して再委託先に個人情報取扱業務を委託するとした場	ため (法第 22 条)、当該委託先が再委託
			合の運用方法を明確化しておきたいため	先に対して適法に個人データの提供を行
				っているか等を含め、当該委託先による
			【一般社団法人 日本クレジット協会】	個人データの取扱いについて、適切に把
				握し監督する必要があります。

番	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号			
5	2 総論	<該当箇所>	本人がこれに応じる場合には、対象と
		個人情報保護法ガイドライン(外国にある第三者への提供編)の一部を改正	なる個人データを特定するに足りる事項
		する告示 (案)	の提示を求めることは可能であると考え
		2 総論	られますが、本人に特定する義務がある
			わけではないことに留意が必要です。
		<意見>	なお、事業者が本人に対して対象とな
		「(※2)」に「外国にある第三者が当該基準に適合する体制を整備しているこ	る個人データを特定するに足りる事項の
		とを根拠として、当該外国にある第三者に対して個人データの提供を行なっ	提示を求める場合には、改正後の法第 24
		た場合には、…必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要	条第3項の本人の求めに応じた情報提供
		な措置に関する情報を当該本人に提供する必要がある。」とあるが、本人の求	の趣旨を踏まえ、特定に資する情報の提
		めについては、事業者から個人に対して、該当となるデータを特定していた	供その他本人の利便を考慮した適切な措
		だくよう求めることができるかどうかにつき明確にしていただきたい。	置を講ずることが望ましいと考えられま
			す。
		<理由>	
		「外国にある第三者が当該基準に適合する体制を整備していることを根拠と	
		して」、かつ9頁の「(エ) 委託」によって、提供を行なっている場合、必ず	
		しも請求を行いうる個人単位で、どこの国のどの事業者に提供をしているか	
		を一元的に管理しておらず、かつ当該システムの整備に多額の費用がかかる	
		ケースも想定しうる。	
		上記のような事業者側の負担を理由に、事業者としては、個人に対して、該	
		当となるデータを具体的に特定していただくよう求めることができるか否か	
		について明確化していただきたい。	

番	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号		Г		
			【一般社団法人全国銀行協会】	
6	2-1	外国にある第三	ア 該当箇所	改正後の法第 24 条第 1 項における「本
		者への個人デー	外国にある第三者への提供編の 12 ページ・2 行目	人の同意」とは、本人の個人データが、
		タの提供を認め		個人情報取扱事業者によって外国にある
		る旨の本人の同	イ 意見	第三者に提供されることを承諾する旨の
		意	本人の同意には、黙示の同意も含むと考えてよろしいでしょうか(例え	当該本人の意思表示をいいますので、「明
			ば、プライバシーポリシーやホームページにおいて情報提供を行い、本人	示の同意」以外に「黙示の同意」が認め
			から特段の異議申し立てを受けていない場合など)。	られるか否かについては、個別の事案ご
				とに具体的に判断する必要があります。
			【匿名】	なお、同意取得時の情報提供により、
				個人データの越境移転に係るリスクにつ
				いての本人の予測可能性を向上させ、本
				人が同意の可否を適切に判断できるよう
				にするという改正後の法第24条第2項の
				趣旨を踏まえると、改正後の法第 24 条第
				1項における「本人の同意」としては、
				「明示の同意」を取得することが基本で
				あると考えます。
7	2-1	外国にある第三	<箇所番号>	改正後の法第24条第2項の趣旨は、個
		者への個人デー	2–1	人データの越境移転に伴うリスクについ
		タの提供を認め		ての本人の予測可能性を高めることにあ

番		該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号				
		る旨の本人の同	<文言>	り、かかる趣旨を踏まえて、改正後の施
		意	外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意	行規則第11条の3は、原則として、外国
				にある第三者が所在する外国の名称、当
			<コメント>	該外国における個人情報の保護に関する
			第 24 条第 2 項に従い、提供する国ごとに定められた情報を掲載すると、デー	制度に関する情報、当該第三者が講ずる
			タが提供されることに同意できる国と同意できない国が混在することが考え	個人情報の保護のための措置に関する情
			られますが、同意の粒度は「外国にある第三者への提供」という包括的なも	報を個別に情報提供することを求めてい
			ので十分であり、国ごとの個別同意を取得する必要はない、という理解でよ	ます。
			ろしいでしょうか。	したがって、改正後の法第 24 条第 1 項
				における「本人の同意」は、かかる情報
			【個人】	提供を踏まえた個別の同意として取得す
				る必要があると考えられます。
8	2-2	外国にある第三	<該当箇所>	改正後の法第 24 条第 1 項における「第
		者	P13~P14	三者」の該当性は、当該第三者が法人で
			[2-2 外国にある第三者]	ある場合は、法人格を基準として判断し
			また、外国の法令に準拠して設立され外国に住所を有する外国法人であって	ます。
			も、例えば、日本国内に事務所を設置している場合、又は、日本国内で事業	そのため、例えば、日本にある個人情
			活動を行っている場合など、日本国内で「個人情報データベース等」を事業	報取扱事業者から提供を受けた個人デー
			の用に供していると認められるとき(※1)は、当該外国法人は、「外国にあ	タの取扱いについて、外国にある事業者
			る第三者」には該当しない。	が改正後の法第 75 条に基づく域外適用の
			事例)日系企業の東京本店が外資系企業の東京支店に個人データを提供する	対象となる場合において、当該外国にあ
			場合、当該外資系企業の東京支店は、日本国内で「個人情報データベース	る事業者が別の外国に有する支店等の同

番	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号			
		等」を事業の用に供している「個人情報取扱事業者」(※2) に該当し、「外国	一法人格内の拠点に当該個人データを取
		にある第三者」には該当しない。	り扱わせる場合には、改正後の法第24条
			第1項における「外国にある第三者」へ
		<意見内容>	の提供に該当しません。
		「外国の法令に準拠して設立され外国に住所を有する外国法人」に個人デー	他方で、上記の場合において外国にあ
		タを提供する場合であって、当該外国法人が別の外国に自己の拠点(現地の	る事業者が、日本以外の国に所在する自
		事業所、支店、自己の従業者のリモートワーク拠点等、同一法人格内の拠	己の子会社等の別の法人格を有する拠点
		点)を有しており、当該別の外国拠点においても当該個人データを取り扱う	に対して当該個人データを提供する場合
		場合、当該別の外国拠点での個人データの取り扱いについては、当該外国法	には、改正後の法第24条第1項における
		人が本社住所を有する外国において取り扱っているものと解されるとの理解	「外国にある第三者」への提供に該当し
		で良いか、考え方を明確に示して頂きたい。	ます。
		また、当該外国法人がその事業のために別の外国にある自己以外の拠点(当	
		該外国法人グループの現地法人の拠点等)においても当該個人データを取り	
		扱わせている場合、当該別の外国拠点での個人データの取り扱いについて	
		は、その目的が当該外国法人の事業のためであっても、当該別の外国拠点に	
		対して別途「外国にある第三者への提供」が行われるものと解されるとの理	
		解で良いか、考え方を明確に示して頂きたい。	
		〈理由〉	
		今般の法改正により個人データの越境移転時における本人への情報提供の充	
		実が求められるところ、提供する情報として提供先の第三者が所在する外国	
		における個人情報の保護に関する制度等が挙げられていることから、提供す	

番	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号			べき情報の範囲を明確にすべく、提供先の外国法人の拠点が複数の外国に跨る場合における考え方を改めて明確に示して頂きたい。 また、外国法人によっては事業運営上の拠点展開の一環として、当該外国法人グループの現地法人等、別の法人格を有する複数の別の外国拠点において業務の一部を分担していることがあるところ、例えば日本国内に所在する個人情報取扱事業者が当該外国法人に対して個人データの取り扱いを委託する	
			といった場合において、委託業務の内容によっては当該外国法人が本社住所を有する外国以外の外国に所在する現地法人等に業務を遂行させるというケースもあり、そのようなケースについては、委託先である外国法人とは法人格が異なることをもって当該別の外国に所在する現地法人等に対して別途「外国にある第三者への提供」が行われるもとの解されることとなるのか、考え方を改めて明確に示して頂きたい。 【株式会社 NTT ドコモ】	
9	2-2	外国にある第三		本意見募集は本ガイドラインの改正案
		者 P15	2-2 外国にある第三者 外国にある第三者 	の内容に関するものですので、御意見 は、本意見募集の対象外と考えます。
			2-2 外国にある第三者について下記の記述があります。 「(※2)「個人情報取扱事業者」(法第2条第5項)とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者のうち、国の機関、地方公共団体、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)	

番			寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号				
			で定める独立行政法人等及び地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)	
			で定める地方独立行政法人を除いた者をいう。」	
			法第2条(第5項)と「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に	
			関する法律」との関係について丁寧な説明を望みます。	
			【株式会社シーピーデザインコンサルティング】	
10	4	個人情報取扱事	外国にある第三者への提供編 P16	施行規則第 11 条の 2 は、改正後の法第
		業者が講ずべき	4 個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ず	24 条第 1 項における「個人データの取扱
	;	措置に相当する	るために必要な体制の基準	いについてこの節の規定により個人情報
	;	措置を継続的に		取扱事業者が講ずべきこととされている
		講ずるために必	4-1 適切かつ合理的な方法 (規則第 11 条の 2 第 1 号関係) の個人データの提	措置に相当する措置(第3項において
		要な体制の基準	供先である外国にある第三者が、我が国の個人情報取扱事業者が講ずべきこ	「相当措置」という。)を継続的に講ずる
		P16	ととされている措置に相当する措置を継続的に講ずることを担保することが	ために必要なものとして個人情報保護委
			できる方法として下記の事例の記述があります。	員会規則で定める基準」を定めるもので
			「事例 1) 外国にある事業者に個人データの取扱いを委託する場合 提	す。かかる基準は、外国にある第三者に
			供元及び提供先間の契約、確認書、覚書等」	より個人データが取り扱われる場合にお
			しかし、「提供元及び提供先間の契約、確認書、覚書等」が1回だけあったと	いても、我が国の個人情報取扱事業者に
			いう状態では、これまで個人情報保護委員会は、「継続的に講ずることを担保	より個人データが取り扱われる場合に相
			することができる」と判断してきていません。	当する程度の本人の権利利益の保護が確
			「継続的」についての解釈を詳しく示すべきだと考えます。	保されることを目的とするものであるこ
				とから、ここでいう「継続的」とは、提
			【株式会社シーピーデザインコンサルティング】	供先の外国にある第三者による個人デー

番号		該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
				タの取扱いの開始時から終了時までを意味します。
11	4	個人情報講出 情報では 問題である は は は は は は は は は は り に り に り り り り り り	外国にある第三者への提供編 P16 4 個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制の基準 4-1 適切かつ合理的な方法(規則第 11 条の 2 第 1 号関係)の個人データの提供先である外国にある第三者が、我が国の個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずることを担保することができる方法として下記の事例の記述があります。 「事例 1) 外国にある事業者に個人データの取扱いを委託する場合 提供元及び提供先間の契約、確認書、覚書等」一般の事業者が「外国にある事業者に個人データの取扱いを委託する場合」として発生するケースが多いのは、「クラウドサービスの利用」です。この場合、通則編 3-4-4に「個人データの取扱いの委託」の説明文として下記の記述があります。 「(※1)「個人データの取扱いの委託」とは、契約の形態・種類を問わず、個人情報取扱事業者が他の者に個人データの取扱いを行わせることをいう。具体的には、個人データの入力(本人からの取得を含む。)、編集、分析、出力等の処理を行うことを委託すること等が想定される。」	クラウドサービスには多種多様な形態があり、契約内容等によっても異なり得るため、一律におることは困難であるとます。 一般論として、外国の事業者が運営するクラウドサービスを利用する場合であっても、データを取り扱わないこととという。当該事業者がの大きには、外国にある第三社のの提供のる場所においては、外国においても、このはは、第24条)に該当しません(Q&A5、33、9-5、9-6参照)。この点は、カラウドサービス提供事業者が、です。 外国のクラウドサービス提供事業者が、です。 外国のクラウドサービス提供事業者が、ている場合等がサーバに保存されており、変を取り扱わない目が定められておりまからいる場合等である。
				適切にアクセス制御を行うている場合等 が考えられます。

番		該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号				
			事業者が判断に迷うものとして「クラウドサービスの利用」については説明	
			が不足しています。	
			クラウドサービスの利用において個人データの取扱いを行わせていると言え	
			る場合、言えない場合について丁寧に説明いただけることを望みます。	
			【株式会社シーピーデザインコンサルティング】	
12	4–1	適切かつ合理的	外国にある第三者への提供編 P17	施行規則第 11 条の 2 第 1 号の基準を満
		な方法(規則第	4-1 適切かつ合理的な方法 (規則第 11 条の 2 第 1 号関係)	たすためには、個人情報取扱事業者と個
		11条の2第1号		人データの提供を受ける者との間で、当
		関係)	個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために	該提供を受ける者における当該個人デー
			必要な体制の基準のうち「4-1 適切かつ合理的な方法 (規則第 11 条の 2 第 1	タの取扱いについて、適切かつ合理的な
			号関係)」として下記の記述があります。	方法により、法第4章第1節の規定の趣
			「事例 1) 外国にある事業者に個人データの取扱いを委託する場合 提供元	旨に沿った措置の実施が確保されている
			及び提供先間の契約、確認書、覚書等」	ことが必要であるところ、「適切かつ合理
			「事例 2)同一の企業グループ内で個人データを移転する場合 提供元及び	的な方法」としては、契約や内規等の
			提供先に共通して適用される内規、プライバシーポリシー等」	様々な方法が考えられる上、具体的に規
				定すべき内容についても、提供元と提供
			事業者としては、GDPR の SCC のように「標準的な契約書ひな形等」を提示し	先が委託関係にあるか、共同利用の関係
			て欲しいと願います。	にあるか等を含め、個別の事案に応じて
				変わり得ると考えられます。
			【株式会社シーピーデザインコンサルティング】	そのため、各事業者において、個別の
				事案ごとに、当該事案に沿った「適切か

番		該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号		ı		
				つ合理的な方法」を検討いただくのが基
				本であると考えます。
13	4-1	適切かつ合理的	<頁 行目>	APECのCBPRシステムは、個人
		な方法(規則第	17 頁 6 行目	情報の取扱いを管理する個人情報管理者
		11条の2第1号		を対象とし、越境個人情報保護に係る取
		関係)	<意見>	組に関し、APECのプライバシーフレ
			意見①<必要な体制の基準>4-1 適切かつ合理的な方法	ームワークの定める各原則に適合してい
			提供元の個人情報取扱事業者が CBPR の認証を取得しており、提供先の「外国	ることを認証する制度であるのに対し、
			にある第三者」が当該個人情報取扱事業者に代わって個人情報を取り扱う者	APECのPRPシステムは、個人情報
			である場合には、当該個人情報取扱事業者が CBPR の認証の取得要件を充たす	管理者(他の事業者)のために個人情報
			ことも、「適切かつ合理的な方法」の一つであると解される。	の処理を行う個人情報処理者を対象と
				し、APECのプライバシーフレームワ
			アジア太平洋経済協力(APEC)の越境プライバシールール(CBPR)システム	一クの定める原則の一部(個人情報管理
			に 2015 年に加わった PRP 認証が当該「CBPR の認証」に含まれるか、ガイド	者から依頼を受けて行う個人情報の処理
			ラインまたは Q&A に記載を希望します。	を適切に遂行することが可能であること
				に関する部分)に適合していることを認
			<理由>	証する制度であり、両者は異なるシステ
			取引先から確認を求められ、個人情報保護ダイヤルに相談したところ、現在	ムであることから、御指摘の「CBPR
			 は記載がないので弁護士に確認するよう指示されたため、明確化を希望。	の認証」にはPRPシステムの認証は含
				まれません。
			【ソフトバンク株式会社】	なお、当面は施行規則第 11 条の 2 第 2
				号の「個人情報の取扱いに係る国際的な

番	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号				
				枠組み」として、APECのCBPRシ
				ステムを対象としています。
14	4–2	法第4章第1節	外国にある第三者への提供編の 18 ページ・19 行目	御指摘の箇所は、「法第4章第1節の規
		の規定の趣旨に		定の趣旨に沿った措置」の全て(具体的
		沿った措置(規	(御意見)	には、本ガイドライン(外国にある第三
		則第11条の2第	「実質的に適切かつ合理的な方法により」との文言は、外国にある第三者に	者への提供編)案4-2-1から4-2
		1 号関係)	提供された個人データに係る本人の権利利益の保護に必要な範囲で実施すべ	-20 までに記述する全ての事項)が実質
			き「措置」の方法として、具体的ではない。	的に確保されていれば、契約等にその全
			続く、19 ページの 4-2-1 から 4-2-20 までの措置の全部又は一部を指すのか	てを規定しなければならないわけではな
			も明示されていない	いことを説明するものです。
			(理由)	
			文理を明確にするため。	
			【みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社】	
15	4–2	法第4章第1節	<頁 行目>	クラウドサービスには多種多様な形態
		の規定の趣旨に	19 頁 2 行目	があり、契約内容等によっても異なり得
		沿った措置(規		るため、一律に規定することは困難であ
		則第11条の2第	<意見>	ると考えます。
		1号関係)	意見②<必要な体制の基準>4-2 法第4章第1節の規定の趣旨に沿った措置	一般論として、外国の事業者が運営す
			次の 4-2-1 から 4-2-20 までにおいては、外国にある第三者への個人データの	るクラウドサービスを利用する場合であ
			提供に関する典型的な事例として、【事例 1】日本にある個人情報取扱事業者	っても、当該事業者がサーバに保存され

番	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号				
			が、外国にある事業者に顧客データの入力業務を委託する場合、及び【事例	た個人データを取り扱わないこととなっ
			2】日本にある個人情報取扱事業者が、外国にある親会社に従業員情報を提供	ている場合には、外国にある第三者への
			する場合を挙げ、外国にある第三者又は提供元である日本にある個人情報取	提供(法第24条)に該当しません(Q&
			扱事業者が講ずべき措置の具体例を示すこととする。	A5-33、9-5、9-6参照)。この点
				は、改正後の法第24条第1項においても
			典型的な事例の2事例に加え、クラウド利用で外国にある第三者への個人デ	同様です。
			一タ提供にあたる場合*について、具体例の明示を希望します。	外国のクラウドサービス提供事業者
			(*Q&A5-33クラウドサービスを提供する事業者において個人データを取	が、個人データを取り扱わないこととな
			り扱うこととなっている場合)	っている場合とは、契約条項によって当
				該事業者がサーバに保存された個人デー
			<理由>	タを取り扱わない旨が定められており、
			クラウド利用は、既存の2事例とは契約形態に差異。	適切にアクセス制御を行っている場合等
			望ましい具体的な対応を把握し、実効性のある準備に生かすため。	が考えられます。
			【ソフトバンク株式会社】	
16	4–2	法第4章第1節	<該当箇所>	施行規則第11条の2第1号の「法第4
		の規定の趣旨に	①4-2 法第 4 章第 1 節の規定の趣旨に沿った措置(P. 21)	章第1節の規定の趣旨に沿った措置」に
		沿った措置(規		ついては、外国にある第三者により個人
		則第11条の2第	<意見>	データが取り扱われる場合においても、
		1号関係)	(※2)「外国にある第三者等が講ずべき措置に含まれない」の理由を追記して	我が国の個人情報取扱事業者により個人
			いただきたい。	データが取り扱われる場合に相当する程
				度の本人の権利利益の保護を図るという

番		該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号				
			<理由>	観点に加え、OECDにおけるプライバ
			規定趣旨が不明確であるため。	シーガイドラインやAPECにおけるプ
				ライバシーフレームワークといった国際
			【一般社団法人 電子情報技術産業協会 法務・知的財産部会 個人データ	的な枠組みの基準も踏まえた国際的な整
			保護専門委員会】	合性も勘案して定めています。
17	4-2	法第4章第1節	該当箇所:外国にある第三者への提供編、21ページ、1行目	御指摘の(※2)は、施行規則第 11 条
		の規定の趣旨に		の2第1号の基準を満たすために実施の
		沿った措置(規	意見:	確保が必要な「法第4章第1節の規定の
		則第11条の2第	(※2)について、「外国にある第三者等が講ずべき措置には含まれない」とあ	趣旨に沿った措置」に、第三者提供時の
		1号関係)	るが、「外国にある第三者等」には提供元の個人情報取扱事業者が含まれると	確認・記録義務(法第 25 条及び第 26
			されており、「外国にある第三者」の各類型において、「第三者提供時の確	条) 等が含まれないことを記載するもの
			認・記録義務編」の適用表では提供元である個人情報取扱事業者に確認・記	であり、国内にある個人情報取扱事業者
			録義務があることが明示されていることと矛盾するよう思われるため、記載	による外国にある第三者への個人データ
			を整備頂きたい。	の提供時に、当該個人情報取扱事業者に
				対して確認義務(改正後の法第25条)等
			理由:	が一般的に課されないことを記載する趣
			19 ページに「外国にある第三者又は提供元である日本にある個人情報取扱事	旨ではありません。
			業者(以下「外国にある第三者等」という。)」と定義されており、「外国にあ	なお、例えば、国内にある個人情報取
			る第三者等」には提供元である国内の個人情報取扱事業者が含まれている。	扱事業者から改正後の法第 24 条第 1 項に
			国内の個人情報取扱事業者から法第24条(第1項)に該当しない外国にある	おける「外国」に該当しない外国にある
			第三者(類型Ⅱ、Ⅲ)にオプトアウト提供を行う場合の個人情報取扱事業者	第三者に対して、オプトアウトによる提
			による個人情報保護委員会への届け出、記録義務など、外国にある第三者並	供を行う場合には、当該個人情報取扱事

番	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号				
			び提供元である個人情報取扱事業者の両方に課される義務の扱いが判然とし	業者は、あらかじめオプトアウトによる
			ない。	提供のために必要な手続(改正後の法第
				23 条第 2 項)を履行した上で、当該第三
			【日本製薬工業協会】	者に対する個人データの提供を行った場
				合には、改正後の法第25条に基づき記録
				を作成し、保存する義務を負います。
18	4-2	法第4章第1節	該当箇所:外国にある第三者への提供繕、21ページ、1行目	御指摘の(※2)は、施行規則第 11 条
		の規定の趣旨に		の2第1号の基準を満たすために実施の
		沿った措置(規	意見:	確保が必要な「法第4章第1節の規定の
		則第11条の2第	(※2)について、「第三者提供時の確翌・記録義務編」の適用表のように整理	趣旨に沿った措置」に含まれない規律等
		1号関係)	していただきたい。	を記載するものであり、「法第4章第1節
				の規定の趣旨に沿った措置」について
			理由:	は、(※1)において表形式で記載してい
			分かりにくいため。	るため、一般的に現状の案で御理解いた
				だけるものと考えます。
			【日本製薬工業協会】	
19	4-2	法第4章第1節	<該当箇所>	本ガイドライン(外国にある第三者へ
		の規定の趣旨に	4-2 法第4章第1節の規定の趣旨に沿った措置	の提供編) 案4-2-1から4-2-20
		沿った措置(規	(P. 32, 37, 39, 42, 43, 45, 46, 48, 49 および 50)	までにおいて、委託の場合を含めて外国
		則第11条の2第		にある第三者又は提供元である日本にあ
		1号関係)	<意見>	る個人情報取扱事業者が講ずべき措置の
				具体例をお示ししておりますが、委託契

番	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号				
			各事例において、委託契約により規定することでの対応が例示されている	約において具体的にどのような文言を記
			が、どのような条文を規定する必要があるか、具体的に示していただきた	載すべきかは、個別の事案に応じて変わ
			い。また、これらの項目すべてを委託契約に規定することは、企業の負担と	り得ると考えられます。
			なりうるため、例えば、「個人情報保護法および関係法令に従い甲乙適切に対	また、個別の事案ごとに判断されます
			応する」といったように、具体的な対応内容を法令に委ねるような規定とす	が、一般論として、施行規則第 11 条の 2
			ることで足りるか、明確にしていただきたい。	第1号の基準を満たすためには、個人デ
				ータの提供先である外国にある第三者
			<理由>	が、我が国の個人情報取扱事業者が講ず
			正確な理解を損ねると、思いがけず法令違反となってしまうおそれがあるた	べきこととされている措置を継続的に講
			හ.	ずることを担保する必要があり、「個人情
				報保護法および関係法令に従い甲乙適切
			【一般社団法人 電子情報技術産業協会 法務・知的財産部会 個人データ	に対応する」旨が契約に記載されている
			保護専門委員会】	ことのみをもって、「適切かつ合理的な方
				法」(施行規則第11条の2第1号)には
				該当しないものと考えられます。
20	4-2-1	利用目的の特定	外国にある第三者への提供編 P24	本ガイドライン(外国にある第三者へ
		(法第15条の趣	4-2-1 利用目的の特定(法第 15 条の趣旨に沿った措置)	の提供編)案4-2-1の【本人から得
		旨に沿った措		た情報から、行動・関心等の情報を分析
		置)	【本人から得た情報から、行動・関心等の情報を分析する場合に具体的に利	する場合に具体的に利用目的を特定して
			用目的を特定している事例】について下記の記述が加わりました。	いる事例】でお示しした利用目的につい
			「事例 1)「取得した閲覧履歴や購買履歴等の情報を分析して、趣味・嗜好に	て、本人は自らの個人情報がどのように
			応じた新商品・サービスに関する広告のために利用いたします。」	取り扱われることとなるか、当該利用目

番		該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号				
			一方、事例の前の説明文としては下記の記述となっています。	的から一般的かつ合理的に予測・想定で
			「本人が、自らの個人情報がどのように取り扱われることとなるか、利用目	きると考えられるため、一般的に現状の
			的から合理的に予測・想定できないような場合は、この趣旨に沿ってできる	案で御理解いただけるものと考えます。
			限り利用目的を特定したことにはならない。」	
			事例に示された「広告のために利用いたします。」では、どのような手法によ	
			る広告なのか(DM が送付されてくるのか、個人携帯に POPinfo で送信されて	
			くるのか、街を歩いていると自分向けの商品の写真が描かれたアドバルーン	
			があがっているというのか)が書かれておらず、利用目的から合理的に予	
			測・想定できない悪い事例になってしまっています。	
			【株式会社シーピーデザインコンサルティング】	
21	4-2-1	利用目的の特定	外国にある第三者への提供編 P24	本ガイドライン(外国にある第三者へ
		(法第15条の趣	4-2-1 利用目的の特定(法第 15 条の趣旨に沿った措置)	の提供編)案4-2-1では、事業者の
		旨に沿った措		理解を助けることを目的として事例を記
		置)	【本人から得た情報から、行動・関心等の情報を分析する場合に具体的に利	載しており、一般的に現状の案で御理解
			用目的を特定している事例】について下記の記述が加わりました。	いただけるものと考えます。
			「取得した行動履歴等の情報を分析し、結果をスコア化した上で、当該スコ	
			アを第三者へ提供いたします。」	
			一方、事例の前の説明文としては下記の記述となっています。	
			「本人が、自らの個人情報がどのように取り扱われることとなるか、利用目	
			的から合理的に予測・想定できないような場合は、この趣旨に沿ってできる	
			限り利用目的を特定したことにはならない。」	

番	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号				
			事例に示された「行動履歴等の情報を分析し、結果をスコア化した」では、	
			「行動履歴の取得」が本人に通知または公表された個人情報の利用目的の範	
			囲であるのか、法第 17 条違反となっていない取得と言えるのか、さらに職業	
			安定法など他の法令違反となる行為となっていないのかが怪しい状態であ	
			り、到底勧められないような悪い事例になってしまっています。	
			事業者の誤解を生じさせないことが本ガイドラインの目的である以上、書く	
			のであれば、もっと問題の無い事例を載せるべきではないでしょうか。	
			【株式会社シーピーデザインコンサルティング】	
22	4-2-1	利用目的の特定	該当箇所:外国にある第三者への提供編、24ページ、17行目	御指摘の事例は、法第 15 条の趣旨に沿
		(法第15条の趣		った措置として外国にある第三者等(外
		旨に沿った措	意見:	国にある第三者又は提供元である日本に
		置)	事例 2) について、当該目的の特定が外国にある第三者によるものであること	ある個人情報取扱事業者)が利用目的を
			及び個人情報が提供されることを明確にした記載にしていただきたい。例え	特定するに際して、どのような取扱いが
			ば「外国にある第三者に提供した行動履歴等の個人情報は当該第三者におい	行われているかを本人が予測・想定でき
			て分析し、結果をスコア化した上で、当該スコアを含む個人情報を同じ国に	る程度に利用目的を特定している事例を
			ある第三者へ提供いたします。」としては如何か。	示すものです。
				また、特定される利用目的は、「個人情
			理由:	報」の利用目的であることから、分析結
			解釈の明確化のため。	果がスコアを含む個人情報であることに
				ついても、一般的に現状の案で御理解い
			【日本製薬工業協会】	ただけるものと考えます。

番	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号				
				なお、「スコア」がどのようなスコアで
				あるかをより明確にする観点から、事例
				2について、次のとおり修正いたします
				(下線部が修正箇所)。
				【修正前】
				事例2)「取得した行動履歴等の情報を
				分析し、結果をスコア化した上で、当該
				スコアを第三者へ提供いたします。」
				【修正後】
				事例2)「取得した行動履歴等の情報を
				分析し、 <u>信用スコアを算出</u> した上で、当
				該スコアを第三者へ提供いたします。」
23	4-2-3	不適正な利用の	<該当箇所>	御指摘の事例2は、日本にある個人情
		禁止(法第16条	4-2-3 不適切な利用の禁止(P. 25)	報取扱事業者が、外国にある親会社に従
		の 2 の趣旨に沿		業員情報を提供する場合において、改正
		った措置)	<意見>	後の法第 16 条の2の趣旨に沿った措置と
			【事例2】で、内規等により外国にある親会社による違法又は不当な行為を	して講ずべき措置の例を示したもので
			助長し、又は誘発するおそれがある方法による利用を禁止するとの例示があ	す。
			るが、書きぶりが適切ではないので見直していただきたい。	ここでいう「内規等」については、提
				供元である国内にある個人情報取扱事業

番号		該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
7			〈理由〉 子会社である日本企業が作成した内規等によって、外国にある親会社による 違法又は不当な行為等を禁止することは難しいと考えられるため。(グローバ ルな内規等(就業規則や雇用契約を含む)で禁止している例は多いと思われ るが、その場合は親会社が自ら作成するものと考えられるため。) 【一般社団法人 電子情報技術産業協会 法務・知的財産部会 個人データ 保護専門委員会】	者及び提供先である外国にある第三者に 共通して適用される内規等を想定してい ますが(本ガイドライン(外国にある第 三者への提供編)案4-1における「適 切かつ合理的な方法」の事例2参照)、必 ずしも子会社である日本にある個人情報 取扱事業者が作成したものに限定する趣 旨ではないため、親会社が作成した内規
24	4-2-3	不適正な利用の 禁止(法第16条 の2の趣旨に沿った措置)	(該当箇所) 外国にある第三者への提供編の 25 ページ・14 行目 (御意見) 「外国にある第三者等は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない」とあるが、上記「外国にある第三者等」は「個人情報取扱事業者」の誤りではないか。	等も含まれ得ます。 御指摘の箇所は、外国にある第三者等 (外国にある第三者又は提供元である日 本にある個人情報取事業者)が、「法第4 章第1節の規定の趣旨に沿った措置」の 一環として、改正後の法第16条の2の趣 旨に沿った措置として講ずべき措置の例 を示したものです。
			(理由) 文理を明確にするため 【みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社】	

番		該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号				
25	4-2-3	不適正な利用の	(該当箇所)	施行規則第 11 条の 2 第 1 号において
		禁止 (法第 16 条	外国にある第三者への提供編の 26 ページ 1 行目	「法第4章第1節の規定の趣旨に沿った
		の 2 の趣旨に沿		措置」の実施の確保を求める趣旨は、外
		った措置)	(御意見)	国にある第三者により個人データが取り
			「違法又は不当な行為」とは法(個人情報の保護に関する法律)その他の法	扱われる場合においても、我が国の個人
			令に違反する行為とあるが、この「法令」には当該外国にある第三者の所在	情報取扱事業者により個人データが取り
			国の法令を含むか。	扱われる場合に相当する程度の本人の権
			また、当該所在国の法令が、我国(日本)の個人情報保護法に抵触する場合	利利益の保護を図る点にあります。かか
			にも「法令」に含むものといえるのか。	る趣旨を踏まえ、御指摘の箇所における
				「法令」については、日本の法令をい
			(理由)	い、提供先の第三者が所在する外国の法
			文理を明確にするため	令は含まないものと考えられます。
			【みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社】	
26	4-2-3	不適正な利用の	外国にある第三者への提供編 P25	改正後の法第 16 条の 2 の趣旨に沿った
		禁止(法第16条	4-2-3 不適正な利用の禁止(法第 16 条の 2 の趣旨に沿った措置)	措置における「違法又は不当な行為」に
		の 2 の趣旨に沿		該当するか否かは、個別の事案ごとに判
		った措置)	違法又は不当な行為(※1)の解説として下記の記述が加わりました。	断されますが、優越的な地位を濫用する
			「(※1)「違法又は不当な行為」とは、法(個人情報の保護に関する法律)そ	目的での行為が、法令違反を構成する行
			の他の法令に違反する行為、及び直ちに違法とはいえないものの、法(個人	為、又は法令の制度趣旨若しくは公序良
			情報の保護に関する法律)その他の法令の制度趣旨又は公序良俗に反する	俗に反する等、社会通念上適正とは認め
			等、社会通念上適正とは認められない行為をいう。」	

番		該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号				
			この中に、「優越的な地位を乱用する目的での利用」は含まれるのか否かの丁	られない行為に該当する場合には、「違法
			寧な解説を望みます。	又は不当な行為」に該当します。
			【株式会社シーピーデザインコンサルティング】	
27	4-2-6	データ内容の正	外国にある第三者への提供編 P28	本意見募集は本ガイドライン案の内容
		確性の確保等	4-2-6 データ内容の正確性の確保等(法第 19 条の趣旨に沿った措置)	に関するものですので、御意見は、本意
		(法第19条の趣		見募集の対象外と考えます。
		旨に沿った措	「利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよ	
		置)P28	う努めなければならない。」の説明文として下記の記述があります。	
			「なお、法令の定めにより保存期間等が定められている場合は、この限りで	
			はない。」	
			一方で、4-2-1 利用目的の特定(法第15条第1項関係)には下記の記述が	
			あります。	
			「(※1)「利用目的の特定」の趣旨は、個人情報を取り扱う者が、個人情報が	
			どのような事業の用に供され、どのような目的で利用されるかについて明確	
			な認識を持ち、できるだけ具体的に明確にすることにより、個人情報が取り	
			扱われる範囲を確定するとともに、本人の予測を可能とすることである。」	
			「法定保存期間に沿った個人情報の保管」については、法第 16 条第 3 項(1)	
			によって認められている範囲での「利用目的による制限の例外」となってい	
			るのか、法第 18 条第 4 項(4)によって「利用目的の通知等をしなくてよい場	
			合」となっているのかを丁寧に説明いただけることを望みます。	

番		該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号				
			【株式会社シーピーデザインコンサルティング】	
28	4-2-9	委託先の監督	<該当箇所>	提供先の外国にある第三者がAPEC
		(法第22条の趣	4-2-9(1) 適切な委託先の選定(P. 30)	のCBPRシステムの認証を取得してい
		旨に沿った措		る場合、当該外国にある第三者は、施行
		置)	<意見>	規則第 11 条の 2 第 2 号の定める基準を
			CBPR システムの認証を取得している事業者を、適切な委託先として明記して	満たすことになります。
			いただきたい。	
			<理由>	
			4-1 適切かつ合理的な方法に、我が国の個人情報取扱事業者により個人デー	
			タが取り扱われる場合に相当する程度の本人の権利利益の保護を図っている	
			ことが記載されている。適切な委託先のイメージを明確にすべきと考えるた	
			め。	
			【一般社団法人 電子情報技術産業協会 法務・知的財産部会 個人データ	
			保護専門委員会】	
29	4-2-	第三者提供の制	該当箇所:外国にある第三者への提供編、36ページ、2行目	御指摘の箇所は、施行規則第 11 条の 2
	11	限(法第23条の		第1号の基準を満たすために実施の確保
		趣旨に沿った措	意見:	が必要な「法第4章第1節の規定の趣旨
		置)	「なお、オプトアウト・・・除外される」とあるが、オプトアウトによる提	に沿った措置」のうち、法第 23 条の趣旨
			供は可能であるとの理解で良いか?また、除外されるのはオプトアウト規定	に沿った措置には、オプトアウトによる
				個人データの第三者提供に関する措置は

番	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号				
			による届け出義務等との解釈で良いか確認したい。また、その解釈で良い場	含まれない旨を記載するものであり、日
			合、本ガイドライン又はQ&Aに記載いただきたい。	本にある個人情報取扱事業者がオプトア
				ウトにより個人データの第三者提供を行
			理由:	うことを制限する趣旨ではありません。
			9ページの記載に照らせば、法第24条第1項に該当しない外国にある第三者	
			へのオプトアウト提供は認められていると考えられるが、ここでの記載では	
			判然としないため。	
			【日本製薬工業協会】	
30	4-2-	外国にある第三	<該当箇所>	一般論として、日本にある個人情報取
	12	者への提供の制	4-2-12 外国にある第三者への提供の制限(P. 37)	扱事業者が外国にある事業者に個人デー
		限 (法第24条の		タの取扱いの委託をする場面において、
		趣旨に沿った措	<意見>	法第24条の趣旨に沿った措置の実施が確
		置)	【事例 1】で、「外国にある事業者から更に外国にある第三者に個人データの	保されているというためには、①当該外
			取扱いを再委託する場合には、…法第4章第1節の規定の主旨に沿った措置	国にある事業者による個人データの第三
			の実施を確保する」について、当該措置の実施確保については、委託契約に	者提供を禁止するか、又は②当該外国に
			規定する義務はないと理解してよいか、明確にしていただきたい。	ある事業者から更に外国にある第三者に
				個人データの取扱いが再委託される場合
			<理由>	には、再委託先である外国にある第三者
			正確な理解を損ねると、思いがけず法令違反となってしまうおそれがあるた	においても、法第4章第1節の規定の趣
			め。	旨に沿った措置の実施を確保する必要が
				あります。

番	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号				
			【一般社団法人 電子情報技術産業協会 法務・知的財産部会 個人データ	上記②のために日本にある個人情報取
			保護専門委員会】	扱事業者が講ずべき措置は、個別の事案
				ごとに判断されますが、日本にある個人
				情報取扱事業者が委託先である外国にあ
				る事業者に対する監督義務(法第22条)
				を負っていること等も踏まえると、日本
				にある個人情報取扱事業者と委託先であ
				る外国にある事業者との間の委託契約に
				おいて、再委託の場合における再委託先
				による法第4章第1節の規定の趣旨に沿
				った措置の実施確保について規定するこ
				とが望ましいと考えられます。
31	4-2-	外国にある第三	該当箇所:外国にある第三者への提供編、37ページ、14行目	御指摘の事例1は、日本にある個人情
	12	者への提供の制		報取扱事業者が外国にある事業者に個人
		限(法第24条の	意見:	データの取扱いの委託をする場面におい
		趣旨に沿った措	【事例1】について、再委託先も法第24条第1項の「外国にある第三者」に	て、委託先の外国にある事業者が改正後
		置)	該当しないことが必要であることの説明が必要ではないか。また、同条第2	の法第 24 条第 1 項における「第三者」に
			項については「5. 同意取得時の情報提供」を参照することを記戴しては如何	該当しないこととなるよう、施行規則第
			か。	11条の2第1号の基準を満たす体制を整
				備することにより、同項における本人の
			理由:	同意を得ずに、委託先の外国にある事業

番	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号				
			【事例1】は、法第24条第1項の「外国にある第三者」に該当しないEU域	者に対して個人データを提供することを
			内または体制整備による措置が講じられている事業者に法第23条第5項第1	想定した事例です。
			号の委託の方法による場合の説明であり、法第24条が規制している内容と齟	この場合には、委託先である外国ある
			齬があり誤解されやすいと思われるため。	事業者が更に外国にある第三者に再委託
				に伴って個人データを提供することにつ
			【日本製薬工業協会】	いても、本人の同意を得ずに行うことが
				通常であることから、御指摘の事例 1 に
				おいては、再委託先においても、「法第4
				章第1節の規定の趣旨に沿った措置」の
				実施の確保が求められる旨を記載してお
				ります。
32	4-2-	外国にある第三	<ページ>	個別の事案ごとに判断されますが、委
	12	者への提供の制	P. 36	託元が国内にある事業者である委託先に
		限(法第24条の		対して法第23条第5項第1号に基づき個
		趣旨に沿った措	<該当規定>	人データの取扱いを委託し、当該委託先
		置)	4-2-12 外国にある第三者への提供の制限	が委託に伴って取得した当該個人データ
				を、外国にある事業者に対して再委託に
			<意見>	伴って再提供した場合において、委託先
			日本の事業者が他の日本の事業者に業務委託し、当該委託先業者が海外の事	である国内にある事業者と再委託先であ
			業者に再委託した場合に、最初の事業者には法第24条3項は適用されないと	る外国にある事業者との間の契約等によ
			いう理解でよいか。	り、施行規則第 11 条の 2 第 1 号の基準を
				満たすための「法第4章第1節の規定の

番	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号				
			【日本証券業協会】	趣旨に沿った措置」の実施が確保されて
				いる場合には、改正後の法第24条第3項
				の義務は、原則として委託先に課される
				と考えられます。ただし、この場合で
				も、委託元は委託先に対する監督義務を
				負うため (法第22条)、委託先が再委託
				先に対して必要かつ適切な監督を行って
				いるか等について、適切に把握し監督す
				る必要があります。
33	4-2-	開示(法第28条	該当箇所:外国にある第三者への提供編、42ページ、1行目	御指摘の事例1における前段と後段の
	14	の趣旨に沿った		記載は、法第28条第1項が「保有個人デ
		措置)	意見:	一タ」の取扱いに係る義務であることを
			【事例1】に関し、前段は、外国にある第三者が法第24条第1項の「外国に	踏まえ、法第28条第1項の趣旨に沿った
			ある第三者」に該当し、契約上は委受託であっても、法では委託ではなく第	措置との関係でも、委託先である外国に
			三者提供となる場合であること、後段は、法第24条第1項の「外国にある第	ある事業者にとって、提供された個人デ
			三者」に該当せず法における「委託」である場合であることを明記した記載	ータが「保有個人データ」に該当するか
			としては如何か。	否かを基準として、開示に係る措置の要
				否が変わる旨を記載したものです。
			理由:	そのため、御指摘のように、前段と後
			分かりにくいため	段の記載を委託先における個人データの
				取扱いが法における「委託」に該当する
			【日本製薬工業協会】	

番	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号				
				か否かにより分けているものではありま
				せん。
34	4-2-	開示等の請求等	外国にある第三者への提供編 P48	御理解のとおりです。
	18	に応じる手続	4-2-18 開示等の請求等に応じる手続(法第 32 条の趣旨に沿った措置)	第三者提供時の確認・記録義務につい
		(法第32条の趣		ては、「法第4章第1節の規定の趣旨に沿
		旨に沿った措	4-2 法第4章第1節の規定の趣旨に沿った措置(規則第11条の2第1号関	った措置」として「措置」を講ずること
		置)	係)において下記の記述があります。	を要しないこととしているため、第三者
			「法第24条第1項の「この節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこ	提供記録の開示及びこれに関連する手続
			ととされている措置に相当する措置」に該当するものとして規則第 11 条の 2	等についても、「措置」を講ずることを要
			第1号に「法第4章第1節の規定の趣旨に沿った措置」と規定されている。」	しないこととしています(本ガイドライ
			この 4-2 の中で、下記の記述があります。	ン(外国にある第三者への提供編)案4
			「(※2)・・・第三者提供時の確認・記録義務 (法第 25 条及び第 26	- 2-14参照)。
			条)・・・並びに第三者提供記録の開示(法第28条第5項)及びそれに関連	他方、保有個人データの開示について
			するその他の手続等(法第 27 条及び第 31 条から第 33 条までのうち、第三者	は、法第28条の趣旨に沿った措置を講ず
			提供記録の開示に関連する手続等)については、ここでいう「法第4章第1	ることが認められますので、委託によっ
			節の規定の趣旨に沿った措置」として外国にある第三者等が講ずべき措置に	て外国にある事業者が個人データの提供
			は含まれない。	を受けた場合に、当該個人データが委託
			一方で、4-2-18 開示等の請求等に応じる手続(法第 32 条の趣旨に沿った措	先である外国にある事業者にとって「保
			置)には下記の記述があります。	有個人データ」に該当する場合には、法
			「【事例 1】日本にある個人情報取扱事業者が、外国にある事業者に顧客デー	第 28 条の趣旨に沿った措置として、保有
			タの入力業務を委託する場合	個人データの開示に係る措置を講ずるこ
				とが求められます。

番	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号				
			提供する個人データが外国にある事業者にとって「保有個人データ」に該当	
			する場合には、委託契約により、日本における個人情報取扱事業者が開示等	
			の請求等に応じる手続を履行することについて明確にする。	
			なお、提供する個人データが外国にある事業者にとって「保有個人データ」	
			に該当しない場合には、結果として「措置」としての対応は不要である。」	
			そもそも、日本にある個人情報取扱事業者が、外国にある事業者に個人デー	
			タを提供する場合において、外国にある事業者は「第三者提供記録の開示」	
			は相当措置には含まれず、しかしながら「外国にある事業者にとって保有個	
			人データに該当する場合」には「第三者提供記録の開示」を除いた保有個人	
			データの開示は相当措置に含まれるということでしょうか。	
			分かりやすい解説を求めます。	
			【株式会社シーピーデザインコンサルティング】	
35	4-3	個人データの提	4-3個人データの提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組	御意見は今後の執務の参考とさせてい
		供を受ける者	みに基づく認定を受けていること	ただきます。
		が、個人情報の	51 ページ	
		取扱いに係る国	▶ 「提供先の外国にある第三者が、APEC の CBPR システムの認証を取得し	
		際的な枠組みに	ていることが該当」とある点については、形式的な基準に限らず実効あ	
		基づく認定を受	る判断を行うことが重要である。	
		けていること		
		(規則第11条の	【一般社団法人日本経済団体連合会 デジタルエコノミー推進委員会企画部	
		2 第 2 号関係)	会データ戦略 WG】	

番		該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号				
36	5	同意取得時の情	<該当箇所>	改正後の法第24条第2項の情報提供義
		報提供	個人情報保護法ガイドライン(外国にある第三者への提供編)の一部を改正	務の趣旨は、個人データの越境移転に伴
			する告示(案)	うリスクについて本人の予測可能性を向
			5 同意取得時の情報提供	上させる点にあるところ、本人が自ら個
				人データの提供について要請する場面に
			<意見>	おいても、本人は、提供先の第三者が所
			外国において、本人からの要請を受け、同一の外国にある第三者への個人デ	在する外国の個人情報の保護に関する制
			一タを提供する場合は、原則として、当該個人情報取扱事業者は、「同意取得	度に関する情報や、当該第三者が講ずる
			時の情報提供」を行う必要はないとの理解でよいか(例:シンガポール支店	個人情報の保護のための措置に関する情
			(個人情報取扱事業者である日本法人に帰属)が、本人からの要請を受け	報について、認識していないことが通常
			て、同支店で保管する個人情報を、シンガポール現地の他の法人に提供する	であると考えられます。
			場合)。	そのため、個別の事案ごとに判断され
			また、本人の要請を受けた場所が外国というだけでなく、要請を行った本人	ますが、本人の要請によって外国にある
			が当該外国に居住する者である場合はどうか(例:シンガポール支店(個人	第三者に当該本人の個人データを提供す
			情報取扱事業者である日本法人に帰属)が、シンガポールに居住する本人か	る場合であっても、「外国にある第三者へ
			らの要請を受けて、同支店で保管する個人情報を、シンガポール現地の他の	の個人データの提供を認める旨」の本人
			法人に提供する場合)。	の同意を得ようとする時点において、当
				該本人が、提供先の第三者が所在する外
			<理由>	国の個人情報の保護に関する制度に関す
			左記の場合、本人の要請に基づき、本人が十分に当該国の法規制や相手方の	る情報、及び当該第三者が講ずる個人情
			属性を理解している状況にあるため。	報の保護のための措置に関する情報を適
				切に認識していることを確認できた場合

番号		該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
方			【一般社団法人全国銀行協会】	等の例外的な事由がある場合を除き、個
			1	人情報取扱事業者は、改正後の法第24条
				第2項により求められる情報を当該本人
				に対して提供する必要があります。この
				点は、本人の所在地や居住地が外国であ
				る場合にも同様です。
37	5	 同意取得時の情	 外国にある第三者への提供編 P52	個別の事案ごとに判断されますが、例
		報提供 P52	5 同意取得時の情報提供	えば、委託元が国内の事業者である委託
				 先に対して法第 23 条第 5 項第 1 号に基づ
			 個人情報取扱事業者は、法第 24 条第 1 項の規定により外国にある第三者への	 き個人データの取扱いを委託し、当該委
			│ │個人データの提供を認める旨の本人の同意を取得しようとする場合には、規	 託先が委託に伴って取得した当該個人デ
			│ │則第 11 条の 3 第 2 項から第 4 項までの規定により求められる情報を本人に提	│ │一タを、外国にある事業者に対して再委
			 供しなければならない (法第 24 条第 2 項) とされています。	 託に伴って再提供した場合には、改正後
				の法第24条第1項及び第2項の義務は、
			 委託先(国内企業)の再委託先が外国事業者であった場合、委託元が本人に	 原則として当該委託先に課されると考え
			 対して情報提供をする義務があるかどうかについて解説いただけることを望	られます。ただし、この場合でも、委託
			みます。	元は当該委託先に対する監督義務を負う
				ため (法第 22 条)、当該委託先が再委託
			【株式会社シーピーデザインコンサルティング】	先に対して適法に個人データの提供を行
				っているか等を含め、当該委託先による
				個人データの取扱いについて、適切に把
				握し監督する必要があります。

番		該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号				
38	5	同意取得時の情	<該当箇所>	改正後の法第24条第2項の趣旨には、
		報提供	5 同意取得時の情報提供 (P. 53)	個人データの越境移転を行う事業者にお
				いても、従前以上に、提供先の外国にあ
			<意見>	る第三者における事業環境等を認識する
			「個人データの越境移転に当たっては、…リスクを評価し、…」について、	ことを促すという点もあります。
			リスク評価のフォーマット例をホームページなどで公開していただきたい。	そのため、改正後の法第 24 条第 2 項の
				情報提供の前提として、個人データの越
			<理由>	境移転を行う事業者の責任において、移
			必要事項が網羅されていることが担保されたフォーマット例があると、企業	転先の外国の法制度と我が国の法制度の
			として個人情報保護にかかる工数が削減できるため。	相違等、個人データの越境移転に伴うリ
				スクについて、適切に評価・検討いただ
			【一般社団法人 電子情報技術産業協会 法務・知的財産部会 個人データ	くことが重要であると考えます。
			保護専門委員会】	
39	5	同意取得時の情	<該当箇所>	改正後の法第24条第2項の趣旨には、
		報提供	5 同意取得時の情報提供 (P. 53)	個人データの越境移転を行う事業者にお
				いても、従前以上に、提供先の外国にあ
			<意見>	る第三者における事業環境等を認識する
			「個人データの越境移転に当たっては、…個人データの移転の必要性につい	ことを促すという点もあります。
			て吟味した上で、…」について、移転の必要性を吟味したとするためには、	御指摘の箇所は、改正後の法第 24 条第
			具体的にどのようなことが必要か、また、吟味したことの証跡が必要か、明	2項の情報提供の前提として、個人デー
			確にしていただきたい。	タの越境移転を行う事業者の責任におい
				て、移転先の外国の法制度と我が国の法

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<理由> 各社の対応にバラつきが生じるおそれがあるため。	制度の相違等、個人データの越境移転に 伴うリスクについて、適切に評価・検討 いただくことが重要である旨を記載する
		【一般社団法人 電子情報技術産業協会 法務・知的財産部会 個人データ 保護専門委員会】	ものであり、当該評価・検討についての 証跡を保存することを義務付ける趣旨で はありません。
40 5	同意取得時の情報提供	(外国にある第三者への提供編) 5 同意取得時の情報提供 (5-1)情報提供の方法(規則第11条の3第1項関係) (5-2)提供すべき情報(規則第11条の3第2項関係) (5-3)同意取得時に移転先が特定できない場合等の取扱い(規則第11条の3第3項・第4項関係) 越境移転する場合、同意の取得時に、本人への情報提供を求め、移転先による個人データの適正な取扱いの継続的な確保のための「必要な措置」及び本人の求めに応じた情報提供を求めるよう改正し、ガイドライン案で、同意取得時の情報提供、体制整備要件に基づく越境移転時に移転元が講ずべき「必要な措置」について、事例を含め解釈を具体的に記載することとしています。今後、ますます越境移転が活発になると予測される一方で、個人はいまだその認識が低いことから、今回のガイドライン案について、賛成します。	賛同の御意見として承ります。

番	į	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号				
			中でも、本人がリスクを適切に把握できるよう、①移転先が所在する外国	
			の名称、②個人情報保護制度等に関して、我が国の制度や我が国事業者に求	
			められる措置との本質的な差異についての情報提供を求めることとされてい	
			ますが、個人情報を提供するかどうか判断するための情報として、大変重要	
			で有益です。	
			国によって個人情報保護制度が異なり、提供先によってはリスクが大きいこ	
			とを理解し、どの程度の制度であれば安心なのかを判断するためには、情報	
			提供に工夫が必要です。オンライン上での表記であることを生かして、こう	
			した規定があることの意味も含め、できる限りわかりやすく書き方に工夫を	
			していただくよう要望します。	
			【公益社団法人全国消費生活相談員協会】	
41	5	同意取得時の情	<ページ>	同意取得時の情報提供に関する改正後
		報提供	P. 53	の法第24条第2項の規定は、個人情報取
				扱事業者が令和2年改正法の施行日以後
			<該当規定>	に法第24条第1項の規定により本人の同
			5 同意取得時の情報提供	意を得る場合について適用されます(令
				和2年改正法附則第4条第1項)。
			<意見>	そのため、改正後の法第24条第2項
			同意取得時の情報提供に関する第24条第2項の規定は、改正法令施行後に同	は、令和2年改正法の施行日前に既に外
			意を取得しようとする場合から適用するとのことだが、当該法令に紐づき求	国にある第三者への個人データの提供を
			められる本ガイドラインの対応も、改正法令施行後に同意を取得しようとす	

番	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号				
			る顧客にのみ提供されるという理解でよいか(例えば、同意取得時に提供先	認める旨の本人の同意を取得している場
			となる外国が特定できない場合に、事後的に提供先の第三者が所在する外国	合には、適用されません。
			が特定できたときは、本人の求めに応じて情報提供を行うことが本ガイドラ	もっとも、この場合であっても、本人
			イン上望ましいとされているが、ここで言う「本人」というのは改正法令施	の求めがあった場合には、事業者におい
			行後に同意を取得した本人に限定されるという理解でよいか。)。	て情報提供を行うことが望ましいと考え
				られます。
			【日本証券業協会】	
42	5–1	情報提供の方法	<条文>	同意取得時の情報提供により、個人デ
		(規則第11条の	5-1 (P. 54·9 行目)	- タの越境移転に係るリスクについての
		3 第 1 項関係		本人の予測可能性を向上させ、本人が同
			<意見・理由>	意の可否を適切に判断できるようにする
			• 情報提供の方法として事例 4 にある「必要な情報をホームページに掲載	という改正後の法第24条第2項の趣旨を
			し、本人に閲覧させる方法」を取る場合に、「我が国又は外国の行政機関	踏まえると、本人に対する情報提供は、
			等が公表している情報」が掲載された行政機関等のホームページの URL	改正後の施行規則第 11 条の 3 第 2 項から
			を、事業者のホームページに掲載する方法が認められると解してよい	第4項までの規定により求められる情報
			か。	を本人が確実に認識できると考えられる
				適切な方法で行う必要があります。
			【一般社団法人 日本損害保険協会】	個別の事案ごとに判断されますが、改
				正後の施行規則第 11 条の 3 第 2 項から第
				4項までの規定により求められる情報が
				掲載されたWebページが存在する場合
				に、当該WebページのURLを自社の

番		該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号				
				ホームページに掲載し、当該URLに掲
				載された情報を本人に閲覧させる方法
				も、改正後の施行規則第11条の3第1項
				における「適切な方法」に該当すると考
				えられます。
				なお、この場合であっても、例えば、
				当該URLを本人にとって分かりやすい
				場所に掲載した上で、同意の可否の判断
				の前提として、本人に対して当該情報の
				確認を明示的に求めるなど、本人が当該
				URLに掲載された情報を閲覧すると合
				理的に考えられる形で、情報提供を行う
				必要があると考えられます。
43	5-1	情報提供の方法	<該当箇所>	同意取得時の情報提供により、個人デ
		(規則第11条の	個人情報保護法ガイドライン(外国にある第三者への提供編)の一部を改正	- タの越境移転に係るリスクについての
		3 第 1 項関係	する告示(案)	本人の予測可能性を向上させ、本人が同
			5-1情報提供の方法(規則第11条の3第1項関係)	意の可否を適切に判断できるようにする
				という改正後の法第24条第2項の趣旨を
			<意見>	踏まえると、本人に対する情報提供は、
			「事例 4)必要な情報をホームページに掲載し、本人に閲覧させる方法」と	改正後の施行規則第 11 条の 3 第 2 項から
			されているが、これは、ホームページ上の本人が閲覧することが容易な場所	第4項までの規定により求められる情報
			に必要な情報を掲載すれば当該方法に該当し、実際に本人が閲覧したことの	

番	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号				
			確認までは不要との理解でよいか。仮に、これでは足りないとされる場合に	を本人が確実に認識できると考えられる
			おいて、「本人に閲覧させる」とは、例えば、必要となる情報が掲載された画	適切な方法で行う必要があります。
			面に1回程度の操作で遷移するよう設定したリンクやボタンを示すことでも	そのため、個別の事案ごとに判断され
			足りるか。	ますが、ホームページに必要な情報を掲
				載する場合においても、例えば、必要な
			<理由>	情報を本人にとって分かりやすい場所に
			ホームページに掲載しただけでは足りず、実際に本人が閲覧したことまで確	掲載した上で、同意の可否の判断の前提
			認が必要とすると、他の掲載事例との比較や「提供」という法文の文言から	として、本人に対して当該情報の確認を
			過度に厳格ではないかと考えられるため。	明示的に求めるなど、本人が当該情報を
				閲覧すると合理的に考えられる形で、情
			【一般社団法人全国銀行協会】	報提供を行う必要があると考えられま
				す。
44	5-2	提供すべき情報	【該当箇所】	改正後の法第24条第2項の趣旨には、
		(規則第 11 条の	5-1 情報提供の方法(規則第11条の3第1項関係)(53頁~)	個人データの越境移転を行う事業者にお
		3 第 2 項関係)		いても、従前以上に、提供先の外国にあ
			【意見】	る第三者における事業環境等を認識する
			1 「『個人情報の保護に関する法律施行令及び個人情報保護委員会事務局組	ことを促すという点もありますので、当
			織令の一部を改正する政令(案)』及び『個人情報の保護に関する法律施行	該外国における個人情報の保護に関する
			規則の一部を改正する規則(案)』に関する意見募集結果」264番(159	制度についての確認は、提供元の事業者
			頁)において、「当委員会においても、外国の個人情報の保護に関する制度	の責任において行っていただくべきもの
			について、事業者の参考となる一定の情報を取りまとめて公表する予定で	であると考えております。
			す」とあるが、個人情報保護委員会が公表する情報の内容(骨子)および	

番		該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号				
			公表のスケジュール(どの国の情報をどのスケジュールで公表するか)に	もっとも、当委員会においても、外国
			ついて、明らかにされたい。	の個人情報の保護に関する制度につい
			2 また、その公表される情報の中には、ガバメントアクセスやデータロー	て、事業者の参考となる一定の情報をと
			カリゼーション等の個人情報保護法以外の周辺の法制度の情報も含まれる	りまとめて公表する予定です。対象予定
			か確認したい。	国や公表に向けたスケジュール等につい
				ては、本年の秋頃を目途にお示しするこ
			【理由】	とを検討してまいります。
			これらの公表情報をどの程度活用できるのかにより、事業者側のガイドラ	
			インへの対応の方法も変わり、当該情報の公表内容や公表に至るマイルスト	
			ーンが提示されないことは、事業者の改正法対応のスケジュールを不安定な	
			ものにし、結果として事業者に過度な負担を強いることになるためである。	
			【経営法友会】	
45	5-2	提供すべき情報	(該当箇所)	改正後の法第 24 条第 2 項の情報提供義
		(規則第 11 条の	<u>外国にある第三者への提供編</u> の 54 ページ・14 行目~62 ページ・5 行目	務の趣旨は、個人データの越境移転に伴
		3 第 2 項関係		うリスクについて本人の予測可能性を向
			(御意見)	上させる点にあるところ、本人が自ら個
			5-2 関係	人データの提供について要請する場面に
			規則第11条の3第2項各号規定の情報の提供に関して、本人の依頼に基づ	おいても、本人は、提供先の第三者が所
			き当該個人の情報を外国にある第三者に提供する場合、状況によっては本人	在する外国の個人情報の保護に関する制
			においても同項各号規定の情報に関する事項をあらかじめ了知しているケー	度に関する情報や、当該第三者が講ずる
				個人情報の保護のための措置に関する情

番		該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号				
			スも考えられる(例えば、弁護士等が、外国の金融機関に対して、本人を代	報について、認識していないことが通常
			理して照会を行う場合など)。	であると考えられます。
			このような場合にも常に同項各号規定の情報を提供したうえでの同意取得が	そのため、個別の事案ごとに判断され
			必要とすると、同項各号規定の情報提供の手続に時間を要し、却って本人の	ますが、本人の要請によって外国にある
			利益を損なう懸念もある。	第三者に当該本人の個人データを提供す
			そこで、「本人が外国にある第三者とあらかじめ契約関係があるなどの事情	る場合であっても、「外国にある第三者へ
			により、規則第11条の3第2項各号規定の情報をあらかじめ了知していると	の個人データの提供を認める旨」の本人
			合理的に判断できる場合であり、本人の依頼に基づき外国にある第三者に対	の同意を得ようとする時点において、当
			して個人情報の提供をする場合」については、当該事情を以って規則第 11 条	該本人が、提供先の第三者が所在する外
			の3第2項各号規定の情報の提供がすでに行われていると整理すべきと考え	国の個人情報の保護に関する制度に関す
			る。	る情報、及び当該第三者が講ずる個人情
				報の保護のための措置に関する情報を適
			【個人】	切に認識していることを確認できた場合
				等の例外的な事由がある場合を除き、個
				人情報取扱事業者は、改正後の法第 24 条
				第2項により求められる情報を当該本人
				に対して提供する必要があります。
46	5-2	提供すべき情報	<ページ、行>	個別の事案ごとに判断されますが、例
		(規則第 11 条の	P55、L8	えば、本人が移転先の外国を決めている
		3 第 2 項関係		場合のように、本人が移転先国の名称を
			<記載>	認識していることが確実である場合に

番	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号				
			提供先の第三者が所在する外国(※1)の名称をいう(※2)。必ずしも正式	は、事業者側から重ねて情報提供する必
			名称を求めるものではないが、本人が自己の個人データの移転先を合理的に	要はないと考えられます。
			認識できると考えられる名称でなければならない。	もっとも、この場合でも、提供先の第
				三者が所在する外国の個人情報の保護に
			<意見>	関する制度に関する情報や、当該第三者
			海外ホテルの予約に伴う予約先ホテルへの提供など、実質的に本人が提供先	が講ずる個人情報の保護のための措置に
			国名を認識している場合、明示的に外国の名称を同意取得時に明記していな	関する情報について、認識していないこ
			いとしても、法 24 条の同意を取得しているものと評価してよいか、ご教示い	とが通常であると考えられるため、「外国
			ただきたい。	にある第三者への個人データの提供を認
				める旨」の本人の同意を得ようとする時
			<理由>	点において、当該本人が、提供先の第三
			明示が無くても、本人は移転先を合理的に認識できるものと考えられるた	者が所在する外国の個人情報の保護に関
			め。	する制度に関する情報、及び当該第三者
				が講ずる個人情報の保護のための措置に
			【楽天グループ株式会社】	関する情報を適切に認識していることを
				確認できた場合等の例外的な事由がある
				場合を除き、個人情報取扱事業者は、こ
				れらの情報を当該本人に対して提供する
				必要があります。
47	5-2 拼	是供すべき情報	<該当箇所>	1) 個別の事案ごとに判断する必要があ
	((規則第 11 条の	5-2 提供すべき情報(1) (P. 55)	りますが、国内にある提供元の事業
	3	第2項関係)		者が、日本法人の外国支店に直接個

番		該当箇所	寄せられた御意見		御意見に対する考え方
号					
			<意見>		人データを提供する場合には、「外国
			提供先の第三者が所在する外国の名称について、「所在」の定義を明確に示し		にある第三者」への提供に該当し得
			ていただきたい。		ると考えられます。
			例えば、下記のように具体的に示していただきたい。	2)	改正後の施行規則第11条の3第2項
			1) 提供先の第三者が日本法人であって、当該日本法人の支店がインドにあ		第1号の「当該外国の名称」におけ
			り、提供した日本人の個人データがそのインドにある支店で取り扱われ		る外国とは、提供先の第三者が個人
			ている場合は、外国にある第三者への提供に該当しないと考えて良い		データを保存するサーバが所在する
			か?		外国ではなく、提供先の第三者が所
			2) また、提供先の米国法人が運営するデータセンターがインドにあり、日		在する外国をいいます。そのため、
			本人の個人データがそのインドにあるデータセンターで取り扱われてい		御指摘のケースでは、「当該外国の名
			る場合は、本人同意を取得するときに本人へ情報提供する外国名として		称」として米国である旨を情報提供
			は米国で良いか?		することが求められます。
					なお、提供先の第三者が所在する外
			<理由>		国の名称に加え、当該第三者が個人
			外国に所在するデータセンター等で個人情報が取り扱われる場合、情報提供		データを取り扱うサーバの所在国に
			の対象が、データセンター等を運営する法人が所在する外国名なのか、デー		ついても情報提供することは、望ま
			タセンター等が置かれている外国名なのかが判然としないため。		しい取組であると考えられます。
			│ │【一般社団法人 電子情報技術産業協会 法務・知的財産部会 個人データ		
			保護専門委員会】		
48	5-2	提供すべき情報	【該当箇所】	1	御理解のとおり、改正後の施行規則
		(規則第 11 条の			第11条の3第2項第1号の「当該外

番	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号			
	3 第 2 項関係)	5-2(1) 「当該外国の名称」(規則第 11 条の 3 第 2 項第 1 号関係) ※2 (55	国の名称」における外国とは、提供
		頁~)	先の第三者が所在する外国をいい、
			当該第三者が法人である場合には、
		【意見】	通常、当該第三者の本店所在地があ
		1 「提供先の第三者が所在する外国」とは、提供先の第三者が法人や組合	る国がこれに該当すると考えられま
		の場合は当該第三者の登記上の本店所在地がある国でよいのか確認したい	す。
		2 その第三者の支店等がある国についても提供する必要があるのか、以下	2 提供先である外国にある第三者が別
		の場合に分けて明示されたい。	の国に支店や現地子会社等を有する
		① 同一法人の支店	場合において、当該支店や現地子会
		② 同一法人の駐在員	社等を有する国の名称について情報
		③ 海外子会社	提供すべきかは、日本にある個人情
		④ 海外関連会社	報取扱事業者が直接当該支店や現地
		⑤ 組合の場合の組合員	子会社等に対して個人データを提供
			するものか又は外国にある第三者を
		【理由】	経由して提供するものか等の個人デ
		提供先の第三者がグローバル展開する事業者の場合、それらの海外拠点等	ータの提供のフローや、提供された
		の所在地も当該「外国」に含まれるとすると、開示すべき外国の範囲が無制	個人データの取扱状況等を踏まえて
		限に広がり、事業者に過度な負担となるため、ガイドラインの中で明確な線	個別の事案ごとに判断する必要があ
		引きを示す必要があるためである。	ると考えられます。
			もっとも、例えば、日本にある個人
		【経営法友会】	情報取扱事業者が外国にある第三者
			に個人データを提供した上で、その

番	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号				
				後に当該外国にある第三者が当該個
				人データを別の外国に所在する支店
				等に再提供し、取り扱わせる場合に
				おいては、改正後の法第24条第2
				項、改正後の施行規則第 11 条の 3 第
				2項第1号により日本にある個人情
				報取扱事業者が情報提供する必要の
				ある「当該外国の名称」は、当該外
				国にある第三者が所在する外国の名
				称であり、支店等が所在する外国の
				名称はこれに該当しないと考えられ
				ます。
49	5-2	提供すべき情報	<条文>	御理解のとおりです。
		(規則第 11 条の	5-2(2) (P. 56·7行目)	日本にある個人情報取扱事業者が外国
		3 第 2 項関係)		にある第三者に対して個人データの取扱
			<意見・理由>	いの委託を行う場合において、委託契約
			• 「当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報」の調	においてOECDプライバシーガイドラ
			査方法について具体的な説明が無いが、例えば委託先に対して OECD8 原	イン8原則に対応する措置を講ずる義務
			則に対応する措置を講じる義務を委託契約等で課していれば、その旨を	を課している場合には、改正後の施行規
			情報提供すれば足りると解してよいか。	則第11条の3第2項第3号の「当該第三
				者が講ずる個人情報の保護のための措置
			【一般社団法人 日本損害保険協会】	

番号		該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
75				に関する情報」として、その旨の情報提供を行うことで足りると考えられます。
50	5-2	提供すべき情報	【該当箇所】	一般的に現状の案で御理解いただける
		(規則第 11 条の 3 第 2 項関係)	5-2(2)① 【適切かつ合理的な方法に該当する事例】(56 頁) 	ものと考えます。
			【意見】	
			事例 1)、事例 2) ともに、事業者側が「適切かつ合理的な方法」の範囲を	
			判断する説明としては不十分であり、より具体的な事例を追加列挙された	
			し、。	
			【理由】	
			┗゚ーートーーー 改正案の事例だけでは、具体的な検討において事業者側で具体的な判断を	
			 下す際の判断基準として不十分であり、検討している方法が適切か合理的か	
			の判断は難しいと考えるためである。	
			【経営法友会】	
51	5-2	提供すべき情報	(該当箇所)	改正後の法第24条第2項の趣旨には、
		(規則第 11 条の	〇 <u>外国にある第三者への提供編</u> の 56 ページ・19 行目 ~62 ページ・5 行目	個人データの越境移転を行う事業者にお
		3 第 2 項関係)	5 同意取得時の情報提供/5-2 提供すべき情報/(2)②「当該外国における個	いても、従前以上に、提供先の外国にあ
			人情報の保護に関する情報」	る第三者における事業環境等を認識する
				ことを促すという点もありますので、当
			(意見)	該外国における個人情報の保護に関する

番		該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号	_			
			提供先の第三者が所在する外国の個人情報保護制度については、	制度についての確認は、提供元の事業者
			企業ごとが異なる情報を提供するのではなく、個人情報保護委員会がウェブ	の責任において行っていただくべきもの
			サイトで公開する情報に基づいて提供されることを推奨します。	であると考えております。
				もっとも、当委員会においても、外国
			(理由)	の個人情報の保護に関する制度につい
			個人データの国際的な移転が可能になることは、あらゆる規模や産業分野の	て、事業者の参考となる一定の情報をと
			企業にとって極めて重要です。ガイドライン案では、国際的なデータ移転に	りまとめて公表する予定です。
			関し、一定の情報を本人に提供するという改正個人情報保護法により課せら	
			れた要件を記しています。	
			ガイドライン案では、提供先の第三者が所在する外国の個人情報保護制度に	
			ついて、本人に提供すべき情報の例が挙げられています。しかし、このよう	
			な方法では、企業ごとに異なる情報が提供され、本人の混乱を招き、結果的	
			に個人情報の利用に支障をきたすことになるのではないかと我々は懸念して	
			おります。従って、外国の個人情報保護制度に関する情報が、貴委員会が貴	
			委員会のウェブサイトで提供する情報に基づいて提供されることを推奨しま	
			す。	
			【BSA ザ・ソフトウェア・アライアンス】	
52	5–2	提供すべき情報	(該当箇所)	改正後の法第24条第2項の趣旨には、
		(規則第 11 条の	○ <u>外国にある第三者への提供編</u> の 56 ページ・19 行目 ~62 ページ・5 行目	個人データの越境移転を行う事業者にお
		3 第 2 項関係)		いても、従前以上に、提供先の外国にあ

番	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号			
		5 同意取得時の情報提供/5-2 提供すべき情報/(2)②「当該外国における個	る第三者における事業環境等を認識する
		人情報の保護に関する情報」	ことを促すという点もありますので、当
			該外国における個人情報の保護に関する
		(意見)	制度についての確認は、提供元の事業者
		提供先の第三者が所在する外国の個人情報保護制度については、	の責任において行っていただくべきもの
		企業ごとが異なる情報を提供するのではなく、個人情報保護委員会がウェブ	であると考えております。
		サイトで公開する情報に基づいて提供されることを推奨します。	もっとも、当委員会においても、外国
			の個人情報の保護に関する制度につい
		(理由)	て、事業者の参考となる一定の情報をと
		ガイドライン案では、国際的なデータ移転に関し、一定の情報を本人に提供	りまとめて公表する予定です。
		するという改正個人情報保護法により課せられた要件を記しています。	
		さらに、ガイドライン案では、提供先の第三者が所在する外国の個人情報保	
		護制度について、本人に提供すべき情報の例が挙げられています。しかし、	
		このような方法では、企業ごとに異なる情報が提供され、本人の混乱を招	
		き、結果的に個人情報の利用に支障をきたすことになるのではないかと我々	
		は懸念しております。従って、外国の個人情報保護制度に関する情報が、貴	
		委員会が貴委員会のウェブサイトで提供する情報に基づいて提供されること	
		を推奨します。	
		【グローバル・デーク・マニノマンフ】	
		【グローバル・データ・アライアンス】	

番		該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号 52	5-2	担併するも様却	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	カエダの辻笠の人名笠の石の物屋には
53	5-2	提供すべき情報	5-2 提供すべき情報	改正後の法第24条第2項の趣旨には、
		(規則第 11 条の	56ページ	個人データの越境移転を行う事業者にお
		3 第 2 項関係)	(2) ①	いても、従前以上に、提供先の外国にあ
			▶ 「当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報」の確認	る第三者における事業環境等を認識する
			における「適切かつ合理的な方法」の事例について、個人データ提供先	ことを促すという点もありますので、当
			である外国の第三者から法制度に関する十分な情報を得ることは困難で	該外国における個人情報の保護に関する
			あるほか、外国の行政機関が公表している情報を民間事業者がタイムリ	制度についての確認は、提供元の事業者
			一に収集することは非常に大きな負担となるため、より現実的な運用を	の責任において行っていただくべきもの
			目指すべき。	であると考えております。
				もっとも、当委員会においても、外国
			【一般社団法人日本経済団体連合会 デジタルエコノミー推進委員会企画部	の個人情報の保護に関する制度につい
			会データ戦略 WG】	て、事業者の参考となる一定の情報をと
				りまとめて公表する予定です。
54	5-2	提供すべき情報	<ページ、行>	改正後の法第24条第2項の趣旨には、
		(規則第 11 条の	P56、L8	個人データの越境移転を行う事業者にお
		3 第 2 項関係)		いても、従前以上に、提供先の外国にあ
			<記載>	る第三者における事業環境等を認識する
			適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関	ことを促すという点もありますので、当
			する制度に関する情報(規則第 11 条の3第2項第2号関係)	該外国における個人情報の保護に関する
				制度についての確認は、提供元の事業者
			・・・事例2)我が国又は外国の行政機関等が公表している情報を確認する	の責任において行っていただくべきもの
			方法	であると考えております。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
<u></u>		〈意見〉 外国の制度について、改めて、個人情報保護委員会からも情報提供いただくことをお願いしたい。事業者において提供先国に関する情報のリサーチをさせて保護の状況を把握させるという趣旨は理解できるが、各事業者個別に各国法制度をリサーチさせるのではなく、当局から提示される情報をリサーチして把握するというのでも十分趣旨は達成され、非効率性や過度な負担も低減される。 〈理由〉 全ての提供先国の外国法制度を個別にリサーチすることは、事業者の規模も大小様々であり、現実的には相当程度の負担となり得るもので、当局からの情報提供を改めてお願いしたい。	もっとも、当委員会においても、外国の個人情報の保護に関する制度について、事業者の参考となる一定の情報をとりまとめて公表する予定です。
55	提供すべき情報 (規則第 11 条の 3 第 2 項関係)	【楽天グループ株式会社】 21-5 外国の制度を調査するために、事業者はどの程度の調査を行えばよいのか。提供先の第三者からのヒアリングで足りるか。当該外国の行政機関等がウェブサイト等において公表している情報を確認する程度で足りるか。当該外国政府に対して照会を行う(あるいは提供先を通じて照会させる)必要があるか。現地の弁護士等から意見書を取得する必要はあるか。外国にある第三者への提供編 6-1 に記載されている程度で足りるのであれば、その旨を明示されたい。	改正後の施行規則第 11 条の 3 第 2 項第 2 号の「外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報」は、一般的な注意力をもって適切かつ合理的な方法により確認したものである必要があります。

番 号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
万				
			 【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	ごとに判断する必要がありますが、例え
				ば、提供先の外国にある第三者に照会す
				│ │る方法や、我が国又は外国の行政機関等
				 が公表している情報を確認する方法等が
				 考えられます。必ずしも現地の弁護士等
				からの意見書等の取得までを求めるもの
				ではありません。
56	5-2	提供すべき情報	21-6 (2)①事例 2)は「我が国又は外国の行政機関等が公表している情報を	改正後の法第24条第2項の趣旨には、
		(規則第 11 条の	確認する方法」としているが、これは、PPCが各国の情報を公表するという	個人データの越境移転を行う事業者にお
		3 第 2 項関係)	趣旨で良いか。具体的にどの国の情報が公表される予定か。	いても、従前以上に、提供先の外国にあ
				る第三者における事業環境等を認識する
			【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	ことを促すという点もありますので、当
				該外国における個人情報の保護に関する
				制度についての確認は、提供元の事業者
				の責任において行っていただくべきもの
				であると考えております。
				もっとも、当委員会においても、外国
				の個人情報の保護に関する制度につい
				て、事業者の参考となる一定の情報をと
				りまとめて公表する予定です。対象予定
				国や公表に向けたスケジュール等につい

番号		該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
万				ては、本年の秋頃を目途にお示しするこ とを検討してまいります。
577	5-2	提供すべき情報 (規則第 11 条の 3 第 2 項関係)		とを検討してまいります。 改正後の法第 24 条第 2 項の趣旨には、個人データの越境移転を行う事業者においても、従前以上に、提供先の外国にある第三者における事業環境等を認識することを促すという点もありますので、当時についての確認は、提供元の事業者の責任において行っていただくべきものであると考えております。 もっとも、当委員会においても、外国の個人情報の保護に関する制度について、事業者の参考となる一定の情報をとりまとめて公表する予定です。

番		該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号		T		
			【一般社団法人全国銀行協会】	
58	5-2	提供すべき情報	<該当箇所>	改正後の法第24条第2項の趣旨には、
		(規則第 11 条の	5-2 (提供すべき情報)	個人データの越境移転を行う事業者にお
		3 第 2 項関係)		いても、従前以上に、提供先の外国にあ
			<意見・要望等>	る第三者における事業環境等を認識する
			3月24日に公表された、パブリック・コメント意見募集結果(概要)8頁の	ことを促すという点もありますので、当
			項番25に、「当委員会においても、外国の個人情報の保護に関する制度につ	該外国における個人情報の保護に関する
			いて、事業者の参考となる一定の情報を取りまとめ公表する予定です。」とあ	制度についての確認は、提供元の事業者
			る。	の責任において行っていただくべきもの
				であると考えております。
			個人情報保護委員会がとりまとめ公表する予定の、外国の個人情報の保護に	もっとも、当委員会においても、外国
			関する制度については、我が国の個人情報取扱事業者が幅広く利用できるよ	の個人情報の保護に関する制度につい
			うに、改正法施行日までに、個人情報の移転が想定されるすべての国の制度	て、事業者の参考となる一定の情報をと
			を網羅的に公表していただきたい。	りまとめて公表する予定です。対象予定
				国や公表に向けたスケジュール等につい
			【一般社団法人国際銀行協会】	ては、本年の秋頃を目途にお示しするこ
				とを検討してまいります。
59	5-2	提供すべき情報	2. 外国にある第三者への提供編(案)	(ア)御理解のとおりです。なお、提供先
		(規則第 11 条の		の第三者が所在する外国において、
		3 第 2 項関係)	(番号)	個人情報の保護に関する制度が存在
			5-2 (2)	する場合には、当該制度に係る法令

番	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号			
			の個別の名称を本人に情報提供する
		(項目)	ことは求められないものの、本人の
		「適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に	求めがあった場合に情報提供できる
		関する制度に関する情報」	ようにしておくことが望ましいと考
			えられます。
		【確認】	(イ)前段については、御理解のとおりで
			す。「指標となり得る情報」について
		(具体的な内容)	は存在する場合にのみ提供すれば足
		(2)の(ア)~(エ)について、個人情報取扱事業者の提供すべき内容に	ります。
		ついて以下ご教示いただきたい。	後段については、例えば、「GDPR
		・(ア) 当該外国における個人情報の保護に関する制度の有無は、「個人情報	第 45 条に基づく十分性認定の取得国
		の保護に関する制度」の有無のみを記載すればよいという理解で良いか。	であること」については、当委員会
		・(イ) 当該外国の個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情	が我が国と同等の保護水準にあると
		報の存在は、「指標となり得る情報」が存在する場合のみ記載すればよいとい	認められる個人情報の保護に関する
		う理解で良いか。また、「当該指標となり得る情報が個人データの越境移転に	制度を有する外国等として指定して
		伴うリスクとの関係でどのような意味を持つかについても、本人に対して情	いるEU(EU加盟国及び欧州経済
		報提供を行うことが望ましい」とある。この点、当該外国の個人情報の保護	領域の一部であるアイスランド、ノ
		に関する制度についての指標となり得る情報に該当する事例は示されている	ルウェー、リヒテンシュタイン) の
		が、『個人データの越境移転に伴うリスクとの関係でどのような意味を持つか	個人情報の保護に関する制度である
		についての本人への情報提供』の事例を追記してはどうか。	GDPRに基づき、欧州委員会が十
		・(ウ) OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する事業者の義務又	分なデータ保護の水準を有している
		は本人の権利の不存在は(イ)を記載する場合は不要であり、また、OEC	と認められる旨の決定を行っている

番	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号			
		Dプライバシーガイドライン8原則に対応する事業者の義務又は本人の権利	国であることから、概ね我が国と同
		の存在有無(無の場合はその内容)を記載すれば良いという理解でよいか。	等の個人情報の保護が期待できると
		・(エ) その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度の存在	いう意味で、「指標となり得る情報」
		は、「その他本人の権利利益に重大影響を及ぼす可能性のある制度」が存在す	に該当すると考えられます。
		る場合のみ記載すればよいという理解で良いか。	この場合、「指標となり得る情報」の
			意味に関する本人への情報提供とし
		【一般社団法人 生命保険協会】	ては、例えば、「GDPRに基づき、
			欧州委員会が十分なデータ保護の水
			準を有していると認められる旨の決
			定を行っている国であることから、
			概ね我が国と同等の個人情報の保護
			が期待できる」といった情報提供を
			行うことが考えられます。
			(ウ)前段については、「指標となり得る情
			報」について情報提供することで、
			個人データの越境移転に伴うリスク
			についての本人の予測可能性は一定
			程度担保されると考えられるため、
			この場合には、OECDプライバシ
			ーガイドライン8原則に対応する事
			業者の義務又は本人の権利の不存在

番		該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号				
				に関する情報提供は求められませ
				ん。
				後段については、提供先の第三者が
				所在する個人情報の保護に関する制
				度において、OECDプライバシー
				ガイドライン8原則に対する事業者
				の義務又は本人の権利の不存在があ
				る場合には、その内容について情報
				提供する必要があります。なお、提
				供先の第三者が所在する外国の個人
				情報の保護に関する制度に、OEC
				Dプライバシーガイドライン8原則
				に対応する事業者の義務及び本人の
				権利が全て含まれる場合には、その
				旨を本人に情報提供すれば足りると
				考えられます。
				(エ)御理解のとおりです。
60	5-2	提供すべき情報	<該当箇所>	改正後の法第24条第2項の趣旨には、
		(規則第 11 条の	5-2 提供すべき情報(2)(P.56-60)	個人データの越境移転を行う事業者にお
		3 第 2 項関係)		いても、従前以上に、提供先の外国にあ
			<意見>	る第三者における事業環境等を認識する
				ことを促すという点もありますので、当

番		該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号				
			「適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に	該外国における個人情報の保護に関する
			関する制度に関する情報」は、個人情報保護委員会が主要な国々の制度につ	制度についての確認は、提供元の事業者
			いて最新の情報を集約して公開し、事業者は当該情報のある URL のリンクを	の責任において行っていただくべきもの
			貼るのみで足りるものとするなど、配慮していただきたい。	であると考えております。
				もっとも、当委員会においても、外国
			<理由>	の個人情報の保護に関する制度につい
			外国にある第三者に個人データを提供している日本企業は多数あり、提供先	て、事業者の参考となる一定の情報をと
			の外国の制度に関する情報を収集するためにコンプライアンス・コストの増	りまとめて公表する予定です。
			加が大きな問題となる。結果として企業収益が圧迫され、国際競争力の低下	
			に繋がることを危惧する。また、外国の制度に関する情報の(ア)から	
			(エ)(特に(ウ)及び(エ)は解釈を含む)の観点について、各個社から個	
			別の異なる情報が提供された場合、却って消費者に混乱が生じ、個人情報の	
			利用を著しく阻害してしまう可能性があるため。	
			【一般社団法人 電子情報技術産業協会 法務・知的財産部会 個人データ	
			保護専門委員会】	
61	5-2	提供すべき情報	<該当箇所>	本人に対する情報提供は、改正後の施
		(規則第 11 条の	5 (同意取得時の情報提供)	行規則第11条の3第2項から第4項まで
		3 第 2 項関係)	5-1 (情報提供の方法)	の規定により求められる情報を本人が確
				実に認識できると考えられる適切な方法
			<意見・要望等>	で行う必要があります。

番		該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号				
			5-2(提供すべき情報)の事例として、「事例2) 我が国又は外国の行政機	例えば、改正後の施行規則第 11 条の 3
			関等が公表している情報を確認する方法」とあることから、以下のとおり追	第2項から第4項までの規定により求め
			記して頂きたい。	られる情報が掲載されたWebページが
				存在する場合に、当該W e bページのU
			【適切な方法に該当する事例】	RLを本人に対して提供し、当該URL
			事例 1) 必要な情報を電子メールにより本人に送付する方法 <u>(当該情報の</u>	に掲載された情報を本人に閲覧させる方
			URL でも可)	法も、改正後の施行規則第 11 条の 3 第 1
			事例 2) 必要な情報を記載した書面を本人に直接交付する方法 <u>(当該情報の</u>	項における「適切な方法」に該当すると
			URL でも可)	考えられます。
			事例 3) 必要な情報を本人に口頭で説明する方法 <u>(当該情報の URL でも可)</u>	改正後の法第 24 条第 2 項に基づく情報
			事例 4)必要な情報をホームページに掲載し、本人に閲覧させる方法 <u>(当該</u>	提供の方法の更なる具体例等について
			<u>情報の URL でも可</u>)	は、Q&Aでお示しすることを検討して
				まいります。
			【一般社団法人国際銀行協会】	
62	5-2	提供すべき情報	【該当箇所】	同意取得時の情報提供により、個人デ
		(規則第 11 条の	5-1 【適切な方法に該当する事例】(54頁)	一タの越境移転に係るリスクについての
		3 第 2 項関係)		本人の予測可能性を向上させ、本人が同
			【意見】	意の可否を適切に判断できるようにする
			1 たとえば、個人情報保護委員会が提供を予定している、外国の制度の概要	という改正後の法第 24 条第 2 項の趣旨を
			等についての情報のリンクを本人に知らせて閲覧させる方法でも、その中	踏まえると、本人に対する情報提供は、
			で必要な情報が記載されていれば、適切な情報提供方法であると考えてよ	改正後の施行規則第 11 条の 3 第 2 項から
			いか確認したい。	第4項までの規定により求められる情報

番		該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号				
			2 また、個人情報保護委員会以外の公的機関や、海外の公的機関が公表する	を本人が確実に認識できると考えられる
			関連情報へのリンク、または、第三者機関・民間団体・事業者等が提供す	適切な方法で行う必要があります。
			る情報へのリンクを本人に知らせて閲覧させる方法でも、必要な情報が記	個別の事案ごとに判断されますが、改
			載されていればそれで足りると考えてよいか確認したい。	正後の施行規則第 11 条の 3 第 2 項から第
				4項までの規定により求められる情報が
			【理由】	掲載されたWebページが存在する場合
			外国の制度概要等の情報提供を事業者ごとに行わせることは、事業者にと	に、当該WebページのURLを自社の
			って過大な負担となり、また社会経済的にも効率がよいとはいえず、個人情	ホームページに掲載し、当該URLに掲
			報保護委員会のような公的な機関等が必要な情報を取りまとめ、開示する方	載された情報を本人に閲覧させる方法
			法が望ましいと考えるためである。	も、改正後の施行規則第11条の3第1項
				における「適切な方法」に該当すると考
			【経営法友会】	えられます。
				なお、この場合であっても、例えば、
				当該URLを本人にとって分かりやすい
				場所に掲載した上で、同意の可否の判断
				の前提として、本人に対して当該情報の
				確認を明示的に求めるなど、本人が当該
				URLに掲載された情報を閲覧すると合
				理的に考えられる形で、情報提供を行う
				必要があると考えられます。
63	5-2	提供すべき情報	【該当箇所】	同意取得時の情報提供により、個人デ
		(規則第 11 条の	5-1 【適切な方法に該当する事例】(54頁)	一タの越境移転に係るリスクについての

番	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号			
	3 第 2 項関係)		本人の予測可能性を向上させ、本人が同
		【意見】	意の可否を適切に判断できるようにする
		「事例4)必要な情報をホームページに掲載し、本人に閲覧させる方法」	という改正後の法第24条第2項の趣旨を
		の「本人に閲覧させる方法」について、本人に提供される情報(外国の名	踏まえると、本人に対する情報提供は、
		称、外国における個人情報の保護に関する制度、第三者が講ずる個人情報の	改正後の施行規則第11条の3第2項から
		保護のための措置に関する情報)をプライバシーポリシーに記載し、その	第4項までの規定により求められる情報
		URL(またはプライバシーポリシーへのリンクが掲載されたホームページへの	を本人が確実に認識できると考えられる
		URL)を本人に伝達する方法(電子メール本文への URL 記載、本人に交付する	適切な方法で行う必要があります。
		書面への URL 記載等) が含まれることを明確にされたい。	個別の事案ごとに判断されますが、改
			正後の施行規則第 11 条の 3 第 2 項から第
		【理由】	4項までの規定により求められる情報が
		「本人に閲覧させる」の意義が不明瞭であるが、事例1)や事例2)で	掲載されたWebページが存在する場合
		は、当該情報の内容を個人情報取扱事業者が本人に現実に確認させることま	に、当該W e bページのU R L を自社の
		では要求していないところ、事例4)の「本人に閲覧させる」という方法に	ホームページに掲載し、当該URLに掲
		ついても、当該情報の内容を本人に現実に確認させること(ウェブサイトの	載された情報を本人に閲覧させる方法
		画面を本人に実際に見せること等)までは不要であり、本人が当該情報にア	も、改正後の施行規則第11条の3第1項
		クセスしようと思えば容易にアクセスできるという状況を確保すれば足りる	における「適切な方法」に該当すると考
		と考えられるので、文言の解釈を明確化すべきと考えるためである。	えられます。
			なお、この場合であっても、例えば、
		【経営法友会】	当該URLを本人にとって分かりやすい
			場所に掲載した上で、同意の可否の判断
			の前提として、本人に対して当該情報の

番		該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号		1		
				確認を明示的に求めるなど、本人が当該
				URLに掲載された情報を閲覧すると合
				理的に考えられる形で、情報提供を行う
				必要があると考えられます。
64	5-2	提供すべき情報	No. 6	改正後の施行規則第 11 条の 3 第 2 項第
		(規則第 11 条の	【ガイドライン】	2号における「当該外国における個人情
		3 第 2 項関係)	外国にある第三者への提供編	報の保護に関する制度に関する情報」に
				ついて、我が国の法との間の本質的な差
			【ページ】	異を本人が合理的に認識できる情報は、
			P. 56, 60	(ア)当該外国における個人情報の保護
				に関する制度の有無、(イ)当該外国の個
			【該当箇所】	人情報の保護に関する制度についての指
			5-2(2) 適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の	標となり得る情報、(ウ) OECDプライ
			保護に関する制度に関する情報	バシーガイドライン8原則に対応する事
			5-2(3) 当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報	業者の義務又は本人の権利の不存在、
				(エ)その他本人の権利利益に重大な影
			【意見】	響を及ぼす可能性のある制度の存在の各
			 二国間の法律の本質的差異について、本人が合理的に認識できる情報とはど	観点を踏まえて、個別の制度ごとに判断
			のようなものか事例を記載していただきたい。	されます。
				改正後の法第 24 条第 2 項の趣旨には、
			【理由】	個人データの越境移転を行う事業者にお
				いても、従前以上に、提供先の外国にあ

番	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号			
		データ主体が合理的に認識できるかについて、事業者の判断にバラツキがで	る第三者における事業環境等を認識する
		るため。	ことを促すという点もありますので、当
			該外国における個人情報の保護に関する
		【一般財団法人日本情報経済社会推進協会 (JIPDEC)】	制度についての確認は、提供元の事業者
			の責任において行っていただくべきもの
			であると考えておりますが、当委員会に
			おいても、外国の個人情報の保護に関す
			る制度について、事業者の参考となる一
			定の情報をとりまとめて公表する予定で
			す。
			また、改正後の施行規則第 11 条の 3 第
			2項第3号における「当該第三者が講ず
			る個人情報の保護のための措置に関する
			情報」について、我が国の法により個人
			データの取扱いについて個人情報取扱事
			業者に求められる措置との間の本質的な
			差異を本人が合理的に認識できる情報と
			しては、具体的には、外国にある第三者
			において、OECDプライバシーガイド
			ライン8原則に対応する措置を講じてい
			ない場合における当該講じていない措置
			の内容を想定しています。

番		該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号				
				例えば、提供先の外国にある第三者が
				利用目的の通知・公表を行っていない場
				合には、「提供先が、概ね個人データの取
				扱いについて我が国の個人情報取扱事業
				者に求められる措置と同水準の措置を講
				じているものの、取得した個人情報につ
				いての利用目的の通知・公表を行ってい
				ない」旨の情報提供を行うことが考えら
				れます。
65	5-2	提供すべき情報	No. 5	改正後の法第24条第2項の趣旨には、
		(規則第 11 条の	【ガイドライン】	個人データの越境移転を行う事業者にお
		3 第 2 項関係)	外国にある第三者への提供編	いても、従前以上に、提供先の外国にあ
				る第三者における事業環境等を認識する
			【ページ】	ことを促すという点もありますので、当
			P. 54	該外国における個人情報の保護に関する
				制度についての確認は、提供元の事業者
			【該当箇所】	の責任において行っていただくべきもの
			5-2 提供すべき情報	であると考えております。
				もっとも、当委員会においても、外国
			【意見】	の個人情報の保護に関する制度につい
				て、事業者の参考となる一定の情報をと
				りまとめて公表する予定です。

番		該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号				
			「適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に	
			関する制度に関する情報」は、個人情報保護委員会が主要な国々の制度につ	
			いて、一定程度情報を集約して公開していただきたい。	
			【理由】	
			提供先の制度に関する情報を収集するためのコスト負担が増加すること、ま	
			た、個々の事業者によって情報の粒度や濃淡にバラツキがでるため。	
			【一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)】	
66	5-2	提供すべき情報	8. Stricter restrictions on cross-border transfers (Art 24(2)	改正後の施行規則第 11 条の 3 第 2 項第
		(規則第 11 条の	and (3) of the APPI)	2号における「当該外国における個人情
		3 第 2 項関係)		報の保護に関する制度に関する情報」と
			外国にある第三者への提供編	して提供すべき情報やその考え方等につ
			5-2 提供すべき情報 (規則第 11 条の 3 第 2 項関係)	いては、本ガイドライン(外国にある第
			(2)「適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保	三者への提供編)案5-2(2)におい
			護に関する制度に関する情報」(規則第11条の3第2項第2号関係) (p. 56)	て記載しております。
				なお、改正後の法第24条第2項の趣旨
			Comments	には、個人データの越境移転を行う事業
			The PPC should provide sufficient information on what the	者においても、従前以上に、提供先の外
			"personal information protection system in the relevant	国にある第三者における事業環境等を認
			foreign country" includes.	識することを促すという点もありますの
				で、当該外国における個人情報の保護に

番	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号		 We would request the PPC to provide more clarification regarding the contents and the details of the information which Handling Operators must provide to data subjects, especially on government access and data localization. コメント 個人情報保護委員会は、「外国の個人情報の保護に関する制度」の対象がどのようなものであるかについて、十分な情報を提供すべきである。 また、個人情報保護委員会は、個人情報取扱事業者が「本人」(データ主体)に提供しなければならない情報の内容や詳細に関連し、特に政府のアクセスやデータのローカライズについてより明確に説明されたい。 Reasons Given that data basically travels abroad almost instantly everyday, in this digital era, this requirement is not easily compatible with business reality. Even if a Handling Operator in Japan has done all the steps required, it does not mean that the data transferred is safe. What is more important is that the Handling Operator in Japan remains liable as it is very difficult for Japan users to go after foreign parties that process their data. 	関する制度についての確認は、提供元の事業者の責任において行っていただくべきものであると考えておりますが、当委員会においても、外国の個人情報の保護に関する制度について、事業者の参考となる一定の情報をとりまとめて公表する予定です。

番	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号			
		 It is not practically feasible for each company to assess the legal system in each country, and it is not reasonable for them to do so. As for "appropriate and reasonable method," it is difficult to obtain sufficient information on the legal systems from third parties in foreign countries to which personal data is provided. Also, it is an extremely heavy burden for a private company to collect information published by foreign administrative agencies in a timely manner, and many companies do not have enough capacity and resources to do so. Confirming the implementation status of equivalent measures and the contents of foreign systems more than once a year would be a considerable burden for companies Regarding government access, data localization, etc., for which every country more or less has a certain framework, if it is not made clear enough how much information must be provided, it will be a major obstacle to cross-border transfers and is likely to have an attrition effect. 	
		理由このデジタル時代において、データは基本的に日々瞬時に海外へ移動していることを考えると、この要件はビジネスの現実とは容易に一致	

番	Ī	 該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号				
			しない。日本の個人情報取扱業者が必要な手続きをすべて行ったとし	
			ても、転送されたデータが安全であることを意味することにはならな	
			い。 さらに重要なことは、日本のユーザーが自分のデータを処理す	
			る外国の当事者を追及することは非常に困難であるため、日本の個人	
			情報取扱業者が責任を負うことである。	
			• それぞれの民間事業者が各国の法制度を評価することは現実的には不	
			可能であり、また、そうすることは合理的ではない。	
			• 「適切かつ合理的な方法」については、個人データの提供先である外	
			国の第三者から、法制度に関する十分な情報を得ることは困難であ	
			る。また、外国の行政機関が公表している情報を民間企業がタイムリ	
			一に収集することは非常に負担が大きく、十分な能力やリソースを備	
			えた民間事業者は決して多くない。	
			• 同等の措置の実施状況や外国のシステムの内容を年に1回以上確認す	
			ることは、企業にとって相当な負担となる。	
			各国が多かれ少なかれ一定の枠組みを持っている政府アクセスやデー	
			タのローカリゼーションなどについては、どの程度の情報を提供しな	
			ければならないかを十分に明確にしておかないと、国境を越えた移転	
			の大きな障害となり、萎縮効果をもたらす可能性が高いと思われる。	
			【Asia Internet Coalition (AIC)】	
67	5-2	提供すべき情報	(該当箇所)	改正後の法第24条第2項の趣旨には、
		(規則第 11 条の	外国にある第三者への提供編 56頁	個人データの越境移転を行う事業者にお

番	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号			
	3 第 2 項関係)	5-2 提供すべき情報 (規則第 11 条の 3 第 2 項関係)	いても、従前以上に、提供先の外国にあ
		(2)「適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護	る第三者における事業環境等を認識する
		に関する制度に関する情報」(規則第11条の3第2項第2号関係)	ことを促すという点もありますので、当
			該外国における個人情報の保護に関する
		(意見)	制度についての確認は、提供元の事業者
		ガイドライン案 56 頁では、「適切かつ合理的な方法」の具体例の 1 つとし	の責任において行っていただくべきもの
		て「我が国又は外国の行政機関等が公表している情報を確認する方法」が掲	であると考えております。
		げられている。この点に関して、貴委員会令和2年11月4日付「改正法に関	もっとも、当委員会においても、外国
		連する政令・規則等の整備に向けた論点について(越境移転に係る情報提供	の個人情報の保護に関する制度につい
		の充実等)」8 頁及び 2021 年 3 月 24 日付公示「『個人情報の保護に関する法	て、事業者の参考となる一定の情報をと
		律施行令及び個人情報保護委員会事務局組織令の一部を改正する政令(案)』	りまとめて公表する予定です。対象予定
		及び『個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則(案)』に	国や公表に向けたスケジュール等につい
		関する意見募集結果」(以下「施行令・施行規則パブコメ」という。)の292	ては、本年の秋頃を目途にお示しするこ
		番の意見に対する貴委員会の考え方として、「委員会においても、外国の個人	とを検討してまいります。
		情報の保護に関する制度を調査した上で、事業者の参考になる一定の情報を	
		取りまとめて公表することを予定している。」旨の記載があるが、公表予定の	
		情報の内容、対象国及び公表時期についての貴委員会のご想定を回答いただ	
		きたい。	
		この点に関して、公表いただく情報の対象国として、特に、海外進出日系	
		企業の拠点数や日本との貿易額の上位国は、情報を公表いただくことによる	
		便益が極めて大きいものと考えられ、こうした点もご考慮の上で、対象国を	
		決定いただきたい。	

番	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
B 号		(理由) ガイドライン案 56 頁では、「適切かつ合理的な方法」の具体例の1つとして、「我が国又は外国の行政機関等が公表している情報を確認する方法」が掲げられている。 しかし、施行令・施行規則パブコメの 292 番の意見中の理由のとおり、「提供先の外国にある第三者に対して照会する方法」や「外国の行政機関等が公表している情報を確認する方法」によっては、情報の取得が困難な場合もありうる。 上述の「委員会においても、外国の個人情報の保護に関する制度について、事業者の参考となる一定の情報を取りまとめて公表する予定」との点に関して、公表予定の情報の内容、対象国及び公表時期についての貴委員会のご想定を回答いただきたい。海外法制の調査は情報の取得が困難で長期の時間を要する場合もあるところ、早期のご回答により、個人情報取扱事業者としては、貴委員会の公表予定のない対象について注力した情報の収集を行うことが可能となり、本人に対してより適切な情報を提供することに繋がるものと考えられる。 外国にある第三者への提供については、特に、海外進出日系企業の拠点数や日本との貿易額等の上位国にある第三者に対する提供の可能性が高く、情報公表による便益が大きいものと思料される。 【株式会社ユーザベース】	呼応がにて対する方式が
		Britis see to 2. 2.74	

番	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号				
68	5-2	提供すべき情報	(該当箇所)	改正後の法第24条第2項の趣旨には、
		(規則第 11 条の	外国にある第三者への提供編の 56 ページ 8 行目以降	個人データの越境移転を行う事業者にお
		3 第 2 項関係)	『適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に	いても、従前以上に、提供先の外国にあ
			関する制度に関する情報(規則第 11 条の 3 第 2 項第 2 号関係)	る第三者における事業環境等を認識する
			・・・事例2) 我が国又は外国の行政機関等が公表している情報を確認する	ことを促すという点もありますので、当
			方法』	該外国における個人情報の保護に関する
				制度についての確認は、提供元の事業者
			(意見)	の責任において行っていただくべきもの
			上記の事例2を支える制度として、外国の制度について、個人情報保護委員	であると考えております。
			会から定期的に情報提供される仕組みを制度化し、それに基づく情報を確認	もっとも、当委員会においても、外国
			することで法令の要求を満たしていることを明確化していただきたい。	の個人情報の保護に関する制度につい
				て、事業者の参考となる一定の情報をと
			(理由)	りまとめて公表する予定です。
			全ての提供先国の外国法制度を個別に網羅的かつ詳細に事業者が調査するこ	
			とは、事業者の規模も大小様々であり、現実的には相当程度の負担となり得	
			るもので、当局からの情報提供が必要不可欠である。	
			【一般社団法人新経済連盟】	
69	5-2	提供すべき情報	<頁 行目>	当委員会においても、外国の個人情報
		(規則第 11 条の	56 頁 20 行目	の保護に関する制度について、事業者の
		3 第 2 項関係)		参考となる一定の情報をとりまとめて公
			<意見>	表する予定ですが、対象予定国や公表に

番		該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号				
			意見③<5-2 提供すべき情報>(2)外国制度の情報①適切かつ合理的な方法	向けたスケジュール等については、本年
			【適切かつ合理的な方法に該当する事例】	の秋頃を目途にお示しすることを検討し
			事例 2) 我が国又は外国の行政機関等が公表している情報を確認する方法	てまいります。
			 我が国の行政機関等がいつ、どこで、どのように公表されるか、また、最新	
			情報の更新周知方法について、施行の半年以上前にお示しいただくことを希	
			望します。	
			(関連弊社意見:通則編 意見⑥)	
			<理由>	
			情報提供にあたり、各種社内準備にあたり、一定の期間が必要なため。	
			【ソフトバンク株式会社】	
70	5-2	提供すべき情報	(該当箇所) 外国にある第三者への提供編:5-2提供すべき情報	当委員会においても、外国の個人情報
		(規則第 11 条の	適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に	の保護に関する制度について、事業者の
		3 第 2 項関係)	関する制度に関する情報(56ページ)	参考となる一定の情報をとりまとめて公
				表する予定ですが、対象予定国や公表に
			(意見)外国にある第三者への提供について、監督省庁等が海外の法制度を	向けたスケジュール等については、本年
			調査し情報開示するという点について、今後の調査計画等をご教示い	の秋頃を目途にお示しすることを検討し
			ただきたい。	てまいります。
			【一般社団法人日本資金決済業協会】	

番		該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号				
71	5–2	提供すべき情報	■個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(外国にある第三者	改正後の施行規則第 11 条の3第2項第
		(規則第 11 条の	への提供編)の一部を改正する告示(案)	2号の「外国における個人情報の保護に
		3 第 2 項関係)	5-2 提供すべき情報(56 ページ)	関する制度に関する情報」は、一般的な
				注意力をもって適切かつ合理的な方法に
			●外国における個人情報の保護に関する制度が新たに制定・改正された場	より確認したものである必要があります
			合、または、当該外国に所在する個人データの提供先である第三者に対する	が、「外国にある第三者への個人データの
			法の適用等に変更があった場合で、利用目的については変更がない場合、従	提供を認める」旨の本人の同意を取得し
			前本人から取得していた同意の有効性に影響はあるのか、ご記載いただきた	た後に、当該外国における個人情報の保
			い。	護に関する制度についての変更があった
			利用目的に変更はなく、外国の制度等に変更があった場合に、同意を取り直	場合であっても、既に取得された同意の
			す必要があるのか、あるいは、同意を取り直さなくても良い範囲がどこまで	有効性には影響を及ぼさないものと考え
			なのか(我が国の法との間の本質的な差異に変更がなければ良いのか等)、詳	られます。
			細にご記載いただきたい。	もっとも、個別の事案ごとに判断され
				ますが、例えば、当該外国における個人
			【匿名】	情報の保護に関する制度について、我が
				国の法との間の本質的な差異の認識に影
				響を及ぼすような重要な変更がなされた
				ことを提供元の事業者が認識した場合に
				は、本人に情報提供することが望ましい
				と考えられます
72	5-2	提供すべき情報	<該当箇所>	「GDPR第 45 条に基づく十分性認定
		(規則第 11 条の	5-2 提供すべき情報(2) (P. 58)	の取得国であること」については、当委

番	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号			
	3 第 2 項関係)		員会が我が国と同等の保護水準にあると
		<意見>	認められる個人情報の保護に関する制度
		「当該指標となり得る情報が個人データの越境移転に伴うリスクとの関係で	を有する外国等として指定しているEU
		どのような意味を持つか」は抽象的に過ぎるので具体化・例示をしていただ	(EU加盟国及び欧州経済領域の一部で
		きたい。	あるアイスランド、ノルウェー、リヒテ
			ンシュタイン)の個人情報の保護に関す
		<理由>	る制度であるGDPRに基づき、欧州委
		実際にどのように本人に情報提供すればよいか、分かりにくいため。	員会が十分なデータ保護の水準を有して
			いると認められる旨の決定を行っている
		【一般社団法人 電子情報技術産業協会 法務・知的財産部会 個人データ	国であることから、概ね我が国と同等の
		保護専門委員会】	個人情報の保護が期待できるという意味
			で、「指標となり得る情報」に該当すると
			考えられます。
			この場合、「指標となり得る情報」の意
			味に関する本人への情報提供としては、
			例えば、「GDPRに基づき、欧州委員会
			が十分なデータ保護の水準を有している
			と認められる旨の決定を行っている国で
			あることから、概ね我が国と同等の個人
			情報の保護が期待できる」といった情報
			提供を行うことが考えられます。

番	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号			
			また、「APECのCBPRシステムの
			加盟国であること」については、CBP
			Rシステム加盟の前提として、APEC
			のプライバシーフレームワークに準拠し
			た法令を有していること、及びCBPR
			認証を受けた事業者やアカウンタビリテ
			ィエージェントにおいて解決できない苦
			情・問題が生じた場合に執行機関が調
			査・是正する権限を有していること等が
			規定されていることから、CBPRシス
			テムに加盟している外国においては、A
			PECのプライバシーフレームワークに
			準拠した法令と当該法令を執行する執行
			機関を有していると考えられるため、個
			人情報の保護について概ね我が国と同等
			の保護が期待できるという意味で、「指標
			となり得る情報」に該当すると考えられ
			ます。
			この場合、「指標となり得る情報」の意
			味に関する本人への情報提供としては、
			例えば、「CBPRシステムに加盟してお
			り、APECのプライバシーフレームワ

番	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号				
				一クに準拠した法令及び当該法令を執行
				する執行機関を有していると考えられる
				ことから、概ね我が国と同等の個人情報
				の保護が期待できる」といった情報提供
				を行うことが考えられます。
73	5-2	提供すべき情報	【該当箇所】	改正後の施行規則第11条の3第2項第
		(規則第 11 条の	5-2(2)② 「当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報」	2号における「当該外国における個人情
		3 第 2 項関係)	(56 頁~)	報の保護に関する制度に関する情報」と
			【意見】	して提供すべき情報やその考え方等につ
			「当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報」の具体的	いては、本ガイドライン(外国にある第
			な開示例を示されたい。	三者への提供編)案5-2(2)におい
			【理由】	て記載しており、一般的に現状の案で御
			自社でどこまでの情報を集めて開示すべきかの目安が、現在の改正案の記	理解いただけるものと考えます。
			載だけでは必ずしも明らかではなく、開示情報に過不足が生じる可能性があ	なお、改正後の法第24条第2項の趣旨
			るためである。	には、個人データの越境移転を行う事業
				者においても、従前以上に、提供先の外
			【経営法友会】	国にある第三者における事業環境等を認
				識することを促すという点もありますの
				で、当該外国における個人情報の保護に
				関する制度についての確認は、提供元の
				事業者の責任において行っていただくべ
				きものであると考えておりますが、当委

番号		該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
74	5–2	提供すべき情報	該当箇所:外国にある第三者への提供繕、56ページ、19行目	員会においても、外国の個人情報の保護に関する制度について、事業者の参考となる一定の情報をとりまとめて公表する予定です。 改正後の法第24条第2項の趣旨には、
		(規則第 11 条の 3 第 2 項関係)	意見: ②「当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報」について、同意取得時の本人への情報提供については、事業者が個人情報保護委員会のウェブサイトへのリンクを掲載するなどの方法により適切な対応ができるよう、各国の個人情報保護制度についての最新情報を個人情報保護委員会より情報提供いただきたい。 理由: 事業者の負担軽滅、及び独自調査による不正確な情報提供の回避のため。	個人データの越境移転を行う事業者においても、従前以上に、提供先の外国にある第三者における事業環境等を認識することを促すという点もありますので、当該外国における個人情報の保護に関する制度についての確認は、提供元の事業者の責任において行っていただくべきものであると考えております。 もっとも、当委員会においても、外国の個人情報の保護に関する制度について、事業者の参考となる一定の情報をと
75	5-2	提供すべき情報	【日本製薬工業協会】 <頁 行目>	りまとめて公表する予定です。 改正後の法第24条第2項の趣旨には、
	0 2	(規則第 11 条の 3 第 2 項関係)	56 頁 23 行目から 60 頁 <意見>	個人データの越境移転を行う事業者においても、従前以上に、提供先の外国にある第三者における事業環境等を認識することを促すという点もありますので、当

番	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号				
			意見④<5-2 提供すべき情報>②「当該外国における個人情報の保護に関す	該外国における個人情報の保護に関する
			る制度に関する情報」	制度についての確認は、提供元の事業者
			(ア) 当該外国における個人情報の保護に関する制度の有無	の責任において行っていただくべきもの
			(イ)当該外国の個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情	であると考えております。
			報の存在	もっとも、当委員会においても、外国
			(ウ) OECD プライバシーガイドライン8原則に対応する事業者の義務又は本	の個人情報の保護に関する制度につい
			人の権利の不存在	て、事業者の参考となる一定の情報をと
			(エ)その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度の存在	りまとめて公表する予定です。
			個人情報保護委員会等日本の行政機関から、わかりやすく提供いただくこと 	
			を希望します。	
			(関連弊社意見:通則編 意見⑥) 	
			 <理由>	
			 事業者単体では情報収集が困難であるため。	
			 また、当該情報は、国ごとの制度情報であり、事業者が個々に調べることが	
			合理的ではないため。	
			「ハラ」ぶりをサキヘルト	
7.0	F 6		【ソフトバンク株式会社】	7 7 // 6 4 ft 0 4 ft - 7 - 15 ft
/6	5–2	提供すべき情報	3. 外国にある第三者への提供編 5-2 (2) マル 2 について	改正後の法第24条第2項の趣旨には、
		(規則第 11 条の	当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報として列挙さ	個人データの越境移転を行う事業者にお
		3 第 2 項関係)	れる(ア)ないし(エ)の情報について、各事業者の情報収集能力に差があり、	いても、従前以上に、提供先の外国にあ

番	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号				
			本人へ必要十分かつ正確な情報の提供が確保されるか疑義がある。主要な国	る第三者における事業環境等を認識する
			と地域については、情報提供において参照可能な資料を個人情報保護委員会	ことを促すという点もありますので、当
			において公表されることを期待する。	該外国における個人情報の保護に関する
				制度についての確認は、提供元の事業者
			【一般社団法人医療データベース協会】	の責任において行っていただくべきもの
				であると考えております。
				もっとも、当委員会においても、外国
				の個人情報の保護に関する制度につい
				て、事業者の参考となる一定の情報をと
				りまとめて公表する予定です。
77	5–2	提供すべき情報	21-7 (2)②(イ)事例1に準じて「韓国は現在GDPRの十分性認定に向けた	「指標となり得る情報」については、
		(規則第 11 条の	プロセスが進んでいます	既にGDPR第 45 条に基づく十分性認定
		3 第 2 項関係)	(https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_21_2964)」	を取得していることのように、当該外国
			と説明することで、「当該外国の個人情報の保護に関する制度についての指標	の制度について一定の評価等が完了して
			となり得る情報」を提供したといえるか。	いることを想定しているため、十分性認
				定の取得に向けた手続が継続中である旨
			【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	は、「指標となり得る情報」には該当しな
				いものと考えられます。
78	5–2	提供すべき情報	No. 7	御指摘の事例2は「指標となり得る情
		(規則第 11 条の	【ガイドライン】	報」の例であり、一般的に現状の案で御
		3 第 2 項関係)	外国にある第三者への提供編	理解いただけるものと考えます。

番		該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号			[ページ]	
			P. 57	
			【該当箇所】 5-2 (2) (まる 2) (イ) 当該外国の個人情報の保護に関する制度についての 指標となり得る情報の存在	
			【意見】 事例 2)に「APEC の CBPR システムの加盟国であること」の「加盟国」は「加 盟国・地域」の方が適切ではないか。	
			【理由】 CBPR システムには台湾も参加しているため。	
			【一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)】	
79	5-2	提供すべき情報	<箇所番号>	「APECのCBPRシステムの加盟
		(規則第 11 条の	5-2	国であること」については、提供先の外
		3 第 2 項関係)	 <文言>	国における個人情報の保護に関する制度 についての指標となり得る情報として記
			\×ョ/ [当該外国の個人情報の保護に関する制度についての資料となり得る情報に該	載しています。
			当する事例]	CBPRシステム加盟の前提として、
				A P E Cのプライバシーフレームワーク

番		該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号				
			事例 2) 当該第三者が所在する外国が APEC の CBPR システムの加盟国である	に準拠した法令を有していること、及び
			こと	CBPR認証を受けた事業者やアカウン
				タビリティエージェントにおいて解決で
			<コメント>	きない苦情・問題が生じた場合に執行機
			『ここでいう「当該外国における個人情報の保護に関する制度」は、当該外	関が調査・是正する権限を有しているこ
			国における制度のうち、提供先の外国にある第三者に適用される制度に限ら	と等が規定されていることから、CBP
			れ、当該第三者に適用されない制度は含まれない。』とありますが、そのよう	Rシステムに加盟している外国において
			な情報は「適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報	は、APECのプライバシーフレームワ
			の保護に関する制度に関する情報」ではなく、「当該第三者が講ずる個人情報	一クに準拠した法令と当該法令を執行す
			の保護のための措置に関する情報」に含めるのが適切ではないでしょうか。	る執行機関を有していると考えられるた
			当該国が CBPR に加盟しているからといって、必ずしも当該国における第三者	め、個人情報の保護について概ね我が国
			提供先が CBPR の認証を保有している訳ではないことが考えられるためです。	と同等の保護が期待できるという意味
			または、左記のような事例は「当該第三者が所在する外国が APEC の CBPR シ	で、「指標となり得る情報」に該当すると
			ステムの加盟国であり、当該第三者は APEC の CBPR システムの認定を受けて	考えられます。
			いる」などにするのが適切ではないでしょうか。	
			【個人】	
80	5–2	提供すべき情報	【該当箇所】	1 御指摘の箇所は、「指標となり得る情
		(規則第 11 条の	5-2(2)②(イ) 当該外国の個人情報の保護に関する制度についての指標とな	報」の提供に際して、その意味を本
		3 第 2 項関係)	り得る情報の存在(57頁~)	人に対して分かりやすく情報提供す
				ることが望ましい旨を記載するもの
			【意見】	です。

番	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号			
		1 「当該指標となり得る情報の提供を行う場合、当該指標となり得る情報	「GDPR第 45 条に基づく十分性認
		が個人データの越境移転に伴うリスクとの関係でどのような意味を持つか	定の取得国であること」について
		についても、本人に対して情報提供を行うことが望ましい」とされている	は、当委員会が我が国と同等の保護
		(58頁)。これは具体的にどのような意味か明らかにするとともに、事例	水準にあると認められる個人情報の
		にもその説明の例を明記されたい(たとえば、「当該第三者が所在する外国	保護に関する制度を有する外国等と
		が GDPR 第 45 条に基づく十分性認定の取得国であるため、日本と同等の個	して指定しているEU(EU加盟国
		人情報の保護が期待できる」などでよいのであればその旨)。	及び欧州経済領域の一部であるアイ
		2 【当該外国の個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情	スランド、ノルウェー、リヒテンシ
		報に該当する事例】として2つ挙げられているが(58頁)、これ以外の事	ュタイン)の個人情報の保護に関す
		例で個人情報保護委員会が現状で認識している事例の有無およびその事例	る制度であるGDPRに基づき、欧
		を明示されたい。	州委員会が十分なデータ保護の水準
			を有していると認められる旨の決定
		【理由】	を行っている国であることから、概
		1 改正案ではどのような説明が望ましいのか不明確なためである。	ね我が国と同等の個人情報の保護が
		2 この指標の有無は、情報提供に関する事業者への負担の軽重に大きく影	期待できるという意味で、「指標とな
		響するので、個人情報保護委員会が認識している事例はすべて公表すべき	り得る情報」に該当すると考えられ
		と考えるためである。	ます。
			この場合、「指標となり得る情報」の
		【経営法友会】	意味に関する本人への情報提供とし
			ては、例えば、「GDPRに基づき、
			欧州委員会が十分なデータ保護の水
			準を有していると認められる旨の決

番号		該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
7				定を行っている国であることから、 概ね我が国と同等の個人情報の保護 が期待できる」といった情報提供を 行うことが考えられます。 2 現時点では、「当該外国の個人情報の 保護に関する制度についての指標と なり得る情報に該当する事例」とし ては、事例1及び事例2に記載の2
81	5-2	提供すべき情報	【該当箇所】	つを想定しています。 「外国における個人情報の保護に関す
		(規則第 11 条の 3 第 2 項関係)	5-2(2)②(イ) 当該外国の個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報の存在(57頁~)、(ウ)OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する事業者の義務又は本人の権利の不存在(58頁~)	る制度についての指標となり得る情報」 として、移転先の外国がGDPR第 45 条 に基づく十分性認定を取得している旨
			【 意見】 改正案では、CBPR の加盟国であることや、GDPR 十分性認定国であること (50 頁) 050D ポライバシャボイドラインの 0 原則に対応する#常の方無策	や、APECのCBPRシステムに加盟 している旨についての情報提供を行う場合には、それぞれの「指標となり得る情
			(58 頁)、OECD プライバシーガイドラインの8原則に対応する措置の有無等を開示すること(59 頁)が提案されているが、事業者がそれらの各制度や内容についての説明までする必要はないと考えてよいか確認したい。	報」の意味合いについても説明することが望ましいと考えられますが、その一環 として、必要に応じて各制度についても
			【理由】	説明することが考えられます。 また、OECDプライバシーガイドラ イン8原則に対応する事業者の義務又は

番		該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号			情報開示対象である個人が、すべて、CBPR、GDPR または OECD プライバシーガイドラインといったものを把握しているとは考えられないが、それらの説明まで事業者に求められるとしたら過大な負担となるためである。 【経営法友会】	本人の権利の不存在についての説明に際しては、必ずしもOECDプライバシーガイドライン8原則の内容についての説明は求められませんが、情報提供に際しては、本人に分かりやすい情報が提供さ
				れることが重要であると考えます。
82	5-2	提供すべき情報(規則第 11 条の3 第 2 項関係)	58-59 ページ ▶ GDPR 第 45 条に基づく十分性認定の取得国、②APEC の CBPR システムの加盟国、③0ECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する制度を有する国について、リストを個人情報保護委員会で公開し、定期的に更新すべき。 【一般社団法人日本経済団体連合会 デジタルエコノミー推進委員会企画部会データ戦略 WG】	改正後の法第 24 条第 2 項の趣旨には、個人データの越境移転を行う事業者においても、従前以上に、提供先の外国にある第三者における事業環境等を認識することを促すという点もありますので、当該外国における個人情報の保護に関する制度についての確認は、提供元の事業者の責任において行っていただくべきものであると考えております。 もっとも、当委員会においても、外国の個人情報の保護に関する制度について、事業者の参考となる一定の情報をとりまとめて公表する予定です。
83	5-2	提供すべき情報	9. Volume on provision to a third party in a foreign country	改正後の法第24条第2項の趣旨には、
		(規則第 11 条の 3 第 2 項関係)	外国にある第三者への提供編/	個人データの越境移転を行う事業者においても、従前以上に、提供先の外国にあ

番	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号			
			る第三者における事業環境等を認識する
		5-2 Information to be provided (P58, 59)	ことを促すという点もありますので、当
		(2) Information on the regulations for the protection of personal	該外国における個人情報の保護に関する
		information in the relevant foreign country, which is obtained by an	制度についての確認は、提供元の事業者
		appropriate and reasonable method	の責任において行っていただくべきもの
			であると考えております。
		5-2 提供すべき情報 (P58, 59)	もっとも、当委員会においても、外国
		(2)適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に	の個人情報の保護に関する制度につい
		関する制度に関する情報	て、事業者の参考となる一定の情報をと
			りまとめて公表する予定です。
		Comments/意見 内容	
		We would like the PPC to publish and periodically update the list of	
		countries that	
		1. have obtained sufficiency certification under Article 45 of	
		the GDPR	
		2. are members of the CBPR system of APEC, and	
		3. have relevant regulations that include all the obligations	
		corresponding to the eight principles of the OECD Privacy	
		Guidelines.	

番	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号			
		In addition, for countries that do not fall into these categories but	
		where many companies provide information across the border, we would	
		like the PPC to publish and regularly update the countries'	
		regulatory information that may have significant impacts on the	
		rights and interests of the individuals concerned.	
		While we fully share the importance that each company providing	
		personal information to third countries understand the privacy	
		regulations of the countries, it will be inefficient for each company	
		to individually research them and prepare the outline.	
		①GDPR 第45条に基づく十分性認定の取得国、②APEC の CBPR システムの加	
		盟国、③OECD プライバシーガイドライン8原則に対応する事業者の義務及び	
		本人の権利がすべて含まれる制度を有する国、のそれぞれのリストを個人情	
		報保護委員会で公開し、また定期的に更新していただきたい。また、それら	
		には当てはまらないものの、多くの企業が第三者提供を行っている国につい	
		ては、その本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度等を、個	
		人情報保護委員会で公表し、また定期的に更新していただきたい。	
		各社が第三国の制度を十分理解することの重要性は共有するものの、各事業	
		者が個別に各国の制度を調査し、また概要を作成することは非効率であるこ	
		とから。	

番		該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号				
			[Asia Internet Coalition (AIC)]	
84	5-2	提供すべき情報	【該当箇所】	改正後の法第24条第2項の趣旨には、
		(規則第 11 条の	5-2(2)②(ウ) 0ECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する事業者の義	個人データの越境移転を行う事業者にお
		3 第 2 項関係)	務又は本人の権利の不存在 (58 頁~)	いても、従前以上に、提供先の外国にあ
				る第三者における事業環境等を認識する
			【意見】	ことを促すという点もありますので、当
			1 0ECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する事業者の義務または本	該外国における個人情報の保護に関する
			人の権利の不存在についての情報提供を求めているが、60頁の注記	制度についての確認は、提供元の事業者
			(※2) に8原則の項目を挙げるだけではなく、ガイドラインの中で、8原	の責任において行っていただくべきもの
			則の内容および日本の個人情報保護法のどの条項が各原則に該当するのか	であると考えております。
			などのわかりやすい説明をされたい。	もっとも、当委員会においても、外国
			2 0ECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する事業者の義務または本	の個人情報の保護に関する制度につい
			人の権利の不存在に該当する事例および本人の権利利益に重大な影響を及	て、事業者の参考となる一定の情報をと
			ぼす可能性のある制度に関し、個人情報保護委員会が主要国の法令と同原	りまとめて公表する予定です。
			則の差異を公表すべきである。	
			【理由】	
			1 すべての事業者が OECD プライバシーガイドラインに精通しているわけで	
			はなく、また、ある国の法令が OECD プライバシーガイドラインに沿ってい	
			るかどうか分析する能力があるわけではない。こうしたことを全事業者に	
			課すのは過度な負担となるためである。	

番		該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号				
			2 各事業者において調査することとなると、全体としてきわめて不経済で	
			あるし、内容や正確性に差が生じ得る。また、一部の真面目な事業者が提	
			供した情報へのフリーライドが生じる可能性がきわめて高い。したがっ	
			て、このような情報の調査は個人情報保護委員会がすべきと考えるためで	
			ある。	
			【経営法友会】	
85	5-2	提供すべき情報	21-8 (2)②(ウ)について、「OECD プライバシーガイドライン8原則」の	本人の権利利益に重大な影響を及ぼす
		(規則第 11 条の	義務又は本人の権利が、国家安全・公共安全等の名目で制約される可能性が	可能性のある制度が存在する場合には、
		3 第 2 項関係)	ある制度である場合にその旨を本人に情報提供すべきと思われるが、いかが	当該制度が存在する旨について本人に情
			か。	報提供する必要があります。
			【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	
86	5–2	提供すべき情報	21-1 (2) ②「(ウ) OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する事	御理解のとおりです。
		(規則第 11 条の	業者の義務又は本人の権利の不存在」について、OECD8 原則に対応する事業	
		3 第 2 項関係)	者の義務又は本人の権利が存在していれば、その具体的な内容(条文の内	
			容、執行状況等)まで踏み込んで情報提供する必要はないと理解してよい	
			か。	
			【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	
87	5-2	提供すべき情報	<該当箇所>	前段については、OECDプライバシ
		(規則第 11 条の	5-2 提供すべき情報(2) (P. 58-59)	一ガイドラインは、OECD加盟国に対

番	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号	2 年 2 西眼広\	②「火まな見になけて個」様もの旧鉄に明ナス地南に明ナス様や、	+ 7 : : : : : : : : : : : : : : : : : :
	3 第 2 項関係)	②「当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報」	する法的拘束力を有するものではないた
		(ウ) OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する事業者の義務または本	め、提供先の第三者が所在する外国が O
		人の権利の不存在	ECD加盟国である場合にであっても、
			当該外国の個人情報の保護に関する制度
		<意見>	について、OECDプライバシーガイド
		第三者の所在する外国が OECD 加盟 30 カ国に該当していれば本要件を満たす	ライン8原則に対応する事業者の義務又
		のか、あるいは OECD への加盟国か否かには関わらず、当該外国の個人情報保	は本人の権利の不存在の有無について確
		護制度が OECD プライバシーガイドライン 8 原則に準拠しているかを個別に判	認いただく必要があると考えます。
		断する必要があるかを明確にして頂きたい。	後段については、改正後の法第24条第
		また、後者の場合には、個人情報保護委員会として、OECD プライバシーガイ	2項の趣旨には、個人データの越境移転
		ドライン8原則に準拠した制度を有する外国を公表して頂きたい。	を行う事業者においても、従前以上に、
			提供先の外国にある第三者における事業
		<理由>	環境等を認識することを促すという点も
		外国の第三者への個人情報提供にあたり、本人への情報提供を適切かつ確実	ありますので、当該外国における個人情
		に行うため。	報の保護に関する制度についての確認
			は、提供元の事業者の責任において行っ
		【一般社団法人 電子情報技術産業協会 法務・知的財産部会 個人データ	ていただくべきものであると考えており
		 保護専門委員会】	ます。
			もっとも、当委員会においても、外国
			の個人情報の保護に関する制度につい
			て、事業者の参考となる一定の情報をと
			りまとめて公表する予定です。

番		該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号				
88	5-2	提供すべき情報	No. 8	改正後の法第24条第2項の趣旨には、
		(規則第 11 条の	【ガイドライン】	個人データの越境移転を行う事業者にお
		3 第 2 項関係)	外国にある第三者への提供編	いても、従前以上に、提供先の外国にあ
				る第三者における事業環境等を認識する
			【ページ】	ことを促すという点もありますので、当
			P. 59, 69, 79	該外国における個人情報の保護に関する
				制度についての確認は、提供元の事業者
			【該当箇所】	の責任において行っていただくべきもの
			5-2(2)(まる2)(エ) その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性	であると考えております。
			のある制度の存在	また、改正後の法第 24 条第 3 項は、本
			6-1 相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置	人の権利利益の保護の観点から、個人デ
			6-2-2(5) 当該第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当	ータの越境移転後においても、提供元の
			該外国の制度の有無及びその概要	事業者に、提供先の外国にある第三者に
				よる個人データの適正な取扱いを継続的
			【意見】	に確保する責務があることを明確化する
			個人情報保護委員会が主要な国々の状況について、重大な影響を及ぼすリス	ものです。そのため、かかる責務を果た
			クについて情報公開していただきたい。	す観点から、提供先の第三者による相当
				措置の実施に影響を及ぼすおそれのある
			【理由】	当該外国の制度についての確認も、提供
			事例 1) ではガバメントアクセス、事例 2)ではデータローカライゼーション	元の事業者の責任において行っていただ
			に関する制度が事例として記載されているが、事業者が国々の法制度を確認	くべきものであると考えております。
			し、個人の権利利益に重大な影響があるかを判断するのは難しいため。	

番		該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号				
				もっとも、当委員会においても、外国
			【一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)】	の個人情報の保護に関する制度につい
				て、事業者の参考となる一定の情報をと
				りまとめて公表する予定です。
89	5-2	提供すべき情報	<該当箇所>	「本人の権利利益に重大な影響を及ぼ
		(規則第 11 条の	5-2 提供すべき情報(2)(P. 59-60)	す可能性のある制度」については、提供
		3 第 2 項関係)	6-1 相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置(P. 72)	先の第三者が所在する外国において、我
			6-2 相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置に関する情報提供	が国の制度と比較して、当該外国への個
			(P. 80)	人データの越境移転に伴って当該個人デ
				一タに係る本人の権利利益に重大な影響
			<意見>	を及ぼす可能性があると考えられる制度
			「本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度の存在」や「相当措	を想定しています。また、「相当措置の継
			置の実施に影響を及ぼすおそれのある外国の制度」等の例において、事例 1	続的な実施に影響を及ぼす可能性のある
			では「広範な」協力義務や情報収集としているが、「広範」や「情報収集」の	制度」についても、当該制度の存在によ
			意味が著しく不明瞭であり、どのような場合が該当するのか更に具体化すべ	り、外国にある第三者による相当措置の
			きである。また、事例2についても、「国内保存義務」と「消去できないおそ	実施が困難になる等、相当措置の実施に
			れ」の関係が明確でないため再検討すべきである。例えば、国内保存義務が	影響がある可能性が具体的・客観的に認
			あっても事業者が消去義務の履行を約している場合には対象外とすべきであ	められる制度を想定しています。
			るから、「契約を締結しているにもかかわらず、消去等請求の履行に対応する	例えば、個人情報の国内保存義務に係
			ことを禁じる国の法令がある場合」など、消去等請求の履行ができないこと	る制度については、当該制度の存在によ
			にフォーカスして記載していただきたい。	り、外国にある第三者が本人からの消去
				等の請求を受けた場合に、それに対応で

番		該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号				
			また、個人情報保護委員会が主要な国々について、重大な影響を及ぼす可能	きないおそれが具体的・客観的に存在す
			性のある制度に関して情報公開していただきたい。	る場合を想定しています。なお、この場
				合、仮に提供先の外国にある第三者が消
			<理由>	去等の請求に対応することを契約上定め
			ガバメントアクセスやデータローカライゼーションに関して、事業者が諸外	ている場合であっても、当該制度に基づ
			国の法制度を確認することは工数をかければ可能であると思われるが、個人	く義務の存在により、契約上の義務の履
			の権利利益に重大な影響があるかは判断が困難であるため。	行が困難となる可能性があることから、
				提供元の事業者には、改正後の法第 24 条
			【一般社団法人 電子情報技術産業協会 法務・知的財産部会 個人データ	第2項に基づく本人への情報提供や、改
			保護専門委員会】	正後の法第24条第3項に基づく制度の定
				期的な確認等が求められるものと考えら
				れます。
				なお、当委員会においても、外国の個
				人情報の保護に関する制度について、事
				業者の参考となる一定の情報をとりまと
				めて公表する予定です。
90	5-2	提供すべき情報	(該当箇所)	改正後の法第24条第2項の趣旨には、
		(規則第 11 条の	外国にある第三者への提供編の 58、59 ページ	個人データの越境移転を行う事業者にお
		3 第 2 項関係)		いても、従前以上に、提供先の外国にあ
			5-2 提供すべき情報	る第三者における事業環境等を認識する
			(2)適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に	ことを促すという点もありますので、当
			関する制度に関する情報	該外国における個人情報の保護に関する

番		該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号			(意見) ①GDPR 第45条に基づく十分性認定の取得国、②APECのCBPRシステムの加盟国、③0ECDプライバシーガイドライン8原則に対応する事業者の義務および本人の権利がすべて含まれる制度を有する国のそれぞれについて、個人情報保護委員会でリストを公開し、また定期的に更新していただくよう要望します。また、それらの分類には当てはまらないものの、多くの企業が国境を超えて情報を提供している国については、関連する個人の権利と利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度情報等を、個人情報保護委員会で公表し、また定期的に更新していただくよう要望します。 (理由) 各社が各国の規制を十分理解することの重要性に対する認識は共有するものの、各事業者が個別に各国の制度を調査し概要を作成することは非効率的であるため。	制度についての確認は、提供元の事業者の責任において行っていただくべきものであると考えております。 もっとも、当委員会においても、外国の個人情報の保護に関する制度について、事業者の参考となる一定の情報をとりまとめて公表する予定です。
91	5-2	提供すべき情報	【在日米国商工会議所(The American Chamber of Commerce in Japan)】 (該当箇所)	改正後の法第24条第2項の趣旨には、
		(規則第 11 条の	へい 1000	個人データの越境移転を行う事業者にお
		3 第 2 項関係)	5-2 提供すべき情報(規則第 11 条の 3 第 2 項関係)((2)「適切かつ合理的な方	いても、従前以上に、提供先の外国にあ
			法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情	る第三者における事業環境等を認識する
			報」(規則第11条の3第2項第2号関係))	ことを促すという点もありますので、当

番		該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号				
				該外国における個人情報の保護に関する
			(意見)	制度についての確認は、提供元の事業者
			データローカライゼーション規制およびガバメントアクセス規制については、	の責任において行っていただくべきもの
			(エ)にその他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度と事例	であると考えております。
			として挙げられているが、政府として各国法の評価を付して公開すべき。	もっとも、当委員会においても、外国
				の個人情報の保護に関する制度につい
			(理由)	て、事業者の参考となる一定の情報をと
			意見中の規制について、その評価は各事業者が行えるものではなく、個人情報	りまとめて公表する予定です。
			を取得される本人の様々な立場・視点によって変わり得るものである。加え	
			て、各事業者の調査能力や立場・視点等の違いからバラバラの評価・価値判断	
			のもとで関連情報が公表されれば、本人に対して混乱を与え、適切な判断が行	
			えなくなり、本人への情報提供の充実の趣旨に反する結果となるおそれがある	
			ため。	
			【一般財団法人 日本データ通信協会 電気通信個人情報保護推進センタ	
			_1	
92	5-2	提供すべき情報	・5 同意取得時の情報提供	改正後の法第 24 条第 2 項の趣旨には、
		(規則第 11 条の	5-2 提供すべき情報 (規則第 11 条の 3 第 2 項関係)	個人データの越境移転を行う事業者にお
		3 第 2 項関係)	個人情報保護関連法以外で本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性	いても、従前以上に、提供先の外国にあ
			のある制度を各事業者が単独で調査をすることは相当な困難や多額の費用	る第三者における事業環境等を認識する
			などの負担となる。特にデータローカライゼーションやガバメントアクセ	ことを促すという点もありますので、当
			スについては、制度の存在のみでは影響の有無について判断するのが難し	該外国における個人情報の保護に関する

番	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号			
		い。個人情報保護委員会において、当該情報提供義務の履行に足り得る程	制度についての確認は、提供元の事業者
		度に各国における制度の概要について取りまとめて、公表いただきたい。	の責任において行っていただくべきもの
		その際には「事業活動における個人データの越境移転の実態に関する調査	であると考えております。
		について」で明らかになった通り、我が国の事業者はアジア各国への越境	もっとも、当委員会においても、外国
		移転が多く、今後もこの傾向は続くものと思われるため、これらの国々の	の個人情報の保護に関する制度につい
		情報の充実を強く希望する。	て、事業者の参考となる一定の情報をと
		また、事業者が個人情報を提供する外国の第三者が、個人情報保護委員	りまとめて公表する予定です。
		会が公表する各国の制度等に含まれている場合、事業者の情報提供は当該	改正後の施行規則第 11 条の 3 第 2 項か
		サイトの URL へのリンクで事足りるものとしていただきたい。	ら第4項までの規定により求められる情
			報が掲載されたWebページが存在する
		【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム】	場合に、当該WebページのURLを自
			社のホームページに掲載し、当該URL
			に掲載された情報を本人に閲覧させる方
			法も、改正後の施行規則第 11 条の 3 第 1
			項における「適切な方法」に該当すると
			考えられます。
			なお、この場合であっても、例えば、
			当該URLを本人にとって分かりやすい
			場所に掲載した上で、同意の可否の判断
			の前提として、本人に対して当該情報の
			確認を明示的に求めるなど、本人が当該
			URLに掲載された情報を閲覧すると合

番		該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号				
				理的に考えられる形で、情報提供を行う
				必要があると考えられます。
93	5-2	提供すべき情報	【該当箇所】	「本人の権利利益に重大な影響を及ぼ
		(規則第 11 条の	5-2(2)②(エ) その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制	す可能性のある制度」については、提供
		3 第 2 項関係)	度の存在(59 頁~)	先の第三者が所在する外国において、我
				が国の制度と比較して、当該外国への個
			【意見】	人データの越境移転に伴って当該個人デ
			【本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度に該当する事	一タに係る本人の権利利益に重大な影響
			例】として、「事例 1)事業者に対し政府の情報収集活動への広範な協力義務	を及ぼす可能性があると考えられる制度
			を課すことにより、事業者が保有する個人情報について政府による広範な情	を想定しています。
			報収集が可能となる制度」が挙げられている (60 頁)。「広範な協力義務を課	個別の制度ごとに判断する必要があり
			すことにより」や「広範な情報収集が可能となる制度」という例示は非常に	ますが、例えば、捜査機関による情報収
			あいまいなため、具体的にどういった場合が該当するのか明らかにされた	集を可能にする制度についても、我が国
			しい。	における制度と比較して、本人の権利利
			また、個人情報保護委員会が提供を予定している外国の制度の概要等の中	益の保護の観点から本質的な差異がある
			に、「本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度」についても含	ものでない場合には、「本人の権利利益に
			められたい。	重大な影響を及ぼす可能性のある制度」
				には含まれないと考えられます。
			【理由】	改正後の法第24条第2項の趣旨には、
			日本でも、令状に基づく個人情報の収集が認められており、令状がない場	個人データの越境移転を行う事業者にお
			合でも、事業者は任意に協力することが求められている(個人情報保護法 23	いても、従前以上に、提供先の外国にあ
			条1項1号、刑事訴訟法197条2項等)。このことは多くの国においても同様	る第三者における事業環境等を認識する

番		該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号				
			だと思われる。そうした制度すべてを記載することは必要ないと思われる	ことを促すという点もありますので、当
			が、改正案の事例の記載は明確でなく、事業者が提供すべき情報の範囲を正	該外国における個人情報の保護に関する
			しく判断することができない。	制度についての確認は、提供元の事業者
			そもそも、外国の制度概要等の情報提供を事業者ごとに行わせることは事	の責任において行っていただくべきもの
			業者にとって過大な負担となり、また社会経済的にも効率がよいとはいえ	であると考えております。
			ず、個人情報保護委員会のような公的な機関等が必要な情報を取りまとめ、	もっとも、当委員会においても、外国
			開示する方法が望ましい。また、本人への情報提供内容が事業者ごとに異な	の個人情報の保護に関する制度につい
			ることにより、本人において情報提供に関する適切な判断が困難となる可能	て、事業者の参考となる一定の情報をと
			性がある。	りまとめて公表する予定です。
			【経営法友会】	
94	5-2	提供すべき情報	21-2 (2)②「(エ)その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性の	「本人の権利利益に重大な影響を及ぼ
		(規則第 11 条の	ある制度の存在」事例 1)について、「広範な協力義務」が何を指すのか、具	す可能性のある制度」については、提供
		3 第 2 項関係)	体的に明らかにされたい。裁判所による令状がなければ捜査機関等が情報収	先の第三者が所在する外国において、我
			集できない制度があれば、その例外的運用が認められているとしても「広範	が国の制度と比較して、当該外国への個
			な協力義務」には当たらないのか。	人データの越境移転に伴って当該個人デ
				一タに係る本人の権利利益に重大な影響
			【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	を及ぼす可能性があると考えられる制度
				を想定しています。
				個別の制度ごとに判断する必要があり
				ますが、かかる観点から、例えば、捜査
				機関による情報収集を可能にする制度に

番号		該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
75				ついても、我が国における制度と比較し
				て、本人の権利利益の保護の観点から本
				質的な差異があるものでない場合には、
				「本人の権利利益に重大な影響を及ぼす
				可能性のある制度」には含まれないと考
				えられます。
95	5-2	提供すべき情報	21-3 (2)②「(エ)その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性の	「本人の権利利益に重大な影響を及ぼ
		(規則第 11 条の	ある制度の存在」事例 2)「事業者が本人からの消去等の請求に対応できない	す可能性のある制度」については、提供
		3 第 2 項関係)	おそれがある個人情報の国内保存義務に係る制度」について、例えば労働法	先の第三者が所在する外国において、我
			や租税法の関係で保存義務が課されている情報について一定期間事業者に保	が国の制度と比較して、当該外国への個
			存義務が課されている場合は該当するのか。	人データの越境移転に伴って当該個人デ
				一タに係る本人の権利利益に重大な影響
			【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	を及ぼす可能性があると考えられる制度
				を想定しています。
				個別の制度ごとに判断する必要があり
				ますが、例えば、国内保存義務について
				も、我が国における制度と比較して、本
				人の権利利益の保護の観点から本質的な
				差異があるものでない場合には、「本人の
				権利利益に重大な影響を及ぼす可能性の
				ある制度」には含まれないと考えられま
				す。

番		該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号				
96	5–2	提供すべき情報	21-4 (2)②「(エ)その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性の	「本人の権利利益に重大な影響を及ぼ
		(規則第 11 条の	ある制度の存在」事例 2)「事業者が本人からの消去等の請求に対応できない	す可能性のある制度」については、提供
		3 第 2 項関係)	おそれがある個人情報の国内保存義務に係る制度」について、おそれが認め	先の第三者が所在する外国において、我
			られないのはどのような場合か具体的に明らかにされたい。国内保存義務に	が国の制度と比較して、当該外国への個
			関する制度があるものの、個人情報を対象に含むと明示されておらず、その	人データの越境移転に伴って当該個人デ
			ような実例も存在しない場合、おそれはないと判断してよいか。	一タに係る本人の権利利益に重大な影響
				を及ぼす可能性があると考えられる制度
			【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	を想定しています。
				例えば、個人情報の国内保存義務に係
				る制度については、当該制度の存在によ
				り、外国にある第三者が本人からの消去
				等の請求を受けた場合に、それに対応で
				きないおそれが具体的・客観的に存在す
				る場合を想定しています。
97	5–2	提供すべき情報	21-9 (2)② (エ) の事例 1)及び事例 2)はロシア、中国、ベトナムが該当す	個別の外国の制度については回答しか
		(規則第 11 条の	ると思われるが、その理解でよいか。	ねます。
		3 第 2 項関係)		
			【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	
98	5–2	提供すべき情報	(該当箇所)	「本人の権利利益に重大な影響を及ぼ
		(規則第 11 条の	〇 <u>外国にある第三者への提供編</u> の 59 ページ・13 行目~60 ページ 6 行目	す可能性のある制度」については、提供
		3 第 2 項関係)		先の第三者が所在する外国において、我
			(エ)「本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある他の制度の存在」	が国の制度と比較して、当該外国への個

番	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号			
			人データの越境移転に伴って当該個人デ
		(意見)	一タに係る本人の権利利益に重大な影響
		事例1の「その他重大な影響を及ぼす可能性のある制度」については、「政府	を及ぼす可能性があると考えられる制度
		の情報収集活動への広範な協力義務を課すことにより、事業者が保有する個	を想定しています。
		人情報について政府による広範な情報収集が可能となる制度」の意味すると	事例 1 については、個別の制度ごとに
		ころを明確化することを奨めます。また、事例2については、「国の法律によ	判断する必要がありますが、例えば、捜
		り、企業が消去等の請求に応じたり、消去実施をすることが禁止されている	査機関による情報収集を可能にする制度
		場合」と記すなど、本人の消去請求に事業者が応じられない事態に焦点を当	についても、我が国における制度と比較
		てて記述することを奨めます。	して、本人の権利利益の保護の観点から
			本質的な差異があるものでない場合に
		(理由)	は、「本人の権利利益に重大な影響を及ぼ
		ガイドライン案では、(エ)「本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性の	す可能性のある制度」には含まれないと
		ある他の制度の存在」を含む、提供すべき情報の範囲を特定しております。	考えられます。
		そのような影響を与える可能性のある制度として記されている二つの事例に	また、事例2については、個人情報の
		ついて、以下、意見を述べます。	国内保存義務に係る制度の存在により、
			外国にある第三者が本人からの消去等の
		事例1)では、「政府の情報収集活動への広範な協力義務を課すことにより、	請求を受けた場合に、それに対応できな
		事業者が保有する個人情報について政府による広範な情報収集が可能となる	いおそれが具体的・客観的に存在する場
		制度」と記されていますが、この例では、何が「広範な情報」また「政府に	合を想定しています。
		よる情報収集活動」に分類されるのかが明確でないため、いくつかの不明確	
		な点があります。	

番		該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号			후(PLO) 구나 「후쌍·보양·노니 () 돈 이 방·보였으로 끝나 나는 구구 사이 사기 시양·보	
			事例 2)では、「事業者が本人からの消去等の請求に対応できないおそれがあ	
			る個人情報の国内保存義務に係る制度」と記されています。しかし、「国内保	
			存義務」と「消去等の請求に対応できないおそれがある」との関連が、ガイ 	
			ドライン案では明確になっていません。 	
			│ 「その他重大な影響を及ぼす可能性のある制度」に関連してガイドライン案	
			の規定を実施するにあたっては、「国の法律により、企業が消去等の請求に応	
			- じたり、消去実施をすることが禁止されている場合」と記すなど、本人の消	
			去請求に事業者が応じられない事態に焦点を当てて記述することを奨めま	
			す。	
			【BSA ザ・ソフトウェア・アライアンス】	
99	5-2	提供すべき情報	(該当箇所)	「本人の権利利益に重大な影響を及ぼ
		(規則第 11 条の	○ <u>外国にある第三者への提供編</u> の 59 ページ・13 行目 ~60 ページ 6 行目	す可能性のある制度」については、提供
		3 第 2 項関係)		先の第三者が所在する外国において、我
			(エ)「本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある他の制度の存在」	が国の制度と比較して、当該外国への個
				人データの越境移転に伴って当該個人デ
			(意見)	一タに係る本人の権利利益に重大な影響
			事例1の「その他重大な影響を及ぼす可能性のある制度」については、「政府	を及ぼす可能性があると考えられる制度
			の情報収集活動への広範な協力義務を課すことにより、事業者が保有する個	を想定しています。
			人情報について政府による広範な情報収集が可能となる制度」の意味すると	事例 1 については、個別の制度ごとに
			ころを明確化することを奨めます。また、事例2については、「国の法律によ	判断する必要がありますが、例えば、捜

番	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号			
		り、企業が消去等の請求に応じたり、消去実施をすることが禁止されている	査機関による情報収集を可能にする制度
		場合」と記すなど、本人の消去請求に事業者が応じられない事態に焦点を当	についても、我が国における制度と比較
		てて記述することを奨めます。	して、本人の権利利益の保護の観点から
			本質的な差異があるものでない場合に
		(理由)	は、「本人の権利利益に重大な影響を及ぼ
		ガイドライン案では、(エ)「本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性の	す可能性のある制度」には含まれないと
		ある他の制度の存在」を含む、提供すべき情報の範囲を特定しております。	考えられます。
		そのような影響を与える可能性のある制度として記されている二つの事例に	また、事例2については、個人情報の
		ついて、以下、意見を述べます。	国内保存義務に係る制度の存在により、
			外国にある第三者が本人からの消去等の
		事例1)では、「政府の情報収集活動への広範な協力義務を課すことにより、	請求を受けた場合に、それに対応できな
		事業者が保有する個人情報について政府による広範な情報収集が可能となる	いおそれが具体的・客観的に存在する場
		制度」と記されていますが、この例では、何が「広範な情報」また「政府に	合を想定しています。
		よる情報収集活動」に分類されるのかが明確でないため、いくつかの不明確	
		な点があります。	
		 事例 2) では、「事業者が本人からの消去等の請求に対応できないおそれがあ	
		る個人情報の国内保存義務に係る制度」と記されています。しかし、「国内保	
		存義務 と「消去等の請求に対応できないおそれがある」との関連が、ガイ	
		「「「「「「「「「」」」」	
		「プロン末では勿唯になりでいるとん。	

番		該当箇所	寄せられた御意見		御意見に対する考え方
号					
			「その他重大な影響を及ぼす可能性のある制度」に関連してガイドライン案		
			の規定を実施するにあたっては、「国の法律により、企業が消去等の請求に応		
			じたり、消去実施をすることが禁止されている場合」と記すなど、本人の消		
			去請求に事業者が応じられない事態に焦点を当てて記述することを奨めま		
			す。		
			【グローバル・データ・アライアンス】		
100	5-2	提供すべき情報	■個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(外国にある第三者	•	「本人の権利利益に重大な影響を及
		(規則第 11 条の	への提供編)の一部を改正する告示(案)		ぼす可能性のある制度」について
		3 第 2 項関係)	5-2 提供すべき情報(59 ページ)		は、提供先の第三者が所在する外国
					において、我が国の制度と比較し
			●事例1)において政府の広範な情報収集活動に関する制度について、事例		て、当該外国への個人データの越境
			2) において個人情報の国内保存義務に係る制度について記載されていると		移転に伴って当該個人データに係る
			ころ、これら制度の根拠法令や規定が、必ずしも各国の「個人情報の保護に		本人の権利利益に重大な影響を及ぼ
			関する制度」に規定されている訳ではない。そこで、ここで求められている		す可能性があると考えられる制度を
			情報が、これら制度に関する根拠法令や規定なのか、または、「個人情報の保		想定していますが、提供先の外国に
			護に関する制度」に規定された、それら制度に対する保護措置を意味するの		ある第三者に適用される制度であれ
			か、詳細にご記載いただきたい。		ば、当該外国の個人情報保護法に規
			●次に、外国における政府の広範な情報収集活動や個人情報の国内保存義務		定されているものに限られません。
			に関する根拠法令や規定に変更があった場合、従前本人から取得している同	•	改正後の施行規則第11条の3第2項
			意の有効性に影響はあるのか、詳細にご記載いただきたい。		第2号の「外国における個人情報の
					保護に関する制度に関する情報」

番	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号			
		利用目的に変更はなく、外国のこうした制度等に変更があった場合に、同意	は、一般的な注意力をもって適切か
		を取り直す必要があるのか、或いは、同意を取り直さなくても良い範囲がど	つ合理的な方法により確認したもの
		こまでなのか(我が国の法との間の本質的な差異に変更がなければ良いのか	である必要がありますが、「外国にあ
		等)、詳細にご記載いただきたい。	る第三者への個人データの提供を認
			める」旨の本人の同意を取得した後
		【匿名】	に、当該外国における個人情報の保
			護に関する制度についての変更があ
			った場合であっても、既に取得され
			た同意の有効性には影響を及ぼさな
			いものと考えられます。
			もっとも、個別の事案ごとに判断さ
			れますが、例えば、当該外国におけ
			る個人情報の保護に関する制度につ
			いて、我が国の法との間の本質的な
			差異の認識に影響を及ぼすような重
			要な変更がなされたことを提供元の
			事業者が認識した場合には、本人に
			情報提供することが望ましいと考え
			られます。
101	5-2 提供すべき情報	<頁 行目>	改正後の法第24条第2項の趣旨は、外
	(規則第 11 条の	57 頁 5 行目	国にある第三者への個人データの提供が
	3 第 2 項関係)	61 頁 7 行目	なされる場合に、当該外国における制度

番	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号			
			や、当該第三者による個人データの取扱
		<意見>	いに関する相違に起因するリスクについ
		意見⑤<5-2 提供すべき情報>(2)「適切かつ合理的な方法により得られた当	て、本人の予測可能性を高める点にあり
		該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報」および(3)「当	ますので、本人に対する情報提供に際し
		該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報」	ては、かかる趣旨を踏まえ、分かりやす
		個人データの越境移転に伴うリスクについて、本人の予測可能性を高めると	い情報を提供することが重要であると考
		いう制度趣旨に鑑み、「当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関	えられます。
		する情報」は、当該外国にある第三者が講ずる個人情報の保護のための措置	改正後の施行規則第11条の3第2項第
		と我が国の法(個人情報の保護に関する法律)により個人データの取扱いに	2号における「当該外国における個人情
		ついて個人情報取扱事業者に求められる措置との間の 本質的な差異 を本人が	報の保護に関する制度に関する情報」に
		合理的に認識できる情報でなければならない。	ついて、我が国の法との間の本質的な差
			異を本人が合理的に認識できる情報は、
		「本質的な差異」について、補足説明を希望します。	(ア) 当該外国における個人情報の保護
		例えば、その差異によって本人にもたらされる可能性のあるリスクやアウト	に関する制度の有無、(イ) 当該外国の個
		カムという理解でよいか、ご確認をお願いします。	人情報の保護に関する制度についての指
			標となり得る情報、(ウ) OECDプライ
		<理由>	バシーガイドライン8原則に対応する事
		準備にあたり、実効性を確保したいため。	業者の義務又は本人の権利の不存在、
			(エ) その他本人の権利利益に重大な影
		【ソフトバンク株式会社】	響を及ぼす可能性のある制度の存在の各
			観点を踏まえて、個別の制度ごとに判断
			されます。

番	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号			
			また、改正後の施行規則第 11 条の3第
			2項第3号における「当該第三者が講ず
			る個人情報の保護のための措置に関する
			情報」について、我が国の法により個人
			データの取扱いについて個人情報取扱事
			業者に求められる措置との間の本質的な
			差異を本人が合理的に認識できる情報と
			しては、具体的には、外国にある第三者
			において、OECDプライバシーガイド
			ライン8原則に対応する措置を講じてい
			ない場合における当該講じていない措置
			の内容を想定しています。
			例えば、提供先の外国にある第三者が
			 利用目的の通知・公表を行っていない場
			│ │合には、「提供先が、概ね個人データの取 │
			 扱いについて我が国の個人情報取扱事業
			者に求められる措置と同水準の措置を講
			じているものの、取得した個人情報につ
			いての利用目的の通知・公表を行ってい
			ない」旨の情報提供を行うことが考えら
			れます。
			16070

番号		該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
	5–2	提供すべき情報	21-10 「(3) 当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情	個別の事案ごとに判断する必要があり
		(規則第 11 条の	報 (規則第 11 条の 3 第 2 項第 3 号関係」) について、第三者の講ずる措置は	ますが、例えば、提供先の外国にある第
		3 第 2 項関係)	どのように確認すれば足りるのか。当該第三者からヒアリングをすればよい	三者に確認する方法や、提供先の外国に
			か。	ある第三者との間で締結している契約に
				おいて、当該第三者による個人データの
			【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	取扱いについて定めている場合に、当該
				契約を確認する方法等が考えられます。
103	5-2	提供すべき情報	21-11 「(3) 当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情	改正後の施行規則第11条の3第2項第
		(規則第 11 条の	報 (規則第 11 条の 3 第 2 項第 3 号関係」) について、何を確認すればよい	3号における「当該第三者が講ずる個人
		3 第 2 項関係)	か。OECD プライバシーガイドライン8原則について確認すればよいか。	情報の保護のための措置に関する情報」
				について、我が国の法により個人データ
			【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	の取扱いについて個人情報取扱事業者に
				求められる措置との間の本質的な差異を
				本人が合理的に認識できる情報として
				は、具体的には、外国にある第三者にお
				いて、OECDプライバシーガイドライ
				ン8原則に対応する措置を講じていない
				場合における当該講じていない措置の内
				容を想定しています。
				そのため、提供元が提供する個人デー
				タの取扱いについて、提供先の外国にあ
				る第三者がOECDプライバシーガイド

番		該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号				ライン8原則に対応する措置を講じてい
				るか否かを確認することが考えられま
				す。
104	5–2	提供すべき情報	【該当箇所】	提供先の外国にある第三者が現にOE
		(規則第 11 条の	5-2(3) 「当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報」	CDプライバシーガイドライン8原則に
		3 第 2 項関係)	(規則第11条の3第2項第3号関係) (60頁~)	対応する措置を全て講じている場合に
				は、改正後の施行規則第11条の3第2項
			【意見】	第3号における「当該第三者が講ずる個
			個別の提供先ごとの記載はせずに、たとえば、「当社のすべての個人情報の	人情報の保護のための措置に関する情
			提供先第三者は OECD プライバシーガイドライン 8 原則のすべてに対応する措	報」として、その旨を包括的に情報提供
			置を講じています」といった包括的な記載だけで提供すべき情報としては十	することも可能であると考えられます。
			分か、それとも、個別の提供先ごとの記載が必要か確認したい。	
			【理由】	
			提供先が多数の場合に、それぞれの提供先について措置状況を個別に列挙	
			するのは現実的ではないため、上記のような包括的な情報の提供で十分とし	
			ないと、事業者側の負担が多すぎるためである。	
			【経営法友会】	
105	5–2	提供すべき情報	<ページ、行>	個別の事案ごとに判断する必要があり
		(規則第 11 条の	P60、L21	ますが、例えば、提供先の外国にある第
		3 第 2 項関係)	<記載>	三者に確認する方法や、提供先の外国に

番	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号				
			(3)「当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報」(規則	ある第三者との間で締結している契約に
			第11条の3第2項第3号関係)	おいて、当該第三者による個人データの
				取扱いについて定めている場合に、当該
			<意見>	契約を確認する方法等が考えられます。
			どのようにして事業者が講ずる措置の確認をすれば足りるか、例えば事業者	
			からの申告により判断すればよいかをご教示いただきたい。	
			〈理由〉	
			本人同意に基づいて外国にある第三者への提供を行う場合、基準適合体制整	
			備のような契約締結等が要件とされていない。この場合において、当該第三	
			者が講ずる措置については、どの程度の確認義務が求められるのか、確認さ 	
			せていただきたい。	
			【楽天グループ株式会社】	
106	5-2	提供すべき情報	(該当箇所)	個別の事案ごとに判断する必要があり
		(規則第 11 条の	外国にある第三者への提供編の 60 ページ 21 行目以降	ますが、例えば、提供先の外国にある第
		3 第 2 項関係)	(3)「当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報」(規則	三者に確認する方法や、提供先の外国に
			第11条の3第2項第3号関係)	ある第三者との間で締結している契約に
				おいて、当該第三者による個人データの
			(意見)	取扱いについて定めている場合に、当該
				契約を確認する方法等が考えられます。

番	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号				
			どのようにして事業者が講ずる措置の確認をすれば足りるか、例えば事業者	
			からの申告により判断すればよいかなど教示いただきたい。過度な確認義務 	
			を課すようなことになるのは実効的でなく適切ではない。	
			(理由)	
			本人同意に基づいて外国にある第三者への提供を行う場合、基準適合体制整	
			備のような契約締結等が要件とされていない。したがって、この場合におい	
			て、当該第三者が講ずる措置についてどのように情報を把握するのか明らか	
			でないため。	
			【一般社団法人新経済連盟】	
107	5-2	提供すべき情報	<条文>	改正後の法第24条第2項の趣旨には、
		(規則第 11 条の	5-2(3) (P. 61·11 行目~)	個人データの越境移転を行う事業者にお
		3 第 2 項関係)		いても、従前以上に、提供先の外国にあ
			<意見・理由>	る第三者における事業環境等を認識する
			• 個人情報保護委員会において、「外国の個人情報の保護に関する制度につ	ことを促すという点もありますので、当
			いて、事業者の参考となる一定の情報」を取りまとめて公表する予定と	該外国における個人情報の保護に関する
			されているが、OECD プライバシーガイドライン8原則に対応する事業者	制度についての確認は、提供元の事業者
			の義務または本人の権利の不存在、また、その他本人の権利利益に重大	の責任において行っていただくべきもの
			な影響を及ぼす可能性のある制度の存在についても、「外国の個人情報の	であると考えております。
			保護に関する制度について、事業者の参考となる一定の情報」に含めて	もっとも、当委員会においても、外国
			公表していただきたい。	の個人情報の保護に関する制度につい

番		該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号				
			• 個人情報保護委員会において、「外国の個人情報の保護に関する制度につ	て、事業者の参考となる一定の情報をと
			いて、事業者の参考となる一定の情報」を取りまとめて公表する予定と	りまとめて公表する予定です。対象予定
			されているが、ここでどのような内容がどのように公表される予定であ	国や公表に向けたスケジュール等につい
			るか、前広に公表いただきたい。	ては、本年の秋頃を目途にお示しするこ
				とを検討してまいります。
			【一般社団法人 日本損害保険協会】	
108	5-3-1	提供先の第三者	(該当箇所)外国にある第三者への提供編:ガイドライン5、5-3	個別のサービスについては、より具体
		が所在する外国	同意取得時に移転先が特定できない場合等の取扱い(62ページ)	的な情報に基づき個別の事案ごとに判断
		が特定できない		する必要がありますが、一般論として、
		場合 (規則第 11	(意見)国際送金サービスでは、送金先国ではない第三国に所在する中継金	本人の指示に基づいて外国にある第三者
		条の3第3項関	融機関を経由して送金することがあり、また、送金先国の提携金融機	に個人データを提供する場合において、
		係)	関が複数存在することもあるため、国際送金サービスにおいて、顧客	当該指示が「外国にある第三者への個人
			からの個人データの越境移転の同意をサービスの利用規約への同意と	データの提供を認める」旨の本人の意思
			同時に取得する場合、その時点でどの国/事業者に個人データを提供す	表示を兼ねると認められる場合には、当
			るのかを特定することはできません。	該指示とは別に、本人の同意を得る必要
			①一方、国際送金において送金先国に個人データを提供することは、	はないと考えられます。
			顧客である個人本人の指示に基づくものであり、中継金融機関を経由	ただし、この場合においても、提供元
			することもその指示の一部であると考えられるため、そもそも海外企	の事業者は、改正後の法第 24 条第 2 項に
			業に顧客データの入力業務を委託するような場合と異なり、個別の送	基づく同意取得時の情報提供義務を負う
			金依頼とは別に本人からの同意を取得する必要はないことを明確にし	ため、原則として、改正後の施行規則第
			て頂きたいと考えております。	11条の3第2項に基づく情報提供が必要
				となります。

番		該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号				
			②そのため、国際送金サービスを規則11条の3第4項の提供先の第	もっとも、同意取得時点において、提
			三者が所在する外国が特定できない場合/提供先の第三者が講ずる個人	供先の第三者が所在する外国が特定でき
			情報の保護のための措置に関する情報が提供できない場合であり、こ	ない場合には、改正後の施行規則第 11 条
			の場合、中継金融機関のリスト、送金先国の提携金融機関のリスト等	の3第3項に基づき、外国の名称及び当
			をウェブサイト上に示すことで、本人への情報提供としては十分であ	該外国における個人情報の保護に関する
			ること等をガイドライン5-3-1、5-3-2で明確にして頂きた	制度に関する情報に代えて、特定できな
			いと考えております。	い旨及びその理由、並びに外国の名称に
				代わる本人に参考になるべき情報が存在
			【一般社団法人日本資金決済業協会】	する場合には当該情報を提供する必要が
				あります。
				また、同意取得時点において、提供先
				の外国にある第三者が講ずる個人情報の
				保護のための措置に関する情報の提供が
				できない場合には、当該情報に代えて、
				情報提供できない旨及びその理由につい
				て情報提供する必要があります。
109	5-3-1	提供先の第三者	【該当箇所】	改正後の法第24条第2項の趣旨は、外
		が所在する外国	5-3-1 提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合(規則第 11 条の	国にある第三者への個人データの提供が
		が特定できない	3 第 3 項関係) (63 頁~)	なされる場合に、当該外国における制度
		場合 (規則第 11		や、当該第三者による個人データの取扱
		条の3第3項関	【意見】	いに関する相違に起因するリスクについ
		係)		て、本人の予測可能性を高める点にあり

番	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号			
		「提供先の第三者が所在する外国を特定できない場合」には、たとえば、	ますので、提供先の第三者が所在する外
		①グループ会社間で情報共有する場合において、今後どの国に拠点を作るか	国を特定した上で、本人に対する情報提
		同意取得時点でわからない場合や、②個人データの取扱いを海外の業者に委	供を行うことが原則であると考えます。
		託する予定であるが、どの国のどの業者に委託するか同意取得時点で決定し	その上で、「提供先の第三者が所在する
		ていない場合も該当するという理解でよいか確認したい。もしそうであれ	外国を特定できない場合」の該当性は、
		ば、その事例も追加されたい。	上記の情報提供義務の趣旨を踏まえつ
			つ、個別の事案ごとに判断する必要があ
		【理由】	りますが、例えば、一定の目的で個人デ
		上記の事例は実際も多いと思われ、ガイドラインで明示する実益があると	一タの取扱いを外国にある第三者に委託
		考えられるためである。	する予定であるものの、本人の同意を得
			ようとする時点において、委託先の候補
		【経営法友会】	が具体的に定まっていない等により、提
			供先の第三者が所在する外国が特定でき
			ない場合は、ここでいう「提供先の第三
			者が所在する外国を特定できない場合」
			に該当し得ると考えられます。
			ただし、この場合であっても、特定で
			きない旨及びその理由を情報提供すると
			ともに、提供先の第三者が所在する外国
			の範囲を特定できる場合の当該範囲に関
			する情報など、外国の名称に代わる本人
			に参考となるべき情報の提供が可能であ

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
万			る場合には、当該情報を提供する必要があります。 「提供先の第三者が所在する外国を特定できない場合」の具体例等については、Q&Aでお示しすることを検討して
110 5-3	-1 提供先の第三者 が所在する外国 が特定できない 場合(規則第11 条の3第3項関 係)	<ページ> P. 63 <該当規定> 5-3-1 提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合 〈意見> 「事後的に提供先の第三者が所在する外国が特定された場合には、」とあるが、提供先となり得る外国が複数ある場合等、提供可能性のある全ての外国が確定することが見込まれないことも想定される。一方で、実際に海外規制当局等から顧客情報の提供要請を受けた場合、少なくとも当該海外規制当局が所在する外国は提供先として確定することになり、段階的に一部の外国が特定できる場合もあると想定される。このような場合であっても、「事後的に提供先の第三者が所在する外国が特定された場合」に該当し、本人の求めに応じて、提供先として確定した外国のみに関する情報を提供することが求められるか。	まいります。 御指摘の箇所は、本人の同意を得ようとする時点において、提供先の第三者が所在する外国の名称が特定できず、改正後の施行規則第11条の3第3項に基づく情報提供を行った場合であっても、事後的に提供を行った場合が所在する外国を記載するもの第三者が引ましい旨を記載するものです。 段階的に一部の外国について事後的に特定できた場合であっても、特定できた場合であっても、特定できた場合であっても、特定できた場合であっても、特定できた場合であっても、特定できた場合であっても、特定できた場合であっても、特定できた場合であっても、特定できた場合であっても、特定できた場合であっても、特定できた場合であっても、特定できた場合であっても、特定できた場合であっても、特定できた場合であっても、特定できた場合であっても、対国について、本人の求めに応知と考えられます。

番		該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号				
			【日本証券業協会】	
111	5-3-1	提供先の第三者	<ページ>	御指摘の箇所については、事業者にお
		が所在する外国	P. 63	ける望ましい取組を記載するものです。
		が特定できない		そのため、改正後の法第 24 条第 1 項の同
		場合 (規則第 11	<該当規定>	意を得ようとする時点において、提供先
		条の3第3項関	5-3-1 提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合	の第三者が所在する外国が特定できない
		係)		として、改正後の施行規則第 11 条の3第
			<意見>	3 項各号に基づく情報提供を行って本人
			「事後的に提供先の第三者が所在する外国が特定された場合には、本人の求	の同意を取得した後に、提供先の第三者
			めに応じて情報提供を行うことが望ましい。」とあるが、個人データの提供要	が所在する外国が特定された場合におい
			請のあった海外規制当局から、個人データを提供した事実を本人に開示しな	て、海外規制当局から本人への情報提供
			いことを要請されることもあり得る。この場合は、個人情報取扱事業者にお	をしないよう要請されている場合には、
			いて対応を判断すべきとの理解でよいか。	各事業者において本人への情報提供の可
				否を判断いただくことになると考えられ
			【日本証券業協会】	ます。なお、例えば、海外規制当局から
				本人への情報提供をしないよう要請され
				ることがあらかじめ合理的に予測できる
				場合には、本人の同意を取得する時点に
				おいて、事後的に情報提供できない可能
				性がある旨を説明しておくことも、望ま
				しい取組の一つであると考えられます。

番		該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号				
				ただし、当該海外規制当局への個人デ
				ータの第三者提供についても、原則とし
				て改正後の法第25条に基づく記録義務の
				対象となるところ、本人から第三者提供
				記録の開示請求(改正後の法第 28 条第 5
				項)がなされた場合には、原則として、
				提供先の第三者の名称等を含む第三者提
				供記録を開示する必要がある点に留意が
				必要です。
112	5-3-1	提供先の第三者	<ページ>	本人の同意を得ようとする時点におい
		が所在する外国	P. 63	て、提供先の第三者が所在する外国の名
		が特定できない		称が特定できず、改正後の施行規則第 11
		場合(規則第 11	<該当規定>	条の3第3項に基づく情報提供を行った
		条の3第3項関	5-3-1 提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合	上で本人の同意を取得した場合、提供元
		係)		の事業者は、事後的に提供先の第三者が
			<意見>	所在する外国を特定できた場合であって
			例えば、海外規制当局からの要請に基づいて顧客情報の提供を行うようなケ	も、本人に対してその旨を通知等する義
			一スにおいては、口座開設等の契約時点で事前に得た本人の同意に基づき、	務はありません。
			外国にある第三者へ情報提供をすることがある。このような場合、本人は自	もっとも、事後的に提供先の第三者が
			己に関する個人データが外国にある第三者に提供されたことについて認識し	所在する外国を特定できた場合には、本
			得る機会がないが、個人情報取扱事業者としては、あくまで本人からの求め	人の予測可能性を高める観点から、本人
			をきっかけとすることとし、受け身でよいという理解でよいか。	の求めに応じて情報提供を行うことが望

	【日本証券業協会】	ましい取組であると考えられます。その 前提として、特定できた場合に、その旨
		を本人に通知等することにより、本人が 情報提供の求めを行いやすいようにする
		ことも、望ましい取組であると考えられます。
が所在する外国 が特定できない 場合(規則第 11 条の3第3項関 係)	<ページ>P.63 <該当規定> 5-3-1 提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合 <意見> 「本人の同意を取得しようとする時点において、提供先の第三者が所在する外国を特定できない場合」の事例として、「日本にある銀行または金融商品取引業者が海外規制当局からの顧客情報の提供要請を受ける場合において、口座開設時点ではどの海外規制当局から情報提供要請を受けるか想定できない場合」を追加してほしい。 【日本証券業協会】	改正後の法第24条第2項の趣旨は、外国にある第三者への個人データの提供がなされる場合に、当該外国における制度いに関する相違に起因するリスクについて、本人の予測可能性を高める点にありますので、提供先の第三者が所在する外国を特定した上で、本人に対する情報提供を行うことが原則であると考えます。その上で、「提供先の第三者が所在する外国を特定できない場合」の該当性は、上記の情報提供義務の趣旨を踏まえついますが、例えば、日本にある金融機関が、外国にある当局から顧客情報の提供

番		該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号				
				本人の同意を得ようとする時点におい
				て、どの外国の当局から提供要請がなさ
				れるかが不明である等により、提供先の
				第三者が所在する外国を特定できない場
				合も、ここでいう「提供先の第三者が所
				在する外国を特定できない場合」に該当
				し得ると考えられます。
				ただし、この場合であっても、特定で
				きない旨及びその理由を情報提供すると
				ともに、提供先の第三者が所在する外国
				の範囲を特定できる場合の当該範囲に関
				する情報など、外国の名称に代わる本人
				に参考となるべき情報の提供が可能であ
				る場合には、当該情報を提供する必要が
				あります。
				「提供先の第三者が所在する外国を特
				定できない場合」の具体例等について
				は、Q&Aでお示しすることを検討して
				まいります。
114	5-3-1	提供先の第三者	<該当箇所>	改正後の法第24条第2項の趣旨は、外
		が所在する外国	P63	国にある第三者への個人データの提供が
		が特定できない		なされる場合に、当該外国における制度

番	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号			
	場合(規則第 11	[5-3-1 提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合 (規則第 11 条の 3	や、当該第三者による個人データの取扱
	条の3第3項関	第3項関係)]	いに関する相違に起因するリスクについ
	係)	【提供先の第三者が所在する外国を特定できない場合に該当する事例】	て、本人の予測可能性を高める点にあり
		事例 1) 日本にある製薬会社が医薬品等の研究開発を行う場合において、被	ますので、提供先の第三者が所在する外
		験者への説明及び同意取得を行う時点では、最終的にどの国の審査当局等に	国を特定した上で、本人に対する情報提
		承認申請するかが未確定であり、当該被験者の個人データを移転する外国を	供を行うことが原則であると考えます。
		特定できない場合	その上で、「提供先の第三者が所在する
		事例 2) 日本にある保険会社が保険引受リスクの分散等の観点から外国の再	外国を特定できない場合」の該当性は、
		保険会社に再保険を行う場合において、日本にある保険会社による顧客から	上記の情報提供義務の趣旨を踏まえつ
		の保険引受及び同意取得の時点では、最終的にどの再保険会社に再保険を行	つ、個別の事案ごとに判断する必要があ
		うかが未確定であり、当該顧客の個人データを移転する外国を特定できない	りますが、例えば、一定の目的で個人デ
		場合	一タの取扱いを外国にある第三者に委託
			する予定であるものの、本人の同意を得
		<意見内容>	ようとする時点において、委託先の候補
		提供先の第三者の属性は特定できているが、具体的な提供先が確定していな	が具体的に定まっていない等により、提
		いか若しくは同意取得の時点以降も当該属性の範囲で提供先の第三者が追加	供先の第三者が所在する外国が特定でき
		される可能性があること等により、提供先の第三者が所在する外国が特定で	ない場合は、ここでいう「提供先の第三
		きない場合等も[5-3-1 提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合]	者が所在する外国を特定できない場合」
		に該当するという理解で良いか。その理解で良い場合、事例として明確に示	に該当し得ると考えられます。
		して頂きたい。その他、[5-3-1 提供先の第三者が所在する外国が特定できな	ただし、この場合であっても、特定で
		い場合]に該当する事例について、より一般的な事例を追加で示して頂きた	きない旨及びその理由を情報提供すると
		ιν _°	ともに、提供先の第三者が所在する外国

番		 該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号				
				の範囲を特定できる場合の当該範囲に関
			<理由>	する情報など、外国の名称に代わる本人
			提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合については様々なケース	に参考となるべき情報の提供が可能であ
			が考えられるところ、事例として示されているケースは非常に特殊なケース	る場合には、当該情報を提供する必要が
			であることから、事業者において事案の当て嵌め・判断が容易に行えるよ	あります。
			う、より一般的な事例を追加で示して頂きたい。	「提供先の第三者が所在する外国を特
				定できない場合」の具体例等について
			【株式会社 NTT ドコモ】	は、Q&Aでお示しすることを検討して
				まいります。
115	5-3-1	提供先の第三者	該当箇所:外国にある第三者への提供続、63ページ、8行目、及び65ページ	御意見を踏まえ、次のとおり修正いたし
		が所在する外国	20 行目	ます(下線部が修正箇所)。なお、御指摘
		が特定できない		の事例1は、同意取得時に提供先の第三者
		場合(規則第 11	意見:	が所在する外国が特定できない場合や提
		条の3第3項関	事例 1) に関し、下記の下線部を追記いただきたい。	供先の第三者が講ずる個人情報の保護の
		係)	「事例 1) 日本にある製薬会社が医薬品等の研究開発を行う場合において <u>、治</u>	ための措置に関する情報の提供ができな
			<u>験責任医師等が</u> 被験者への説明及び同意取得を行う時点では、最終的にどの	い場合の例を示すものであり、提供先につ
			国の審査当局等に承認申請するか <u>、あるいはどの組織等と提携等をするか</u> が	いて、事例1に記載する外国の審査当局等
			未確定であり、当該被験者の個人データを移転する外国を特定できない場	のみに限定する趣旨ではありません。
			合」	
				〇本ガイドライン(外国にある第三者への
			理由:	提供編) 案 5 - 3 - 1
				【修正前】

番	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号			,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
		記載内容を明確化するため。製薬会社が直接被験者への説明を行うことは無	事例1) 日本にある製薬会社が医薬品
		く、また外国の組織等との提携等は一般的であるので、誤解を避けるため。	等の研究開発を行う場合において、 <u>被験者</u>
			への説明及び同意取得を行う時点では、最
		【日本製薬工業協会】	終的にどの国の審査当局等に承認申請す
			るかが未確定であり、当該被験者の個人デ
			一タを移転する外国を特定できない場合
			【修正後】
			事例1) 日本にある製薬会社が医薬
			品等の研究開発を行う場合において、 <u>治</u>
			験責任医師等が被験者への説明及び同意
			取得を行う時点では、最終的にどの国の
			審査当局等に承認申請するかが未確定で
			あり、当該被験者の個人データを移転す
			る外国を特定できない場合
			〇本ガイドライン(外国にある第三者への
			提供編)案5-3-2
			【修正前】
			事例1) 日本にある製薬会社が医薬品
			等の研究開発を行う場合において、 <u>被験者</u>
			への説明及び同意取得を行う時点では、最

番		該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号				
				終的にどの国の審査当局等に承認申請す
				るかが未確定であり、当該被験者の個人デ
				一タの提供先を特定できない場合
				【修正後】
				事例1) 日本にある製薬会社が医薬品
				等の研究開発を行う場合において、 <u>治験責</u>
				任医師等が被験者への説明及び同意取得
				<u>を行う時点では</u> 、最終的にどの国の審査当
				局等に承認申請するかが未確定であり、当
				該被験者の個人データの提供先を特定で
				きない場合
116	5-3-1	提供先の第三者	No. 9	改正後の法第24条第2項の趣旨は、外
		が所在する外国	【ガイドライン】	国にある第三者への個人データの提供が
		が特定できない	外国にある第三者への提供編	なされる場合に、当該外国における制度
		場合(規則第 11		や、当該第三者による個人データの取扱
		条の3第3項関	[ページ]	いに関する相違に起因するリスクについ
		係)	P. 63, 66	て、本人の予測可能性を高める点にあり
				ますので、提供先の第三者が所在する外
			【該当箇所】	国を特定した上で、本人に対する情報提
			5-3-1【提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合】事例 2)	供を行うことが原則であると考えます。

番	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号			7017 [44,000-2,637
		5-3-2【提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報が	その上で、「提供先の第三者が所在する
		提供できない場合】事例 2)	外国を特定できない場合」の該当性は、
			上記の情報提供義務の趣旨を踏まえつ
		【意見】	つ、個別の事案ごとに判断する必要があ
		「再保険」は該当事例が限定的であるため、「委託先が追加されるケース」な	りますが、例えば、一定の目的で個人デ
		ど、一般的な事例に変更するか、他の一般的な事例を追加していただきた	一タの取扱いを外国にある第三者に委託
		l',	する予定であるものの、本人の同意を得
			ようとする時点において、委託先の候補
		【理由】	が具体的に定まっていない等により、提
		事例は、汎用性のあるものが分かりやすいと思われるため。限定的な事例は	供先の第三者が所在する外国が特定でき
		Q&A で記載すると良いのではないか。	ない場合は、ここでいう「提供先の第三
			者が所在する外国を特定できない場合」
		【一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)】	に該当し得ると考えられます。
			ただし、この場合であっても、特定で
			きない旨及びその理由を情報提供すると
			ともに、提供先の第三者が所在する外国
			の範囲を特定できる場合の当該範囲に関
			する情報など、外国の名称に代わる本人
			に参考となるべき情報の提供が可能であ
			る場合には、当該情報を提供する必要が
			あります。

番号		該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
				「提供先の第三者が所在する外国を特
				定できない場合」の具体例等について
				は、Q&Aでお示しすることを検討して
				まいります。
117	5-3-1	提供先の第三者	<該当箇所>	改正後の法第24条第2項の趣旨は、外
		が所在する外国	5-3-1 提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合(P.63)	国にある第三者への個人データの提供が
		が特定できない	5-3-2 提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報が	なされる場合に、当該外国における制度
		場合(規則第 11	提供できない場合(P.66)	や、当該第三者による個人データの取扱
		条の3第3項関		いに関する相違に起因するリスクについ
		係)	<意見>	て、本人の予測可能性を高める点にあり
			事例 2) の事例のみならず、委託先が追加されるケースなど、一般的な事例	ますので、提供先の第三者が所在する外
			を追加していただきたい。	国を特定した上で、本人に対する情報提
				供を行うことが原則であると考えます。
			<理由>	その上で、「提供先の第三者が所在する
			事例 2) 外国の再保険会社に再保険を行う場合の例示は、一般的でないため	外国を特定できない場合」の該当性は、
			直感的に理解し難いため。	上記の情報提供義務の趣旨を踏まえつ
				つ、個別の事案ごとに判断する必要があ
			【一般社団法人 電子情報技術産業協会 法務・知的財産部会 個人データ	りますが、例えば、一定の目的で個人デ
			保護専門委員会】	一タの取扱いを外国にある第三者に委託
				する予定であるものの、本人の同意を得
				ようとする時点において、委託先の候補
				が具体的に定まっていない等により、提

番	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号				
				供先の第三者が所在する外国が特定でき
				ない場合は、ここでいう「提供先の第三
				者が所在する外国を特定できない場合」
				に該当し得ると考えられます。
				ただし、この場合であっても、特定で
				きない旨及びその理由を情報提供すると
				ともに、提供先の第三者が所在する外国
				の範囲を特定できる場合の当該範囲に関
				する情報など、外国の名称に代わる本人
				に参考となるべき情報の提供が可能であ
				る場合には、当該情報を提供する必要が
				あります。
				「提供先の第三者が所在する外国を特
				定できない場合」の具体例等について
				は、Q&Aでお示しすることを検討して
				まいります。
118	5-3-1	提供先の第三者	<該当箇所>	改正後の法第 24 条第 2 項の趣旨は、外
		が所在する外国	5-3-1 (提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合)	国にある第三者への個人データの提供が
		が特定できない		なされる場合に、当該外国における制度
		場合 (規則第 11	<意見・要望等>	や、当該第三者による個人データの取扱
		条の3第3項関	多国籍企業においては、顧客の依頼等に基づいて、個人情報を取り扱う場合	いに関する相違に起因するリスクについ
		係)	に、複数の海外グループ企業と共同利用することや、グループ内外の複数の	て、本人の予測可能性を高める点にあり

番	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号		委託先に委託することがあり、同意取得の時点で、当該顧客の個人データの提供先を特定することが困難な場合がある。特に、顧客から、取引開始時に、包括的に同意取得する場合は、個別の案件ごとに、個人データを移転する外国は異なるので、当該顧客の個人データの提供先となる外国を特定できない。事例 1)、事例 2) は特定の業種の特定の業務に関する事例であるので、ここに記載したような、多くの業種に当てはまるような一般的な事例を記載していただきたい。 【一般社団法人国際銀行協会】	ますので、 は、 と、 と、 で、 と、 と、 に、 と、 に、 で、 に、 で、 に、 で、 に、 で、 に、 で、 で、 に、 で、 に、 で、 に、 で、 で、 に、 で、 で、 に、 で、 で、 に、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 に、 で、

番号		該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
	5-3-1	提供先の第三者 の第三者 が特定できる が特定で規則 第3 第3 係)	5-3-1 提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合(規則第 11 条の 3 第 3 項関係) (1) 特定できない旨及びその理由(規則第 11 条の 3 第 3 項第 1 号関係) 個人情報取扱事業者は、提供先の第三者が所在する外国を特定できない場合 であっても、個人データの越境移転に伴うリスクに関する本人の予測可能性 の向上という趣旨を踏まえ、提供先の第三者が所在する外国を特定できない 旨及びその理由を情報提供しなければならない。 なお、情報提供に際しては、どのような場面で外国にある第三者に個人データの提供を行うかについて、具体的に説明することが望ましい。 上記の記載に関連し、下記についてご教示いただきたい。 例えば以下のような場合、提供先の第三者が所在する外国を特定できない理	る場合には、当該情報を提供する必要があります。 「提供先の第三者が所在する外国を特定では、別人できないのでは、ののののののでは、ののののでは、ののののでは、ののののでは、ののののでは、ののののでは、ののののでは、ののののでは、のののののでは、のののののでは、ののののでは、ののでは、ののでは、できるのでは、いまできるのでは、まず、のできない。とれば、いまできるが、は、は、いまでは、は、は、いいのでは、は、は、いいのでは、は、は、いいのでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、
			由として、本人にどのようなことを情報提供することが考えられるか。	

番		該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号				
			世界各国に拠点やサーバーがある外国の事業者が運営するサービスを利用す	
			るに際し、実際に個人データが提供される拠点のある外国は機密情報として	
			非開示であるということが当該外国の事業者の方針であるため、提供元では	
			外国を特定することができない場合がありうる。その場合、外国を特定でき	
			ない理由として、例えば「機密情報のため開示しないことがサービス提供者	
			の方針である」と説明したとしても、個人データの越境移転に伴うリスクに	
			関する本人の予測可能性の向上という趣旨には沿わないと考えられる。この	
			ような外国の事業者が提供するサービスを利用するにあたり、実務上の対応	
			例をお示しいただきたい。	
			【匿名】	
120	5-3-1	提供先の第三者	22-1 「(1) 特定できない旨及びその理由」について、どの程度具体的に情	改正後の施行規則第 11 条の 3 第 3 項第
		が所在する外国	報提供する必要があるか。5-3-1 柱書に挙がっている 2 つの事例程度の内容	1号の「前項第1号に定める事項が特定
		が特定できない	で足りるか。	できない旨及びその理由」として提供す
		場合(規則第 11		べき情報は、個別の事案ごとに判断され
		条の3第3項関		ますが、一般論として、本人が「外国に
		係)	【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	ある第三者への個人データの提供を認め
				る」旨の同意に係る判断に資するよう、
				合理的かつ適切な情報提供を行う必要が
				あると考えられます。

番		該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号				
121	5-3-1	提供先の第三者	22-2 「(2) 提供先の第三者が所在する外国の名称に代わる本人に参考とな	改正後の施行規則第 11 条の 3 第 3 項第
		が所在する外国	るべき情報」について、例示されている移転先の外国の範囲のほかに、どの	2号における「前項第1号に定める事項
		が特定できない	ようなケースを想定しているのか、具体的に明らかにされたい。	に代わる本人に参考となるべき情報」と
		場合(規則第 11		しては、提供先の第三者が所在する外国
		条の3第3項関		の範囲が定まっている場合における当該
		係)	【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	範囲に関する情報や、提供先の第三者が
				所在する外国の候補が定まっている場合
				における当該候補国の名称等が考えられ
				ます。
122	5-3-1	提供先の第三者	22-3 「(2) 提供先の第三者が所在する外国の名称に代わる本人に参考とな	個別の事案ごとに判断されますが、例
		が所在する外国	るべき情報」について、例えば、「当社グループ会社に提供する」という説明	えば、ホームページにおいてグループ会
		が特定できない	が(本当に、当社グループ会社のみに提供する限り)該当することを確認さ	社の所在国が公表されている場合など、
		場合(規則第 11	れたい。	「当社のグループ会社に提供する」旨の
		条の3第3項関		情報提供により、本人が提供先の第三者
		係)	【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	が所在する外国の範囲を認識できる場合
				には、「当社のグループ会社に提供する」
				旨は、改正後の施行規則第 11 条の 3 第 3
				項第2号における「前項第1号に定める
				事項に代わる本人に参考となるべき情
				報」に該当し得ると考えられます。
				ただし、御理解のとおり、この場合、
				本人の同意の範囲は、「当社のグループ会

番	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号				
				社」の範囲に限定されると考えられます
				ので、「当社のグループ会社」以外の外国
				にある第三者に個人データを提供する場
				合には、別途改正後の法第24条第2項に
				基づく情報提供を行った上で、本人の同
				意を得る必要があると考えられます。
123	5-3-1	提供先の第三者	該当箇所:外国にある第三者への提供編、64ページ、4行目	改正後の施行規則第 11 条の 3 第 3 項第
		が所在する外国		2号は、同意取得時に提供先の第三者が
		が特定できない	意見:	所在する外国が特定できない場合でも、
		場合(規則第 11	「提供先の第三者が所在する外国の名称に代わる本人に参考となるべき情	その範囲が定まっている場合など、提供
		条の3第3項関	報」に関し、治験においては、ICH-GCPに準拠した治験依頼者と医療機関の	先の第三者が所在する地理的範囲につい
		係)	契約により、データの取り扱いの取り決めを行い、監査などがなされるた	ての参考情報の提供が可能である場合に
			め、提供先の国、企業が特定できない場合でも、その措置に関する情報の提	は、当該情報提供を求める趣旨です。
			供は可能である。このような情報の提供は「提供先の第三者が所在する外国	そのため、提供先の外国にある第三者
			の名称に代わる本人に参考となるべき情報」に該当するか確認したい。	が講ずる個人情報の保護のための具体的
				な措置に関する情報は、改正後の施行規
			理由:	則第11条の3第3項第2号における「前
			解釈の明確化のため。なお、治験における被験者の身元に関する情報は、	項第1号に定める事項に代わる本人に参
			ICH-GCPの1.16において保全が義務づけられており、ICH準拠各国(US、EU、	考となるべき情報」には該当しないと考
			スイス、カナダ、ブラジル、韓国、中国、シンガポール、台湾、トルコ)で	えられます。
			は法令等によって制度が実装されている。	

番		該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号				
			【日本製薬工業協会】	
124	5-3-1	提供先の第三者	<ページ>	個別の事案ごとに判断されますが、例
		が所在する外国	P. 64	えば、本人が提供先の第三者が所在する
		が特定できない		外国の候補を合理的に認識できる場合に
		場合 (規則第 11	<該当規定>	は、当該候補の名称を個別に示す形では
		条の3第3項関	5-3-1 提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合	なく、包括的な表現を用いる形で情報提
		係)		供することも、改正後の施行規則第 11 条
			<意見>	の3第3項第2号における「前項第1号
			金融機関においては、個人データを提供する可能性のある外国は、保有資産	に定める事項に代わる本人に参考となる
			状況等により、顧客ごとに異なることから、「移転先となる外国の候補」を参	べき情報」に係る情報提供として認めら
			考として外国の名称を提供するとなると、想定される外国の名称を一律に提	れると考えられます。
			供せざるを得ないことから、かえって顧客に対する情報提供の明確性を損な	
			うと考えられる。従って、例えば「保有資産の発行体及び保管機関が属する	
			国」のような包括的な表現で情報提供することも考えられることから、ガイ	
			ドラインの事例として追加してほしい。	
			【日本証券業協会】	
125	5-3-2	提供先の第三者	23-1 提供できない旨及びその理由についてどの程度具体的に情報提供する	改正後の施行規則第 11 条の 3 第 4 項の
		が講ずる個人情	必要があるか。2つの事例程度の内容で足りるか。	「その旨及びその理由」として提供すべ
		報の保護のため		き情報は、個別の事案ごとに判断されま
		の措置に関する		すが、一般論として、本人が「外国にあ
		情報が提供でき		る第三者への個人データの提供を認め

番		該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号				
		ない場合(規則		る」旨の同意に係る判断に資するよう、
		第 11 条の 3 第 4		合理的かつ適切な情報提供を行う必要が
		項関係)	【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	あると考えられます。
126	5-3-2	提供先の第三者	23-2 「どのような場面で外国にある第三者に個人データの提供を行うかに	本人の同意を得ようとする時点におい
		が講ずる個人情	ついて、具体的に説明することが望ましい。」とあるが、これはどういう趣旨	て、提供先の外国にある第三者が講ずる
		報の保護のため	か。	個人情報の保護のための措置に関する情
		の措置に関する		報の提供ができない場合に、その旨及び
		情報が提供でき		その理由について情報提供を行うに際し
		ない場合(規則		ては、どのような場合に自己の個人デー
		第 11 条の 3 第 4		タが外国にある第三者に提供され得るの
		項関係)	【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	か等について本人が予測できるよう、外
				国にある第三者に個人データを提供する
				場面について具体的に説明することが望
				ましいという趣旨です。
127	5-3-2	提供先の第三者	<該当箇所>	改正後の法第 24 条第 2 項の趣旨は、外
		が講ずる個人情	P65∼P66	国にある第三者への個人データの提供が
		報の保護のため	[5-3-2 提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報が	なされる場合に、当該外国における制度
		の措置に関する	提供できない場合 (規則第 11 条の 3 第 4 項関係)]	や、当該第三者による個人データの取扱
		情報が提供でき	【提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報の提供	いに関する相違に起因するリスクについ
		ない場合(規則	ができない場合に該当する事例】	て、本人の予測可能性を高める点にあり
		第11条の3第4	事例 1) 日本にある製薬会社が医薬品等の研究開発を行う場合において、被	ますので、提供先の外国にある第三者を
		項関係)	験者への説明及び同意取得を行う時点では、最終的にどの国の審査当局等に	

番	該当筃所	客せられた御音見	御章見に対する考え方
	10000000	日、こうれのに対し	M. 201-(7)
番号	該当箇所	審せられた御意見 承認申請するかが未確定であり、当該被験者の個人データの提供先を特定できない場合 事例 2)日本にある保険会社が保険引受リスクの分散等の観点から外国の再保険会社に再保険を行う場合において、日本にある保険会社による顧客からの保険引受及び同意取得の時点では、最終的にどの再保険会社に再保険を行うかが未確定であり、当該顧客の個人データの提供先を特定できない場合 〈意見内容〉 提供先の第三者の属性は特定できているが、具体的な提供先が確定していないか若しくは同意取得の時点以降も当該属性の範囲で提供先の第三者が追加される可能性があること等により、提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報が提供できない場合等も[5-3-2 提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報が提供できない場合]に該当するという理解で良いか。その理解で良い場合、事例として明確に示して頂きたい。また、提供先の第三者が講ずる個人情報保護のための措置の内容について、当該提供先の第三者から十分な情報提供を得られない場合(例:「適切な措置	御意見に対する考え方 特定した上で、本人に対する情報提供を行うことが原則であると考えます。その上で、「提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報の提供ができない場合」の該当性は、上記の情報提供義務の趣旨を踏まえついりの取扱いを外国にある第三者に委託すずるので個人データの取扱いを外国にある第三者に委託の候補が見にあるものの、本人の同意を得が引きないない等により、提供先の第三者が特定できず、当該第三者が持定できず、当該第三者が請する個人情報の保護のための措置に関する情報が提供できない場合は、ここでいう「提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報の提供が
		当該提供先の第三者から十分な情報提供を得られない場合(例:「適切な措置を講じている」等の包括的な情報提供のみで、OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する形式による情報提供が得られないことにより、当該 8 原	保護のための措置に関する情報の提供が できない場合」に該当し得ると考えられ ます。
		則のうちどの原則に対応する措置を講じている/講じていないかを明確に示すことができない場合等)についても[5-3-2 提供先の第三者が講ずる個人情	また、個別の事案ごとに判断する必要 がありますが、提供先の外国にある第三 者が特定できている場合であっても、例

番	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号				
			報の保護のための措置に関する情報が提供できない場合]に該当するという理	えば、合理的な手段を尽くした上で、提
			解で良いか。その理解で良い場合、事例として明確に示して頂きたい。	供先の第三者が講ずる個人情報の保護の
			その他、[5-3-2 提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関す	ための措置に関する情報が十分に得られ
			る情報が提供できない場合]に該当する事例について、より一般的な事例を追	ていない場合にも、ここでいう「提供先
			加で示して頂きたい。	の第三者が講ずる個人情報の保護のため
				の措置に関する情報の提供ができない場
			<理由>	合」に該当し得ると考えられます。
			提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報が提供で	「提供先の第三者が講ずる個人情報の
			きない場合については様々なケースが考えられるところ、事例として示され	保護のための措置に関する情報の提供が
			ているケースは非常に特殊なケースであることから、事業者において事案の	できない場合」の具体例等については、
			当て嵌め・判断が容易に行えるよう、より一般的な事例を追加で示して頂き	Q&Aでお示しすることを検討してまい
			たい。	ります。
			【株式会社 NTT ドコモ】	
128	5-3-2	提供先の第三者	<該当箇所>	改正後の法第 24 条第 2 項の趣旨は、外
		が講ずる個人情	5-3-2 (提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報	国にある第三者への個人データの提供が
		報の保護のため	が提供できない場合)	なされる場合に、当該外国における制度
		の措置に関する		や、当該第三者による個人データの取扱
		情報が提供でき	<意見・要望等>	いに関する相違に起因するリスクについ
		ない場合(規則	多国籍企業においては、顧客の依頼等に基づいて、個人情報を取り扱う場合	て、本人の予測可能性を高める点にあり
		第 11 条の 3 第 4	に、複数の海外グループ企業と共同利用することや、グループ内外の複数の	ますので、提供先の外国にある第三者を
		項関係)	委託先に委託することがあり、同意取得の時点で、当該顧客の個人データの	

番	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号			
		提供先となる第三者を特定することが困難な場合がある。特に、顧客から、	特定した上で、本人に対する情報提供を
		取引開始時に、包括的に同意取得する場合は、個別の案件ごとに、個人デー	行うことが原則であると考えます。
		タを移転する外国は異なるので、当該顧客の個人データの提供先を特定でき	その上で、「提供先の第三者が講ずる個
		ない。事例 1)、事例 2)は特定の業種の特定の業務に関する事例であるので、	人情報の保護のための措置に関する情報
		ここに記載したような、多くの業種に当てはまるような一般的な事例を記載	の提供ができない場合」の該当性は、上
		していただきたい。	記の情報提供義務の趣旨を踏まえつつ、
			個別の事案ごとに判断する必要がありま
		【一般社団法人国際銀行協会】	すが、例えば、一定の目的で個人データ
			の取扱いを外国にある第三者に委託する
			予定であるものの、本人の同意を得よう
			とする時点において、委託先の候補が具
			体的に定まっていない等により、提供先
			の第三者が特定できず、当該第三者が講
			ずる個人情報の保護のための措置に関す
			る情報が提供できない場合は、ここでい
			う「提供先の第三者が講ずる個人情報の
			保護のための措置に関する情報の提供が
			できない場合」に該当し得ると考えられ
			ます。
			「提供先の第三者が講ずる個人情報の
			保護のための措置に関する情報の提供が
			できない場合」の具体例等については、

番		該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号				
				Q&Aでお示しすることを検討してまい
				ります。
129	5-3-2	提供先の第三者	【該当箇所】	改正後の法第24条第2項の趣旨は、外
		が講ずる個人情	5-3-2 提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報が	国にある第三者への個人データの提供が
		報の保護のため	提供できない場合 (規則第11条の3第4項関係) (65頁~)	なされる場合に、当該外国における制度
		の措置に関する		や、当該第三者による個人データの取扱
		情報が提供でき	【意見】	いに関する相違に起因するリスクについ
		ない場合(規則	「提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報が提	て、本人の予測可能性を高める点にあり
		第 11 条の 3 第 4	供できない場合」には、たとえば、①グループ会社間で情報共有する場合に	ますので、提供先の外国にある第三者を
		項関係)	おいて、今後どの国に拠点を作るか同意取得時点でわからない場合や②個人	特定した上で、本人に対する情報提供を
			データの取扱いを海外の業者に委託する予定であるが、どの国のどの業者に	行うことが原則であると考えます。
			委託するか同意取得時点で決定していない場合も該当するという理解でよい	その上で、「提供先の第三者が講ずる個
			か確認したい。もしそうであれば、その事例も追加されたい。	人情報の保護のための措置に関する情報
				の提供ができない場合」の該当性は、上
			【理由】	記の情報提供義務の趣旨を踏まえつつ、
			上記の事例は実際も多いと思われ、ガイドラインで明示する実益があると	個別の事案ごとに判断する必要がありま
			考えられるためである。	すが、例えば、一定の目的で個人データ
				の取扱いを外国にある第三者に委託する
			【経営法友会】	予定であるものの、本人の同意を得よう
				とする時点において、委託先の候補が具
				体的に定まっていない等により、提供先
				の第三者が特定できず、当該第三者が講

番	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号			
			ずる個人情報の保護のための措置に関す
			る情報が提供できない場合は、ここでい
			う「提供先の第三者が講ずる個人情報の
			保護のための措置に関する情報の提供が
			できない場合」に該当し得ると考えられ
			ます。
			「提供先の第三者が講ずる個人情報の
			保護のための措置に関する情報の提供が
			できない場合」の具体例等については、
			Q&Aでお示しすることを検討してまい
			ります。
130	6 個人情報取扱事	<ページ、行>	個別の事案ごとに判断されますが、委
	業者が講ずべき	P66、67	託元が国内にある事業者である委託先に
	措置に相当する		対して法第23条第5項第1号に基づき個
	措置を継続的に	<記載>	人データの取扱いを委託し、当該委託先
	講ずるために必	法 24 条第 3 項、規則 11 条の 4 第 1 項第 1 号	が委託に伴って取得した当該個人データ
	要な体制を整備		を、外国にある事業者に対して再委託に
	している者に個	<意見>	伴って再提供した場合において、委託先
	人データを提供	日本国内の個人情報取扱事業者が日本国内の他の個人情報取扱事業者に個人	である国内にある事業者と再委託先であ
	した場合に講ず	データの管理を委託し、当該委託先事業者が更に外国にある第三者に当該個	る外国にある事業者との間の契約等によ
	べき措置等	人データを再委託した場合、法 24 条 3 項・規則 11 条の 4 第 1 項第 1 号の確	り、施行規則第11条の2第1号の基準を
			満たすための「法第4章第1節の規定の

番	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号			
		認主体、及び、法24条3項に基づく本人による情報提供の求めの対象は、法	趣旨に沿った措置」の実施が確保されて
		律上、委託元と委託先のいずれになるか、ご教示いただきたい。	いる場合には、改正後の法第24条第3項
			の義務は、原則として委託先に課される
		<理由>	と考えられます。ただし、この場合で
		確認及び情報提供の求めへの対応を検討するため、念のため解釈を確認させ	も、委託元は委託先に対する監督義務を
		ていただきたい。	負うため (法第22条)、委託先が再委託
			先に対して必要かつ適切な監督を行って
		【楽天グループ株式会社】	いるか等について、適切に把握し監督す
			る必要があります。
131	6 個人情報取扱	事 (該当箇所)	個別の事案ごとに判断されますが、委
	業者が講ずへ	き 外国にある第三者への提供編の 66~67 ページ全体	託元が国内にある事業者である委託先に
	措置に相当す	る 法 24 条第 3 項、規則 11 条の 4 第 1 項第 1 号	対して法第23条第5項第1号に基づき個
	措置を継続的		人データの取扱いを委託し、当該委託先
	講ずるために	必 (意見)	が委託に伴って取得した当該個人データ
	要な体制を割	備 日本国内の個人情報取扱事業者が日本国内の他の個人情報取扱事業者に個人	を、外国にある事業者に対して再委託に
	している者に	個 データの管理を委託し、当該委託先事業者が更に外国にある第三者に当該個	伴って再提供した場合において、委託先
	人データを扱	供 人データを再委託した場合、法 24 条 3 項・規則 11 条の 4 第 1 項第 1 号の確	である国内にある事業者と再委託先であ
	した場合に講	ず 認主体、及び、法 24 条 3 項に基づく本人による情報提供の求めの対象は、法	る外国にある事業者との間の契約等によ
	べき措置等	律上、委託元と委託先のいずれになるか、ご教示いただきたい。	り、施行規則第11条の2第1号の基準を
			満たすための「法第4章第1節の規定の
		(理由)	趣旨に沿った措置」の実施が確保されて
		解釈を明確化してほしい	いる場合には、改正後の法第24条第3項

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
7				の義務は、原則として委託先に課される
			【一般社団法人新経済連盟】	と考えられます。ただし、この場合で
				も、委託元は委託先に対する監督義務を
				負うため (法第22条)、委託先が再委託
				先に対して必要かつ適切な監督を行って
				いるか等について、適切に把握し監督す
				る必要があります。
132	6 個人情報耶	取扱事	外国にある第三者への提供編 P66	個別の事案ごとに判断されますが、委
	業者が講る	ずべき	6個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるため	託元が国内にある事業者である委託先に
	措置に相当	当する	に必要な体制を整備している者に個人データを提供した場合に講ずべき措置	対して法第23条第5項第1号に基づき個
	措置を継ん	続的に	等として、「本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提	人データの取扱いを委託し、当該委託先
	講ずるため	めに必	供しなければならない。」とされています。	が委託に伴って取得した当該個人データ
	要な体制を	を整備		を、外国にある事業者に対して再委託に
	している	者に個	委託先(国内企業)の再委託先が外国事業者であった場合、委託元が本人に	伴って再提供した場合において、委託先
	人データる	を提供	対して情報提供をする義務があるかどうかについて解説いただけることを望	である国内にある事業者と再委託先であ
	した場合は	に講ず	みます。	る外国にある事業者との間の契約等によ
	べき措置等	等 P66		り、施行規則第11条の2第1号の基準を
			【株式会社シーピーデザインコンサルティング】	満たすための「法第4章第1節の規定の
				趣旨に沿った措置」の実施が確保されて
				いる場合には、改正後の法第24条第3項
				の義務は、原則として委託先に課される
				と考えられます。

番		該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号				
				この場合、委託元は本人から改正後の
				法第24条第3項に基づく情報提供の求め
				を受けた場合でも、これに応じる義務は
				ありませんが、委託先との関係に鑑み、
				委託先に通知して対応を促すなど、必要
				な協力を行うことが望ましいと考えられ
				ます。
				なお、委託元は委託先に対する監督義
				務を負うため (法第22条)、委託先が再
				委託先に対して必要かつ適切な監督を行
				っているか等について、適切に把握し監
				督する必要があります。
133	6	個人情報取扱事	<箇所番号>	改正後の法第 24 条第 3 項は、提供先の
		業者が講ずべき	6	外国にある第三者が基準適合体制(法第
		措置に相当する		4章第1節の規定により個人情報取扱事
		措置を継続的に	<文言>	業者が講ずべきこととされている措置に
		講ずるために必	そのため、個人情報取扱事業者は当該第三者において 当該個人データの取り	相当する措置を継続的に講ずるために必
		要な体制を整備	扱いが継続する限り、法第24条第3項に基づく措置等を講ずる必要があ	要なものとして個人情報保護委員会規則
		している者に個	る。	で定める基準に適合する体制)を整備し
		人データを提供		ていることを根拠として当該第三者に個
		した場合に講ず	<コメント>	人データを提供した場合、提供元の事業
		べき措置等		者には、その後も当該第三者による当該

番	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号				
			これは、仮に、第三者提供が一度きりのものであり、提供先において当該第	個人データの適正な取扱いを継続的に確
			三者提供にて提供された個人データの取り扱い自体は継続しているものの、	保する責務があることを明確化するもの
			第三者提供自体はすでに停止している場合には適用されないと考えてよろし	です。
			いでしょうか。	そのため、提供元の事業者は、当該第
				三者において当該個人データの取扱いが
			【個人】	継続する限り、改正後の法第24条第3項
				に基づく措置等を講ずる必要があり、こ
				の点は、当該第三者に対する個人データ
				の提供が一度のみである場合も同様で
				す。
134	6 個,	人情報取扱事	該当箇所:外国にある第三者への提供編、69ページ、1行目	改正後の法第24条第3項は、提供先の
	業有	者が講ずべき		外国にある第三者が基準適合体制(法第
	措置	置に相当する	意見:	4章第1節の規定により個人情報取扱事
	措置	置を継続的に	「その後も当該第三者による当該個人データの適正な取扱いを継続的に確保	業者が講ずべきこととされている措置に
	講っ	ずるために必	する責務があることを明確化するものである。そのため、個人情報取扱事業	相当する措置を継続的に講ずるために必
	要想	な体制を整備	者は、当該第三者において当該個人データの取扱いが継続する限り、法第24	要なものとして個人情報保護委員会規則
	しっ	ている者に個	条第3項に基づく措置等を講ずる必要がある。」とあるが、例えば、国内での	で定める基準に適合する体制)を整備し
	人 -	データを提供	販売受託業務提携の解消のため、購買者情報を管理する製造販売元である外	ていることを根拠として当該第三者に個
	l lt	た場合に講ず	国事業者の措置状況の確認を継読することが困難な場合の対応について説明	人データを提供した場合、提供元の事業
	べき	き措置等	いただきたい。	者には、その後も当該第三者による当該
				個人データの適正な取扱いを継続的に確
			理由:	

番	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号				
			例えば、外国にある事業者 A が製造する製品を国内亭業者 B が販売する契約	保する責務があることを明確化するもの
			を締結(契約内容に規則第 11 条の 2 の体制整備等を含む)し、購入者の情報	です。
			をAに提供していたが、契約解除され、その後事業者Aが新たに別の国内事	そのため、提供元の事業者は、当該第
			業者Cと販売契約を締結する場合においては、当該個人情報は継続的に外国	三者において当該個人データの取扱いが
			にある事業者において利用されるが、契約解除後の国内事業者 B では措置の	継続する限り、改正後の法第24条第3項
			継続が困難となるため。	に基づく措置等を講ずる必要があり、か
				かる義務は、提供元の事業者と当該第三
			【日本製薬工業協会】	者との間の契約等が解除された場合で
				も、免除されるものではありません。
				契約等を解除した後の対応について
				は、個別の事案ごとに判断する必要があ
				りますが、契約等の解除後に改正後の法
				第 24 条第 3 項に基づく措置等を講ずるこ
				とが困難となる場合には、あらかじめ当
				該契約等において、提供先の第三者に対
				し、解除がなされた場合の個人データの
				返還又は削除を義務付けておくことが考
				えられます。
135	6	個人情報取扱事	■対象となる記述(外国にある第三者への提供編 69 頁)	御指摘の箇所は、提供元の事業者が本
		業者が講ずべき	6個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるため	人から「外国にある第三者への個人デー
		措置に相当する	に必要な体制を整備している者に個人データを提供した場合に講ずべき措置	タの提供を認める旨」の本人の同意を取
		措置を継続的に	等	得した上で、外国にある第三者に対して

番	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号			
	講ずるために必	「ただし、上記の制度趣旨に鑑み、例えば、個人情報取扱事業者が、本人の	個人データを提供した場合には、当該第
	要な体制を整備	同意を根拠として外国にある第三者に個人データを提供した場合には、当該	三者が客観的には基準適合体制(法第4
	している者に個	第三者が基準適合体制を整備していると認められる場合であっても、法第24	章第1節の規定により個人情報取扱事業
	人データを提供	条第3項に基づく措置等は求められない。」	者が講ずべきこととされている措置に相
	した場合に講ず		当する措置を継続的に講ずるために必要
	べき措置等	提案:	なものとして個人情報保護委員会規則で
		このただし書きを削除し、5「同意取得時の情報提供」の関連部分において、	定める基準に適合する体制)を満たして
		「本人から同意を得ようとする際に、24条2項の規定に基づき、本人に提供	いる場合であっても、提供元の事業者に
		した当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個	は、改正後の法第 24 条第 3 項に基づく措
		人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報について、	置等は求められない旨を記載するもので
		事後に変更があったことを知ったときは、事業者はそのような変更について	あり、御指摘のような、同意取得時に本
		本人に通知することが望ましい」旨を加筆すべきです。	人に提供した情報について事後的に変更
			があった場合の提供元の事業者の対応と
		理由:	は無関係の記載です。
		基準適合体制整備事業者について、継続的に基準適合体制を確保する措置を	なお、個別の事案ごとに判断されます
		とるべきものとし、また、本人の求めに応じて措置に関する情報を本人に提	が、「外国にある第三者への個人データの
		供しなければならないとした、今般の改正における法 24 条 3 項の追加は、誠	提供を認める」旨の本人の同意を取得し
		に合理的なものと考えます。しかしながら、24条1項の本人による同意の際	た後に、当該外国における個人情報の保
		に、24 条 2 項に基づいて本人に示した情報に変化があった場合(たとえば、	護に関する制度や、当該第三者が講ずる
		「提供先は基準適合体制整備事業者です」との情報提供をしていたにもかか	個人情報の保護のための措置についての
		わらず、後に基準適合体制整備事業者ではなくなる場合)その旨を本人に伝	変更があったことを提供元の事業者が認
		えるとともにオプトアウト等を可能にすることは、望ましいことであること	識した場合であって、当該変更が、我が

番	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号				
			は明らかです。このことを明らかにするとともに、そのような配慮がまった	国の法との間の本質的な差異の認識や、
			く不要であるかのような誤解を抱かせる前記の対象となる記述を削除すべき	我が国の法により個人データについて個
			です。	人情報取扱事業者に求められる措置との
				間の本質的な差異の認識に影響を及ぼす
			【一般社団法人 MyDataJapan 公共政策委員会】	ような重要な変更である場合には、本人
				に情報提供することが望ましいと考えら
				れます。
136	6-1	相当措置の継続	<該当箇所>	改正後の法第24条第3項は、本人の権
		的な実施を確保	6-1 相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置 (P. 70)	利利益の保護の観点から、個人データの
		するために必要		越境移転後においても、提供元の事業者
		な措置(規則第	<意見>	に、提供先の外国にある第三者による個
		11条の4第1項	「外国の制度の有無及びその内容」を「適切かつ合理的な方法」で年1回以	人データの適正な取扱いを継続的に確保
		関係)	上の頻度で確認するのは事業者にとって多大な負担である。	する責務があることを明確化するもので
			また、事業者ごとに提供する情報の時点や内容が異なることも考えられ、本	す。そのため、かかる責務を果たす観点
			人がかえって混乱することが懸念されるため、個人情報保護委員会において	から、提供先の第三者による相当措置の
			最新情報を提供していただきたい。	実施に影響を及ぼすおそれのある当該外
			個人情報保護委員会が最新情報を提供しない場合には、「適切かつ合理的な方	国の制度についての確認も、提供元の事
			法」の水準の解釈は柔軟にされるべきである。	業者の責任において行っていただくべき
				ものであると考えております。
			<理由>	もっとも、当委員会においても、外国
				の個人情報の保護に関する制度につい

番		該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号				
			外国にある第三者への確認は地理的要因等により事業者に多大な負担となる	て、事業者の参考となる一定の情報をと
			可能性があることを懸念するため。また、事業者ごとに提供する情報が異な	りまとめて公表する予定です。
			ることにより本人が混乱することが懸念されるため。	
			【一般社団法人 電子情報技術産業協会 法務・知的財産部会 個人データ	
			保護専門委員会】	
137	6–1	相当措置の継続	<頁 行目>	改正後の法第 24 条第 3 項は、本人の権
		的な実施を確保	70 頁 23 行目	利利益の保護の観点から、個人データの
		するために必要		越境移転後においても、提供元の事業者
		な措置(規則第	<意見>	に、提供先の外国にある第三者による個
		11条の4第1項	意見⑥<6−1 相当措置の継続確保>(1) 合理的な方法による定期的な確認	人データの適正な取扱いを継続的に確保
		関係)	「定期的に確認」とは、年に1回程度又はそれ以上の頻度	する責務があることを明確化するもので
				す。そのため、かかる責務を果たす観点
			我が国行政機関からの情報提供形式について、当該国の情報ごとに外部リン	から、提供先の第三者による相当措置の
			ク可能な形式での情報提供を希望します。	実施に影響を及ぼすおそれのある当該外
			国ごとの情報は個々の事業者で異なるものではなく、状況によって変わるこ	国の制度についての確認も、提供元の事
			とをふまえると、情報提供スキームを国が作り、事業者が利用者に紹介する	業者の責任において行っていただくべき
			形式が望ましいと考えます。	ものであると考えております。
				もっとも、当委員会においても、外国
			(関連弊社意見:通則編 意見⑤)	の個人情報の保護に関する制度につい
				て、事業者の参考となる一定の情報をと
			<理由>	りまとめて公表する予定です。

番		該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号				
			当該個人にタイムリーに最新情報をお伝えするため。	
			また、事業者が定期的に行政機関からの情報を確認の上、個人への通知に反	
			映に比べ、正確性・情報鮮度・効率の面で合理的なため。	
			【ソフトバンク株式会社】	
138	6-1	相当措置の継続	No. 10	改正後の法第 24 条第3項は、本人の権
		的な実施を確保	【ガイドライン】	利利益の保護の観点から、個人データの
		するために必要	外国にある第三者への提供編	越境移転後においても、提供元の事業者
		な措置(規則第		に、提供先の外国にある第三者による個
		11条の4第1項	【ページ】	人データの適正な取扱いを継続的に確保
		関係)	P. 70	する責務があることを明確化するもので
				す。そのため、かかる責務を果たす観点
			【該当箇所】	から、提供先の第三者による相当措置の
			6-1 相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置	実施に影響を及ぼすおそれのある当該外
				国の制度についての確認も、提供元の事
			【意見】	業者の責任において行っていただくべき
			「個人情報取扱事業者は、(省略) 当該外国の制度の有無及び内容を、適切か	ものであると考えております。
			つ合理的な方法により、定期的に確認しなければならない」と記載されてい	もっとも、当委員会においても、外国
			る。事業者だけでなく、個人情報保護委員会においても、より積極的にその	の個人情報の保護に関する制度につい
			把握・整理・提供に努めていただきたい。	て、事業者の参考となる一定の情報をと
				りまとめて公表する予定です。
			【理由】	

番		該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号				
			外国の制度の有無や内容については広く事業者・消費者等にとって重要な客	
			観的情報であること、及び事業者が確認し提供する制度に関する情報と比較	
			評価することを可能にするため。	
			【一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)】	
139	6-1	相当措置の継続	(該当箇所)	改正後の法第 24 条第 3 項は、本人の権
		的な実施を確保	外国にある第三者への提供編 70 頁	利利益の保護の観点から、個人データの
		するために必要	6-1 相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置(規則第 11 条の	越境移転後においても、提供元の事業者
		な措置(規則第	4 第 1 項関係)	に、提供先の外国にある第三者による個
		11条の4第1項	(1) 当該第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を	人データの適正な取扱いを継続的に確保
		関係)	及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容を、適切かつ合理的	する責務があることを明確化するもので
			な方法により、定期的に確認すること(規則第 11 条の 4 第 1 項第 1 号関係)	す。そのため、かかる責務を果たす観点
				から、提供先の第三者による相当措置の
			(意見)	実施に影響を及ぼすおそれのある当該外
			ガイドライン案 71 頁の最終段落で、規則第 11 条の 4 第 1 項第 1 号に関し	国の制度についての確認も、提供元の事
			て、「外国にある第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当	業者の責任において行っていただくべき
			該外国の制度の有無及び内容は、一般的な注意力をもって適切かつ合理的な	ものであると考えております。
			方法により確認する必要があるが、例えば、当該第三者に対して照会する方	もっとも、当委員会においても、外国
			法や、我が国又は外国の行政機関等が公表している情報を確認する方法が考	の個人情報の保護に関する制度につい
			えられる」との記載があるが、貴委員会その他行政機関等による情報公表を	て、事業者の参考となる一定の情報をと
			 強く求める。その上で、情報公表予定の有無並びに公表予定である場合の情	りまとめて公表する予定です。対象予定
				国や公表に向けたスケジュール等につい

番	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号			
		報の内容、対象国及び公表時期についての貴委員会のご想定を回答いただき	ては、本年の秋頃を目途にお示しするこ
		たい。	とを検討してまいります。
		また、「外国にある第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのあ	改正後の施行規則第 11 条の 4 第 1 項第
		る当該外国の制度」は、必ずしも個人情報の保護を目的とする法令に限られ	1号の「外国にある第三者による相当措
		ず、たとえば安全保障や治安維持を目的とする法令や訴訟法令等に規定され	置の実施に影響を及ぼすおそれのある当
		る可能性があり、広範な調査を要するおそれがある。そのため、個人情報取	該外国の制度」の確認については、一般
		扱事業者として、上記例示の行政機関等が公表している情報としてどの範囲	的な注意力をもって、適切かつ合理的な
		までを調査すれば「一般的な注意力をもって適切かつ合理的な方法により確	方法による必要があり、具体的な方法や
		認」したことになるのか、目安をご教示いただきたい。	調査の範囲については、個別の事案ごと
			に判断する必要があると考えられます。
		(理由)	なお、「適切かつ合理的な方法」として
		ガイドライン案 72 頁では、【相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある	は、我が国又は外国の行政機関等が公表
		外国の制度に該当する事例】として、「事業者に対し政府の情報収集活動への	している情報を確認する方法のほか、提
		広範な協力義務を課すことにより、事業者が保有する個人情報について政府	供先の外国にある第三者に対して照会す
		による広範な情報収集が可能となる制度」と「事業者が本人からの消去等の	る方法等も考えられます。
		請求に対応できないおそれがある個人情報の国内保存義務に係る制度」の2	
		つの事例が掲げられている。	
		しかし、規則第11条の3第2項第2号に係る情報は、対象国の個人情報の	
		保護に関する法令を調査すれば取得可能であるのに対して、上記の2つの事	
		例をはじめとする「外国にある第三者による相当措置の実施に影響を及ぼす	
		おそれのある当該外国の制度」は、安全保障や治安維持等の個人情報保護に	
		限定されない様々な目的を有する法令や訴訟法令等に規定されている可能性	

番	i	 核当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号				
			があることから、その制度の存否を回答するためには対象国についての相当	
			数の法令を調査する必要があり、あまりに過大な負担となることが容易に想	
			定される。	
			事業者に対する過大な負担とそれに伴う対応不足により本人に十分な情報	
			が提供されず本人の権利利益保護が不十分となることを防ぐため、貴委員会	
			にて当該情報を公表いただくことを強く求める。	
			また、公表予定の情報の内容、対象国及び公表時期についての貴委員会の	
			ご想定を回答いただきたい。海外法制の調査は情報の取得が困難で長期の時	
			間を要する場合もあるところ、早期のご回答により、個人情報取扱事業者と	
			しても公表予定のない情報に注力した情報の収集を行うことが可能となり、	
			結果として本人保護に繋がるものと考えられる。公表いただく情報の対象国	
			として、特に、海外進出日系企業の拠点数や日本との貿易額の上位国につい	
			ては、情報を公表いただくことによる便益が極めて大きいものと思料され	
			る。	
			そして、調査すべき法令の範囲について目安を設定いただくことにより、	
			個人情報取扱事業者が重大な法令の見落としをすることなく、適切な調査が	
			可能となるため、本人保護のためにもこれを求める。	
			【株式会社ユーザベース】	
140	6-1	相当措置の継続	<ページ、行>	改正後の法第24条第3項は、本人の権
		的な実施を確保	P70、L12	利利益の保護の観点から、個人データの
	-	するために必要	P71、L18	越境移転後においても、提供元の事業者

番	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号			
	な措置(規則第		に、提供先の外国にある第三者による個
	11条の4第1項	<記載>	人データの適正な取扱いを継続的に確保
	関係)	当該第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及	する責務があることを明確化するもので
		ぼすおそれのある当該外国の法制度の有無・・・(規則第 11 条の 4 第 1 項第	す。そのため、かかる責務を果たす観点
		1号関係)	から、提供先の第三者による相当措置の
			実施に影響を及ぼすおそれのある当該外
		・・・例えば、当該第三者に対して照会する方法や、我が国又は外国の行政	国の制度についての確認も、提供元の事
		機関等が公表している情報を確認する方法が考えられる。	業者の責任において行っていただくべき
			ものであると考えております。
		<意見>	もっとも、当委員会においても、外国
		外国の制度について、改めて、個人情報保護委員会からも情報提供いただく	の個人情報の保護に関する制度につい
		ことをお願いしたい。事業者において提供先国に関する情報のリサーチをさ	て、事業者の参考となる一定の情報をと
		せて保護の状況を把握させるという趣旨は理解できるが、各事業者個別に各	りまとめて公表する予定です。
		国法制度をリサーチさせるのではなく、当局から提示される情報をリサーチ	
		して把握するというのでも十分趣旨は達成され、非効率性や過度な負担も低	
		減される。	
		〈理由〉	
		全ての提供先国の外国法制度を個別にリサーチすることは、事業者の規模も	
		大小様々であり、現実的には相当程度の負担となり得るもので、当局からの	
		情報提供を改めてお願いしたい。	

番号		該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
141	6-1	相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置(規則第11条の4第1項関係)	(該当箇所) 外国にある第三者への提供編の69ページ~73ページ (6-1 相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置(規則第11条の4第1項関係)) (御意見) 個人情報取扱事業者が、データ入力等を委託する契約に基づき、外国にある第三者(基準適合体制を整備している企業)に個人データを提供している	一般論として、提供先の第三者が所在 する外国において、御指摘の事例1のよ うな制度が存在する場合においても、当 該制度の存在自体により、直ちに外国に ある第三者による「相当措置の継続的な 実施の確保が困難となった」に該当する ものではなく、当該第三者による個人デ ータの取扱状況や、当該制度の運用の状
			として、当該外国で、72ページ記載の事例1の制度注が存在する旨判明した場合、事実上、それを解消又は改善するための必要かつ適切な措置を講じることは極めて困難と考えられる。 そのため、事例1のような制度が存在すること自体、相当措置の継続的な実施の確保が困難になるケースと同義であると考えるべきか。 このような制度が存在する場合でもなお、当該外国の第三者による相当措置の継続的な実施を確保するための必要な措置(当該支障の解消又は改善のために必要かつ適切な措置)として考えられる事例があれば、ご教示いただきたい。 注)事業者に対し政府の情報収集活動への広範な協力義務を課すことによ	況等を踏まえて、外国にある第三者による相当措置の継続的な実施の確保が困難となったか否かを個別の事案ごとに判断する必要があると考えられます。
			り、事業者が保有する個人情報について政府による広範な情報収集が可能 となる制度	

番号		該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			(理由) 上記の通り、疑問を持ったため照会したいもの。 【株式会社ゆうちょ銀行】	
142	2 6-1	相当措置の継続 的ななために対して は (規則第 11条の4第1項 関係)	(該当箇所) 外国にある第三者への提供編の71ページ 6-1相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置(規則第11条の4第1項関係) (意見) 第三者において相当措置の実施状況を確認する際に、「書面により報告を受ける方法又はこれらに代わる合理的な方法」とあるが、外形的な手続き面のみならず、事例として実質的な確認方法をガイドラインまたはQ&A等にて具体例を示すべき。 (理由) クラウド化が進む現在、外国にある事業者との関係において、ガイドライン等で標準的な方法を示す事で、より実効的な対応を促進する事が可能と想定されるため。	提供先の外国にある第三者による相当 措置の実施状況は、当該外国にある第三 者に提供する個人データの内容や規模に 応じて、適切かつ合理的な方法により確 認する必要がありますが、具体的な確認 の方法については、個別の事案における 具体的な事情も踏まえて決定すべきもの であると考えられます。

番		該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号				
			【一般財団法人 日本データ通信協会 電気通信個人情報保護推進センタ	
			— 1	
143	6–1	相当措置の継続	6-1 相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置	提供先の外国にある第三者による相当
		的な実施を確保	70-71 ページ	措置の実施状況は、当該外国にある第三
		するために必要	(1)	者に提供する個人データの内容や規模に
		な措置(規則第	▶ 外国事業者の積極的な対応を促す観点から、第三者における相当措置の	応じて、適切かつ合理的な方法により確
		11条の4第1項	実施状況を確認する際の「書面により報告を受ける方法又はこれらに代	認する必要がありますが、具体的な確認
		関係)	わる合理的な方法」について、事例をより充実すべき。	の方法については、個別の事案における
				具体的な事情も踏まえて決定すべきもの
			【一般社団法人日本経済団体連合会 デジタルエコノミー推進委員会企画部	であると考えられます。
			会データ戦略 WG】	
144	6–1	相当措置の継続	【該当箇所】	提供先の外国にある第三者による相当
		的な実施を確保	6-1(1) 当該第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に	措置の実施状況は、当該外国にある第三
		するために必要	影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容を、適切かつ	者に提供する個人データの内容や規模に
		な措置(規則第	合理的な方法により、定期的に確認すること(規則第 11 条の 4 第 1 項第 1 号	応じて、適切かつ合理的な方法により確
		11条の4第1項	関係)(70頁~)	認する必要があります。
		関係)		具体的な確認の方法については、個別
			【意見】	の事案における具体的な事情も踏まえて
			書面での確認だけでよいのか、何らかの監査の実施は不要か確認したい。	決定すべきものであると考えられます
				が、一般論として、相当措置の実施状況
			【理由】	について書面による報告を受けて確認す

番	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号				
			改正案の文言からは、提供元に求められる確認の程度が必ずしも明らかで	る方法も、適切かつ合理的な方法に該当
			はないためである。	し得ると考えられます。
			【级带注十本】	
			【経営法友会】	
145	6–1	相当措置の継続	【該当箇所】	提供先の外国にある第三者による相当
		的な実施を確保	6-1(1) 当該第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に	措置の実施状況については、当該外国に
		するために必要	影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容を、適切かつ	ある第三者に提供する個人データの内容
		な措置(規則第	合理的な方法により、定期的に確認すること(規則第 11 条の 4 第 1 項第 1 号	や規模に応じて、適切かつ合理的な方法
		11条の4第1項	関係)(70頁~)	により確認する必要があります。
		関係)		具体的な確認の方法については、個別
			【意見】	の事案における具体的な事情も踏まえて
			さらなる説明が必要であり、具体的な報告例を提示されたい。	決定すべきものであると考えられます
				が、一般論として、相当措置の実施状況
			【理由】	について書面による報告を受けて確認す
			「確認」の方法として一番現実的なのは、提供先から書面による報告を受	る方法も、適切かつ合理的な方法に該当
			けることであると思われるが、その内容が改正案で十分に示されておらず、	し得ると考えられます。
			提供先にどのような照会をし、どのような報告を受けるべきかが明確ではな	その上で、書面によりどのような報告
			いためである。	を求めるべきかについては、個別の事案
				ごとに判断する必要がありますが、例え
			【経営法友会】	ば、提供元の事業者が、提供先の外国に
				ある第三者との間で契約を締結すること
				により当該提供先の基準適合体制(法第

番		該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号				
				4章第1節の規定により個人情報取扱事
				業者が講ずべきこととされている措置に
				相当する措置を継続的に講ずるために必
				要なものとして個人情報保護委員会規則
				で定める基準に適合する体制)を整備し
				ている場合には、当該契約の履行状況
				(履行に問題が生じた場合の当該問題の
				内容やそれに対して講じた対応策等を含
				む。) について、報告を求めることが考え
				られます。
146	6–1	相当措置の継続	<箇所番号>	御理解のとおりです。
		的な実施を確保	6月1日	
		するために必要		
		な措置(規則第	<文言>	
		11条の4第1項	事例 2) 同一の企業グループ内で個人データを移転する場合において、提供	
		関係)	元及び提供先に共通して適用されるプライバシーポリシーにより、当該提供	
			先の基準適合体制を整備している場合は、当該プライバシーポリシーの履行	
			状況を確認すること	
			<コメント>	

番	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号				
			ここでいう「プライバシーポリシー」というのは個人情報の取り扱いに関す	
			るグループ共通の内部規定を指しており、「当該グループ規定に遵守状況を確	
			認する」という意味で宜しいでしょうか。	
			【個人】	
147	6–1	相当措置の継続	【該当箇所】	同一の企業グループ内で個人データを
		的な実施を確保	6-1(1) 当該第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に	移転する場合において、提供元及び提供
		するために必要	影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容を、適切かつ	先に共通して適用されるプライバシーポ
		な措置(規則第	合理的な方法により、定期的に確認すること(規則第 11 条の 4 第 1 項第 1 号	リシーにより、当該提供先の基準適合体
		11条の4第1項	関係)(70頁~)	制を整備している場合において、他のグ
		関係)		ループ会社が当該提供先による当該プラ
			【意見】	イバシーポリシーの履行状況を確認して
			「相当措置の実施状況の確認」として、同一の企業グループ内で個人デー	いる場合は、当該確認結果を確認する方
			タを移転する場合において、提供元(日本)および提供先(外国)に共通し	法も、当該提供先による相当措置の実施
			て適用されるプライバシーポリシーにより、当該提供先の基準適合体制を整	状況についての適切かつ合理的な方法に
			備している場合、たとえば、欧州域内に所在するグループ会社のデータ・プ	よる確認に該当すると考えられます。
			ライバシー・オフィサーが各グループ企業のプライバシーポリシーの履行状	
			況を確認し、その確認結果を日本の提供元が確認することにより、相当措置	
			の実施状況を確認したとすることは可能か確認したい。	
			【理由】	

番	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号				
			改正案においても、提供元自らが直接提供先の「相当措置の実施状況の確	
			認」をすることを要求しているわけではないと思われるが、必ずしも明確で	
			ないためである。なお、欧州に拠点があるグローバル企業の場合、同一企業	
			グループ内のプライバシーポリシー遵守状況の確認は、日本の法人が個別に	
			提供先に確認するよりも上記方法の方が効率的な場合も多くあると思われ	
			る。	
			【経営法友会】	
148	6-1	相当措置の継続	<ページ、行>	御理解のとおり、改正後の施行規則第
		的な実施を確保	P70、P82	11条の4第1項第1号における「定期
		するために必要		的」な確認とは、年に1回程度又はそれ
		な措置(規則第	<記載>	以上の頻度で確認することをいいます。
		11条の4第1項	「定期的に確認」とは、年に1回程度又はそれ以上の頻度で確認することを	もっとも、改正後の施行規則第 11 条の
		関係)	いう。	4第3項第1号から第4号までについて
				は、定期的な確認を実施する以前に情報
			<意見>	提供可能であると考えられますので、改
			法施行後 1 年以内に実施する確認以前に行われた情報提供の申出に対して	正後の法の施行後1年以内に本人から情
			は、確認事項が存在しないため、提供不可決定を出して問題ないか、ご教示	報提供の求めがあった場合でも、情報提
			いただきたい。	供する必要があります(なお、この場
				合、改正後の施行規則第11条の4第3項
			<理由>	第3号の「確認の頻度及び方法」につい

番	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号			
		年に1回程度又はそれ以上の頻度で、法24条3項の確認を実施することにな	ては、今後の見込みについて情報提供す
		るため、法施行後1年の間は、確認が実施されない場合がある。その間の確	ることが考えられます。)。
		認事項の情報提供の在り方を確認したい。	また、提供先の外国にある第三者が基
			準適合体制(法第4章第1節の規定によ
		【楽天グループ株式会社】	り個人情報取扱事業者が講ずべきことと
			されている措置に相当する措置を継続的
			に講ずるために必要なものとして個人情
			報保護委員会規則で定める基準に適合す
			る体制)を整備していることを根拠とし
			て個人データを提供する場合において、
			例えば、個人データの提供の時点で「相
			当措置の実施に影響を及ぼすおそれのあ
			る制度」が存在し、それにより実質的に
			は提供先の第三者による相当措置の実施
			が確保できない可能性がある場合、当該
			提供先は、実質的に基準適合体制を満た
			しているとはいえないと考えられること
			から、提供先の外国にある第三者が基準
			適合体制を整備していることを根拠とす
			る個人データの提供を行う場合には、提
			供の時点で「相当措置の実施に影響を及
			ぼすおそれのある制度」の有無及び内容

番	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号			
			を確認しておく必要があると考えられま
			す。したがって、改正後の施行規則第 11
			条の4第3項第5号についても、改正後
			の法の施行後1年以内に本人から情報提
			供の求めがあった場合でも、情報提供す
			る必要があります。
			さらに、改正後の法の施行後1年以内
			であっても、提供元の事業者が提供先の
			外国にある第三者による相当措置の実施
			に支障が生じていることを認識した場合
			には、改正後の施行規則第11条の4第1
			項第2号に基づき、当該支障の解消又は
			改善のために必要かつ適切な措置を講ず
			る必要があります。そのため、この場合
			には、改正後の法の施行後1年以内に本
			人から情報提供の求めがあった場合で
			も、改正後の施行規則第11条の4第3項
			第6号及び第7号についての情報提供す
			る必要があります。
			なお、改正後の施行規則第11条の4第
			1項第1号に基づく相当措置の実施状況
			の定期的な確認を行う前に本人から情報

番		該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号				
				提供の求めがあった場合であって、その
				時点で、提供先の外国にある第三者によ
				る相当措置の実施に支障が生じていない
				場合には、改正後の施行規則第 11 条の 4
				第3項第6号及び第7号については、そ
				の時点では該当する事項がない旨を情報
				提供することになると考えられます。
149	6-1	相当措置の継続	<条文>	① 個別の事案ごとに判断されますが、
		的な実施を確保	6-1 (1) (P. 71·2行~)	例えば、内規等により提供先の第三
		するために必要		者が基準適合体制(法第4章第1節
		な措置(規則第	<意見・理由>	の規定により個人情報取扱事業者が
		11条の4第1項	• 定期的な確認については、「外国にある第三者に提供する個人データの内	講ずべきこととされている措置に相
		関係)	容や規模に応じて、適切かつ合理的な方法により確認する必要がある	当する措置を継続的に講ずるために
			が、例えば、個人データを取り扱う場所に赴く方法、書面により報告を	必要なものとして個人情報保護委員
			受ける方法又はこれらに代わる合理的な方法(口頭による確認を含む。)	会規則で定める基準に適合する体
			により確認することが考えられる。」とあるが、	制)を整備している場合に、当該提
			①「日本にある個人情報取扱事業者が、外国にある親会社に従業員情報	供先において当該内規等の遵守状況
			を提供する場合」において、提供する個人データの内容や規模によっ	に関する内部点検が行われている場
			ては、外国親会社の内規に基準適合体制が構築されているといえるだ	合には、当該点検の結果を確認する
			けの規則があるのであれば、外国親会社における情報管理部署におい	ことも、当該提供先による相当措置
			て内部点検が機能しており、また内部監査部門における監査が有効に	の実施状況についての適切かつ合理
			機能していることの、個人データの提供元である日本の個人情報取扱	

番		該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号				
			事業者(以下「提供元」)における口頭での確認のみによっても、ここ	的な方法による確認に該当すると考
			にいう相当措置の実施状況に関する確認となりうるという趣旨と解し	えられます。
			てよいか。	ただし、提供元の事業者は、当該提
			②「個人データを取り扱う場所に赴く方法、書面により報告を受ける方	供先による相当措置の実施状況を確
			法又はこれらに代わる合理的な方法(口頭による確認を含む。)」に	認する必要があることから、内部点
			は、例えば次のような方法で報告を受ける場合も含まれうるか。な	検が適切に行われていることのみを
			お、いずれも報告結果については提供元において内容を精査し、必要	確認するにとどまり、点検の内容等
			な場合には追加での確認を依頼するか、または提供元自身で確認する	についての確認を行わない場合に
			ことを前提とする。	は、当該提供先による相当措置の実
			(ア) 提供元の委託に基づき、外部の監査人または提供元の外国親会社	施状況についての適切かつ合理的な
			もしくはその子会社の従業員が個人データを取り扱う場所に赴い	方法による確認には該当しないと考
			て調査し、書面または口頭で提供元に報告する方法	えられます。
			(イ)提供元と提供先との間で合意した外部の監査人が個人データを取	② 個別の事案ごとに判断されますが、
			り扱う場所に赴いて調査し、書面または口頭で提供元に報告する	御指摘のような場合についても、提
			方法	供先による相当措置の実施状況につ
				いての適切かつ合理的な方法による
			【一般社団法人 日本損害保険協会】	確認に該当すると考えられます。
150	6-1	相当措置の継続	<条文>	改正後の法第24条第3項は、本人の権
		的な実施を確保	6-1(1) (P. 71·2行~)	利利益の保護の観点から、個人データの
		するために必要		越境移転後においても、提供元の事業者
		な措置(規則第	<意見・理由>	に、提供先の外国にある第三者による個
		11条の4第1項		人データの適正な取扱いを継続的に確保

番	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号				
		関係)	• 個人情報保護委員会において、「外国の個人情報の保護に関する制度につ	する責務があることを明確化するもので
			いて、事業者の参考となる一定の情報」を取りまとめて公表する予定と	す。そのため、かかる責務を果たす観点
			されているが、外国にある第三者による相当措置の実施に影響を及ぼす	から、提供先の第三者による相当措置の
			おそれのある外国の制度の有無及び内容についても、「外国の個人情報の	実施に影響を及ぼすおそれのある当該外
			保護に関する制度について、事業者の参考となる一定の情報」に含めて	国の制度についての確認も、提供元の事
			公表していただきたい。	業者の責任において行っていただくべき
				ものであると考えております。
			【一般社団法人 日本損害保険協会】	もっとも、当委員会においても、外国
				の個人情報の保護に関する制度につい
				て、事業者の参考となる一定の情報をと
				りまとめて公表する予定です。
151	6–1	相当措置の継続	以下いずれも「個人情報保護に関する法律についてのガイドライン(外国に	個別の外国の制度については回答しか
		的な実施を確保	ある第三者への提供編)の一部を改正する告示(案)」についての意見になり	ねます。
		するために必要	ます。	
		な措置(規則第		
		11条の4第1項	その1	
		関係)		
			個人情報保護法ガイドライン(外国にある第三者への提供編)の一部を改正	
			する告示(案)の P.72 において、相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのあ	
			る外国の制度に該当する事例として、事例1及び2が記載されているが、現	
			時点においてそれぞれどの国の制度に該当するのかご教示頂きたい。	

番		該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号				
			【個人】	
152	6–1	相当措置の継続	以下いずれも「個人情報保護に関する法律についてのガイドライン(外国に	施行規則第 11 条の 2 第 1 号における
		的な実施を確保	ある第三者への提供編)の一部を改正する告示(案)」についての意見になり	「法第4章第1節の規定の趣旨に沿った
		するために必要	ます。	措置」とは、本ガイドライン(外国にあ
		な措置(規則第		る第三者への提供編)案4-2-1から
		11条の4第1項	その 2	4-2-20 までに記述する事項に係る措
		関係)	OECD のプライバシーガイドラインか APEC のプライバシーフレームワークに	置をいいます。
			準拠していれば、法第四章第1節の規定の趣旨にそった措置(相当措置)を	かかる措置には、例えば、提供先の外
			とっているといえ、OECD のプライバシーガイドラインか APEC のプライバシ	国にある事業者において改正後の法第22
			ーフレームワークに準拠していることの確認をもって相当措置の実施状況を	条の2第1項に定める報告義務の対象と
			確認しているといえるのか?	なる個人データの漏えい、滅失又は毀損
				その他の個人データの安全の確保に係る
			【個人】	事態(報告対象事態)が発生した場合に
				おける当委員会への報告及び本人通知に
				係る措置など、提供先の外国にある第三
				者がOECDプライバシーガイドライン
				や、APECのプライバシーフレームワ
				一クに準拠している場合であっても、そ
				れにより直ちに講じられることにはなら
				ないと考えられる措置が含まれていま
				す。

番号		該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
				したがって、提供先の外国にある第三
				者がOECDプライバシーガイドライン
				や、APECのプライバシーフレームワ
				一クに準拠している場合であっても、そ
				れのみをもって直ちに施行規則第 11 条の
				2第1号における「法第4章第1節の規
				定の趣旨に沿った措置」の実施が確保さ
				れているとは認められません。
153	6-1	相当措置の継続	(該当箇所) 外国にある第三者への提供編	改正後の施行規則第11条の4第1項第
		的な実施を確保	69 ページ	1号において「相当措置の実施に影響を
		するために必要	6-1 相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置(規則第 11 条の	及ぼすおそれのある当該外国の制度の有
		な措置(規則第	4 第 1 項関係)の(1)	無及びその内容」の確認を求める趣旨
		11条の4第1項		は、提供先の外国にある第三者により個
		関係)	「5 同意取得時の情報提供」、「5-2 提供すべき情報(規則第 11 条の 3 第 2 項	人データが取り扱われる場合において
			関係)」、「(2)「適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人	も、我が国の個人情報取扱事業者により
			情報の保護に関する制度に関する情報」(規則第 11 条の 3 第 2 項第 2 号関	個人データが取り扱われる場合に相当す
			係)」の「②「当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情	る程度の本人の権利利益の保護を図るた
			報」」には、「当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報」	めに、提供元の事業者と提供先の外国に
			は、提供先の第三者が所在する外国における個人情報の保護に関する制度と	ある第三者との間の契約等により、当該
			我が国の法(個人情報の保護に関する法律)との間の本質的な差異を本人が	提供先による相当措置の実施を確保して
			合理的に認識できる情報でなければならず、具体的には、次の(ア)から	いる場合であっても、当該外国の制度に
			(エ) までの観点を踏まえる必要がある、旨の記載がある。	よっては、当該契約等の履行が困難とな

番	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号			
		(ア) 当該外国における個人情報の保護に関する制度の有無	る可能性があるなど、相当措置の実施に
		(イ) 当該外国の個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情	影響が生じる可能性がある点にありま
		報の存在	す。
		(ウ) OECD プライバシーガイドライン8原則に対応する事業者の義務又は本	そのため、「相当措置の実施に影響を及
		人の権利の不存在	ぼすおそれのある当該外国の制度」とし
		(エ) その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度の存在	ては、本ガイドライン(外国にある第三
			者への提供編)案6-1に記載の事例1
		6-1(1)の「当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度	及び事例2のように、提供先の外国にあ
		の有無及びその内容」の確認についても、5-2(2)②の(イ)の事例として記	る第三者との間で契約等を締結している
		載される当該外国が GDPR 第 45 条に基づく十分性認定の取得国や APEC の	場合においても、当該外国の制度の存在
		CBPR システムの加盟国であることを確認することや、(ウ) で記載される	により、当該契約等の履行が困難となる
		「提供先の第三者が所在する外国の個人情報の保護に関する制度に、OECD プ	可能性があり、我が国の個人情報取扱事
		ライバシーガイドライン8原則に対応する事業者の義務及び本人の権利が全	業者により個人データが取り扱われる場
		て含まれる」ことを確認することで足りると考えられるが、その理解で良い	合に相当する程度の本人の権利利益の保
		か。	護の確保に影響を及ぼす可能性がある制
			度を想定しています。
		【一般社団法人 外国損害保険協会】	そのため、当該外国がGDPR第 45 条
			に基づく十分性認定の取得国である旨や
			APECのCBPRシステム加盟国であ
			る旨などの確認や、当該外国における個
			人情報の保護に関する制度に、OECD
			プライバシーガイドライン8原則に対応

番		該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号				
				する事業者の義務及び本人の権利が全て
				含まれることの確認は、改正後の施行規
				則第11条の4第1項第1号における「相
				当措置の実施に影響を及ぼすおそれのあ
				る当該外国の制度の有無及びその内容」
				の確認には該当しないと考えられます。
154	6-1	相当措置の継続	■個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(外国にある第三者	・ 御理解のとおりです。
		的な実施を確保	への提供編)の一部を改正する告示(案)	改正後の施行規則第11条の4第1項
		するために必要	6-1 相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置(70~72ページ)	第1号において「相当措置の実施に
		な措置(規則第		影響を及ぼすおそれのある当該外国
		11条の4第1項	●本人同意に基づく外国の第三者提供に関する規則第 11 条の 3 では、「外国	の制度」については、提供先の外国
		関係)	における個人情報の保護に関する制度」という規定ぶりになっている一方、	にある第三者に適用される制度であ
			相当措置に基づく外国の第三者提供に関する規則第 11 条の 4 では、「相当措	れば、当該外国の個人情報保護法に
			置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容」	規定されているものに限られませ
			となっている。後者の「当該外国の制度の有無及びその内容」は、「個人情報	ん。
			の保護に関する制度」も包含すると理解して良いか、ご記載いただきたい。	・ 提供先の外国にある第三者による相
			●次に、「相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある外国の制度に該当する	当措置の実施に影響があるか否かの
			事例」として、政府による広範な情報収集活動に関する制度並びに個人情報	判断を行う上で必要な範囲の情報を
			の国内保存義務に係る制度に関する事例が挙げられているところ、これら制	確認すれば足りると考えられます。
			度の根拠法令や規定、そして、「個人情報の保護に関する制度」を含むそれら	
			に対する保護措置の有無も確認が求められるのか、詳細にご記載いただきた	
			ιν _°	

番	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号				
			【匿名】	
155	6-1	相当措置の継続	<対象項目>	改正後の施行規則第 11 条の 4 第 1 項第
		的な実施を確保	6-1 相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置(規則第 11 条の 4	1号において「相当措置の実施に影響を
		するために必要	第1項関係)	及ぼすおそれのある当該外国の制度」と
		な措置(規則第		しては、提供先の第三者が所在する外国
		11条の4第1項	<ページ・行>	における制度の存在により提供先による
		関係)	P72	相当措置の実施に影響が生じる可能性が
				ある場合を想定しています。
			<意見>	
			外国にある第三者への提供について、【相当措置の実施に影響を及ぼすおそれ	
			のある外国の制度に該当する事例】として2つのケースを明示している。内	
			容は法律や制度面での影響を例示しているが、資本やガバナンス面、例えば	
			外国政府や外国政府が出資している企業が運営しているケース、また、外国	
			政府等関係者(元、もしくは現職)が第三者の経営に影響を及ぼすおそれが	
			あると思われる等は該当するのか。	
			【日本貸金業協会】	
156	6–1	相当措置の継続	<条文>	御指摘の「合理的な期間」は、相当措
		的な実施を確保	6-1 (2) (P. 73·16 行目~)	置の実施に生じた支障の内容や本人の権
		するために必要		利利益への影響の程度等を踏まえ、個別
		な措置(規則第	<意見・理由>	

番	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号				
		11条の4第1項	• 相当措置の継続的な実施の確保が困難となった場合に該当する事例1に	の事案ごとに判断する必要があると考え
		関係)	て「合理的な期間内にこれを是正しない場合」とあるが、この「合理的	られます。
			な期間」とはどの程度の期間を想定しているか明確化いただきたい。	
			【一般社団法人 日本損害保険協会】	
157	6–1	相当措置の継続	73 ページ	御指摘の「合理的な期間」は、相当措
		的な実施を確保	▶ 「相当措置の継続的な実施の確保が困難となった場合に該当する事例」	置の実施に生じた支障の内容や本人の権
		するために必要	における「合理的な期間」について、より具体的に示すべき。	利利益への影響の程度等を踏まえ、個別
		な措置(規則第		の事案ごとに判断する必要があると考え
		11条の4第1項		られます。
		関係)	【一般社団法人日本経済団体連合会 デジタルエコノミー推進委員会企画部	
			会データ戦略 WG】	
158	6-1	相当措置の継続	24-1 (2)「外国にある第三者による相当措置の継続的な実施の確保が困難	提供元の事業者が提供先の外国にある
		的な実施を確保	となった場合、当該第三者は、実質的に、基準適合体制を整備しているとは	第三者が基準適合体制(法第4章第1節
		するために必要	いえないと考えられることから、それ以降、当該第三者への個人データの提	の規定により個人情報取扱事業者が講ず
		な措置(規則第	供を停止しなければならない。」という趣旨は、外国にある第三者による相当	べきこととされている措置に相当する措
		11条の4第1項	措置の継続的な実施の確保が困難となっても既に提供済みのデータを当該外	置を継続的に講ずるために必要なものと
		関係)	国にある第三者は引き続き取り扱うことができるのであり、日本の個人情報	して個人情報保護委員会規則で定める基
			取扱事業者は、当該外国にある第三者に対し、既に提供済みのデータの返	準に適合する体制)を整備していること
			還、廃棄等を求める必要がないということでよいか。	を根拠に、当該提供先に対して個人デー
				タの提供を行った場合において、当該提
			【個人情報・プライバシー法律実務の最新動向研究会】	供先による相当措置の実施に支障が生じ

番	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号			
			た場合には、当該支障の解消又は改善の
			ために必要かつ適切な措置を講ずること
			が求められます(改正後の施行規則第 11
			条の4第1項第2号)。
			このような必要かつ適切な措置の一環
			として、当該提供先による相当措置の継
			続的な実施の確保が困難となり、既に提
			供された個人データについて、我が国の
			個人情報取扱事業者により個人データが
			取り扱われる場合に相当する程度の本人
			の権利利益の保護の確保が困難となった
			場合には、提供元の事業者は、当該提供
			先に対し、当該個人データの返還又は削
			除を求める必要があると考えられます。
			なお、提供元の事業者が、当該提供先
			に対して法第23条第5項第1号に基づい
			て個人データの提供を行っている場合、
			当該提供先に対する監督義務を負います
			ので (法第22条)、当該提供先による当
			該個人データの安全管理の確保が困難と
			なっているにもかかわらず、提供元の事
			業者が当該提供先に対して当該個人デー

番	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号				
				タの返還又は削除を求めない場合には、
				提供元の事業者の監督義務違反となる可
				能性があります。
				このような外国にある第三者による相
				当措置の継続的な実施の確保が困難とな
				った場合の対応の具体例等については、
				Q&Aでお示しすることを検討してまい
				ります。
159	6-1	相当措置の継続	No. 11	提供元の事業者が提供先の外国にある
		的な実施を確保	【ガイドライン】	第三者が基準適合体制(法第4章第1節
		するために必要	外国にある第三者への提供編	の規定により個人情報取扱事業者が講ず
		な措置(規則第		べきこととされている措置に相当する措
		11条の4第1項	[ページ]	置を継続的に講ずるために必要なものと
		関係)	P. 72	して個人情報保護委員会規則で定める基
				準に適合する体制)を整備していること
			【該当箇所】	を根拠に、当該提供先に対して個人デー
			6-1 (2) 当該第三者による相当措置の実施に支障が生じたときは、必要かつ	タの提供を行った場合において、当該提
			適切な措置を講ずるとともに、当該相当措置の継続的な実施の確保が困難と	供先による相当措置の実施に支障が生じ
			なったときは、個人データの当該第三者への提供を停止すること	た場合には、当該支障の解消又は改善の
				ために必要かつ適切な措置を講ずること
			【意見】	が求められます(改正後の施行規則第 11
				条の4第1項第2号)。

番	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号			
		当該相当措置の継続的な実施の確保が困難となったときは、個人データの提	このような必要かつ適切な措置の一環
		供を停止することが必要不可欠だと考えられるが、既に提供された個人デー	として、当該提供先による相当措置の継
		タの回収等取扱いや、その他適切な対応を取ることも求められるのではない	続的な実施の確保が困難となり、既に提
		か。	供された個人データについて、我が国の
			個人情報取扱事業者により個人データが
		【理由】	取り扱われる場合に相当する程度の本人
		既に提供された第三者が保有・管理している個人データについて引き続き問	の権利利益の保護の確保が困難となった
		題が生じるおそれがあるため。	場合には、提供元の事業者は、当該提供
			先に対し、当該個人データの返還又は削
		【一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)】	除を求める必要があると考えられます。
			なお、提供元の事業者が、当該提供先
			に対して法第23条第5項第1号に基づい
			て個人データの提供を行っている場合、
			当該提供先に対する監督義務を負います
			ので (法第 22 条)、当該提供先による当
			該個人データの安全管理の確保が困難と
			なっているにもかかわらず、提供元の事
			業者が当該提供先に対して当該個人デー
			タの返還又は削除を求めない場合には、
			提供元の事業者の監督義務違反となる可
			能性があります。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
7				このような外国にある第三者による相
				当措置の継続的な実施の確保が困難とな
				った場合の対応の具体例等については、
				Q&Aでお示しすることを検討してまい
				ります。
160	6-1	相当措置の継続	該当箇所:外国にある第三者への提供編、73ページ、7行目	改正後の法第24条第3項は、提供先の
		的な実施を確保		外国にある第三者が基準適合体制(法第
		するために必要	意見:	4章第1節の規定により個人情報取扱事
		な措置(規則第	「また、外国にある第三者による・・・(中略)・・・停止しなければならな	業者が講ずべきこととされている措置に
		11条の4第1項	い。」の記載に関して、「相当措置の継続的な実施の確保」は、保有個人デー	相当する措置を継続的に講ずるために必
		関係)	タを外国にある第三者に提供する時点までの要件であって、提供後の継続が	要なものとして個人情報保護委員会規則
			求められていないとの解釈で良いか確認したい。	で定める基準に適合する体制)を整備し
				ていることを根拠として当該第三者に個
			理由:	人データを提供した場合、提供元の事業
			「それ以降、当該第三者への個人データの提供を停止しなければならない。」	者には、その後も当該第三者による当該
			とされているが、提供した個人データの削除の要求はされていないため。	個人データの適正な取扱いを継続的に確
				保する責務があることを明確化するもの
			【日本製薬工業協会】	です。
				そのため、提供元の事業者は、当該第
				三者において当該個人データの取扱いが
				継続する限り、改正後の法第24条第3項

番	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号				
				に基づく措置等を講ずる必要がありま
				す。
161	6-2-1	情報提供の方法	<該当箇所>	本人に対する情報提供は、改正後の施
		(規則第11条の	6-2 (相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置に関する情報提	行規則第11条の4第3項の規定により求
		4 第 2 項関係)	供)	められる情報を本人が確実に認識できる
			6-2-1 (情報提供の方法)	と考えられる適切な方法で行う必要があ
				ります。
			<意見・要望等>	例えば、改正後の施行規則第 11 条の 4
			以下のとおり追記して頂きたい。	第3項の規定により求められる情報が掲
				載されたWebページが存在する場合
			【適切な方法に該当する事例】	に、当該WebページのURLを本人に
			事例 1) 必要な情報を電子メールにより本人に送付する方法 <u>(当該情報の</u>	対して提供する方法も、改正後の施行規
			URL でも可)	則第11条の4第2項における「適切な方
			事例 2) 必要な情報を記載した書面を本人に直接交付する方法 <u>(当該情報の</u>	法」に該当すると考えられます。
			URL でも可)	改正後の法第 24 条第 3 項に基づく情報
			事例 3) 必要な情報を本人に口頭で説明する方法 <u>(当該情報の URL でも可)</u>	提供の方法の更なる具体例等について
			事例 4)必要な情報をホームページに掲載し、本人に閲覧させる方法 <u>(当該</u>	は、Q&Aでお示しすることを検討して
			<u>情報の URL でも可</u>)	まいります。
			【一般社団法人国際銀行協会】	
162	6-2-2	提供すべき情報	【該当箇所】	本ガイドライン(外国にある第三者へ
		(規則第11条の	6-2-2 提供すべき情報 (規則第 11 条の 4 第 3 項関係) (75 頁~)	の提供編)案6-2-2においては、改

番		該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号				
		4 第 3 項関係)		正後の施行規則第 11 条の 4 第 3 項各号に
			【意見】	定める事項ついて、それぞれの情報提供
			情報提供の項目を全体的に包括した記載例を示されたい。	の例をお示ししております。
				今後とも、制度の施行状況等を踏まえ
			【理由】	つつ、必要に応じてガイドラインやQ&
			具体的な情報提供のイメージが改正案の記載だとわかりにくいためであ	A等の記載を検討してまいります。
			る。	
			【経営法友会】	
163	6-2-2	提供すべき情報	【該当箇所】	改正後の法第 24 条第 3 項における情報
		(規則第11条の	6-2-2 【情報提供することにより当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実	提供の趣旨は、情報提供により、本人が
		4 第 3 項関係)	施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合に該当する事例】(76頁)	必要に応じて自己の権利利益の保護のた
				めの措置を講じられるようにすることに
			【意見】	あります。
			事例が1つしかないが、複数の具体的な事例を示されたい。たとえば、ど	そのため、改正後の施行規則第 11 条の
			ういったセキュリティ体制を採用しているかなどの情報は、開示することで	4 第 3 項各号の情報提供の内容として
			ハッカー等の攻撃を容易にすることもあり得るため、そういった情報は非開	も、個人データの提供先の外国にある第
			示でよいのか確認したい。	三者が講ずるセキュリティ対策の具体的
				な技術手法のように、本人への情報提供
			【理由】	により当該第三者における個人データの
			具体例が1つだけでは、事業者が判断をする参考資料としては不十分であ	安全管理に著しい支障を及ぼすおそれの
			るためである。「情報提供することにより当該個人情報取扱事業者の業務の適	ある情報の提供は求めていません。

番	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号				
			正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合」といえる場合は、改正案	
			に示された事例とは異なる場面でもあり得ると考える。	
			【経営法友会】	
164	6-2-2	提供すべき情報	〇意見 1	御理解のとおり、改正後の施行規則第
		(規則第11条の		11 条の4第3項の情報提供の例外事由で
		4 第 3 項関係)	・意見提出に係る箇所	ある「情報提供することにより当該個人
			p.76【情報提供することにより当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施	情報取扱事業者の業務の適正な実施に著
			に著しい支障を及ぼすおそれがある場合に該当する事例】	しい支障を及ぼすおそれがある場合」
				は、事業者が、本人からの求めに対して
			・意見	誠実に対応しない場合まで情報提供義務
			事例として、「同一の本人から複雑な対応を要する同一内容について繰り返し	を免除するものではありません。
			情報提供の求めがあり、事実上問合せ窓口が占有されることによって他の問	かかる例外事由の考え方や具体例等に
			合せ対応業務が立ち行かなくなる等、業務上著しい支障を及ぼすおそれがあ	ついては、Q&Aでお示しすることを検
			る場合」とあるが、冒頭に「本人からの情報提供の求めに応じて個人情報取	討してまいります。
			扱事業者が合理的な範囲内で適切に情報提供しているにもかかわらず、」を追	
			加すべきではないか。	
			・理由	
			本事例は、悪質なクレーマーへの対応として、誠実に合理的な対応をした個	
			│ │ 人情報取扱事業者に対してはそれ以上の対応を求めない旨を説明するための	
			ものと考えられるが、本人からの情報提供の求めに対して個人情報取扱事業	

番	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号				
			者が誠実に対応しない場合にまで情報提供義務を免除するのは不適当であ	
			り、その旨を明確化するため。	
			【個人】	
165	6-2-2	提供すべき情報	<該当箇所>	改正後の施行規則第11条の4第3項の
		(規則第11条の	6-2-2 (提供すべき情報)	「著しい支障を及ぼすおそれ」に該当す
		4 第 3 項関係)		る場合とは、事業者の業務の実施に単な
			<意見・要望等>	る支障ではなく、より重い支障を及ぼす
			「情報提供することにより当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著	おそれが存在するような例外的なときに
			しい支障を及ぼすおそれがある場合」とある。	限定されると考えられますので、単に開
			法 24 条第 3 項に規定する「第三者による相当措置の継続的な実施を確保する	示すべき情報の量が多いという理由や、
			ために必要な措置」は、個人データを外国にある第三者に提供する事案(デ	特定に手間がかかるという理由のみで
			一タ移転を含むシステム等)単位で管理することが通常であると想定される	は、一般には、これに該当しないと考え
			が、特定の本人から法 24 条第 3 項の開示請求があった場合、当該本人の個人	られます。
			データが含まれている事案(データ移転を含むシステム等)を特定するの	
			は、膨大な手間と時間がかかる場合がある。	
			このため、【情報提供することにより当該個人情報取扱事業者の業務の適正な	
			実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合に該当する事例】として、以下	
			の事例を追加していただきたい。	

番	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号				
			事例)本人から複雑な対応や確認に時間を要する内容について情報提供の求	
			めがあり、通常業務に影響がある等、業務上著しい支障を及ぼすおそれがあ	
			る場合	
			【一般社団法人国際銀行協会】	
166	6-2-2	提供すべき情報	<該当箇所>	本ガイドライン(外国第三者への提供
		(規則第11条の	P76	編)案6-2-2に記載の事例は、改正
		4 第 3 項関係)	[6-2-2 提供すべき情報(規則第 11 条の 4 第 3 項関係)]	後の施行規則第 11 条の 4 第 3 項の情報提
			【情報提供することにより当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著	供の例外事由である「情報提供すること
			しい支障を及ぼすおそれがある場合に該当する事例】	により当該個人情報取扱事業者の業務の
			事例)同一の本人から複雑な対応を要する同一内容について繰り返し情報提	適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれ
			供の求めがあり、事実上問合せ窓口が占有されることによって他の問合せ対	がある場合」に該当すると考えられる一
			応業務が立ち行かなくなる等、業務上著しい支障を及ぼすおそれがある場合	般的な事例を記載するものであり、当該
				事例以外のケースを排除する趣旨ではあ
			<意見内容>	りませんが、例外事由の該当性の判断に
			【情報提供することにより当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著	あたっては、個別の事案ごとに、情報提
			しい支障を及ぼすおそれがある場合に該当する事例】については事例として	供により事業者の「業務の適正な実施に
			示されているようないわゆる業務妨害に相当するケースに限定される訳では	著しい支障を及ぼすおそれ」があるか否
			無いという理解で良いか。その理解で良い場合、より一般的な事例を追加で	かにより判断する必要があります。
			示して頂きたい。	ただし、改正後の施行規則第 11 条の 4
			また、そもそも、既に情報提供済みの内容と同一の内容について繰り返し情	第3項の「著しい支障を及ぼすおそれ」
			報提供を求める行為自体、法第24条第3項の趣旨を超えた請求行為であると	に該当する場合とは、事業者の業務の実

番	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号				
			考えられるところ、このようなケースにおいては、既に情報提供済みの内容	施に単なる支障ではなく、より重い支障
			と同一である旨回答する等の対応をすれば足りるという理解で良いか、明確	を及ぼすおそれが存在するような例外的
			にして頂きたい。	なときに限定されると考えられますの
				で、単に開示すべき情報の量が多いとい
			<理由>	う理由や、特定に手間がかかるという理
			情報提供することにより当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著し	由のみでは、一般には、これに該当しな
			い支障を及ぼすおそれがある場合については様々なケースが考えられるとこ	いと考えられます。
			ろ、示されている事例はかなり例外的なケースであることから、事業者にお	また、本人の求めに応じて情報提供を
			いて事案の当て嵌め・判断が容易に行えるよう、より一般的な事例を追加で	行った場合において、本人が繰り返し同
			示して頂きたい。	じ情報提供を求める場合には、本人に対
				して、既に情報提供済みの内容と同様で
			【株式会社 NTT ドコモ】	ある旨の回答を行うことで足りると考え
				られます。
167	6-2-2	提供すべき情報	<該当箇所>	御指摘の箇所は、「日本にある個人情報
		(規則第11条の	同上	取扱事業者が外国にある事業者に個人デ
		4 第 3 項関係)		一タの取扱いを委託する場合において、
			<意見・要望等>	提供元及び提供先間の契約を締結するこ
			「(1) 当該第三者による法第 24 条第 1 項に規定する体制の整備の方法」に記	とにより、当該提供先の基準適合体制を
			載されている事例における「契約」は、正確性を期すために、「契約(また	整備している場合」に、提供先の外国に
			は提供元及び提供先に共通して適用されるプライバシーポリシー等の内部規	ある第三者が基準適合体制を整備する方
			則)」と追記していただきたい。	法についての情報提供に該当する事例を
				示すものです。

番	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号				
			【一般社団法人国際銀行協会】	例えば、提供元の事業者と提供先の外
				国にある第三者に共通して適用されるプ
				ライバシーポリシーにより、当該提供先
				の基準適合体制(法第4章第1節の規定
				により個人情報取扱事業者が講ずべきこ
				ととされている措置に相当する措置を継
				続的に講ずるために必要なものとして個
				人情報保護委員会規則で定める基準に適
				合する体制)が整備されている場合に
				は、当該提供先が基準適合体制を整備す
				る方法に関する情報提供についても、「提
				供元の事業者と提供先の事業者に共通し
				て適用されるプライバシーポリシー」と
				いった形で情報提供を行うことになると
				考えられます。
168	6-2-2	提供すべき情報	<該当箇所>	御指摘の箇所は、「日本にある個人情報
		(規則第11条の	同上	取扱事業者が外国にある事業者に個人デ
		4 第 3 項関係)		一タの取扱いを委託する場合において、
			<意見・要望等>	提供元及び提供先間の契約を締結するこ
			「(2) 当該第三者が実施する相当措置の概要」に記載されている事例におけ	とにより、当該提供先の基準適合体制を
			る「契約」は、正確性を期すために、「契約(または提供元及び提供先に共	整備している場合」に、提供先の外国に
				ある第三者が実施する相当措置の概要に

番	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号				
			通して適用されるプライバシーポリシー等の内部規則)」と追記していただ	ついての情報提供に該当する事例を示す
			きたい。	ものです。
				例えば、提供元の事業者と提供先の外
			【一般社団法人国際銀行協会】	国にある第三者に共通して適用されるプ
				ライバシーポリシーにより、当該提供先
				の基準適合体制(法第4章第1節の規定
				により個人情報取扱事業者が講ずべきこ
				ととされている措置に相当する措置を継
				続的に講ずるために必要なものとして個
				人情報保護委員会規則で定める基準に適
				合する体制)が整備されている場合に
				は、「相当措置の概要」に関する情報提供
				についても、「提供元の事業者と提供先の
				事業者に共通して適用されるプライバシ
				ーポリシーにおいて・・・」といった形
				で情報提供を行うことになると考えられ
				ます。
169	6-2-2	提供すべき情報	<該当箇所>	改正後の施行規則第 11 条の 4 第 1 項第
		(規則第11条の	同上	1号の「相当措置の実施に影響を及ぼす
		4 第 3 項関係)		おそれのある当該外国の制度」として
			<意見・要望等>	は、本ガイドライン(外国にある第三者
				への提供編)案6-1に記載の事例1及

番	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号			
		「(5) 当該第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外	び事例2のように、提供先の外国にある
		国の制度の有無及びその概要」とは、「当該外国における個人情報の保護に関	第三者との間で契約等を締結している場
		する制度に関する情報」(規則第 11 条の 3 第 2 項第 2 号) に関するガイドラ	合においても、当該外国の制度の存在に
		イン文中の具体例の「(エ) その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能	より、当該契約等の履行が困難となる可
		性のある制度の存在」と同義であるとの理解でよいか。	能性があり、我が国の個人情報取扱事業
			者により個人データが取り扱われる場合
		【一般社団法人国際銀行協会】	に相当する程度の本人の権利利益の保護
			の確保に影響を及ぼす可能性がある制度
			を想定しています。
			これに対し、本ガイドライン(外国に
			ある第三者への提供編)案5-2におけ
			る「その他本人の権利利益に重大な影響
			を及ぼす可能性のある制度」において
			は、我が国の制度と比較して、提供先の
			第三者が所在する外国への個人データの
			越境移転に伴い当該個人データに係る本
			人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能
			性のある制度が想定されています。
			本人の権利利益の保護の確保に影響を
			及ぼすという点で、両者は共通してお
			り、基本的には、両者について同様の制
			度を想定しています。

番		該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号				
170	6-2-2	提供すべき情報	<該当箇所>	御理解のとおり、改正後の施行規則第
		(規則第11条の	同上	11条の4第1項第1号における「相当措
		4 第 3 項関係)		置の実施に影響を及ぼすおそれのある当
			<意見・要望等>	該外国の制度の有無及びその内容」の確
			情報の入手方法は、規則第 11 条の 3 第 2 項第 2 号の場合と同じく、「適切か	認するための適切か合理的な方法には、
			つ合理的な方法」でよく、該当する事例として挙げられている「事例2 我	我が国又は外国の行政機関等が公表して
			が国又は外国の行政機関等が公表している情報を確認する方法」でもよいと	いる情報を確認する方法も含まれます。
			の理解でよいか。	
			【一般社団法人国際銀行協会】	
171	6-2-2	提供すべき情報	<該当箇所>	改正後の法第24条第3項は、本人の権
		(規則第11条の	同上	利利益の保護の観点から、個人データの
		4 第 3 項関係)		越境移転後においても、提供元の事業者
			<意見・要望等>	に、提供先の外国にある第三者による個
			3月24日に公表された、パブリック・コメント意見募集結果(概要)8頁の	人データの適正な取扱いを継続的に確保
			項番 25 に、「当委員会においても、外国の個人情報の保護に関する制度につ	する責務があることを明確化するもので
			いて、事業者の参考となる一定の情報を取りまとめ公表する予定です。」とあ	す。そのため、かかる責務を果たす観点
			る。	から、提供先の第三者による相当措置の
				実施に影響を及ぼすおそれのある当該外
			個人情報保護委員会がとりまとめ公表する予定の、外国の個人情報の保護に	国の制度についての確認も、提供元の事
			関する制度については、我が国の個人情報取扱事業者が幅広く利用できるよ	業者の責任において行っていただくべき
				ものであると考えております。

番		該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号				
			うに、改正法施行日までに、個人情報の移転が想定されるすべての国の制度	もっとも、当委員会においても、外国
			を網羅的に公表していただきたい。	の個人情報の保護に関する制度につい
				て、事業者の参考となる一定の情報をと
			【一般社団法人国際銀行協会】	りまとめて公表する予定です。
172	6-2-2	提供すべき情報	<該当箇所>	改正後の法第24条第3項は、提供先の
		(規則第11条の	同上	外国にある第三者が基準適合体制(法第
		4 第 3 項関係)		4章第1節の規定により個人情報取扱事
			<意見・要望等>	業者が講ずべきこととされている措置に
			多国籍企業においては、顧客の依頼等に基づいて、個人情報を取り扱う場	相当する措置を継続的に講ずるために必
			合、複数の海外グループ企業と共同利用することや、グループ内外の複数の	要なものとして個人情報保護委員会規則
			委託先に委託することがあり、また、個別の案件ごとに、個人データを移転	で定める基準に適合する体制)を整備し
			する外国は異なるので、当該顧客の個人データを移転する外国である「当該	ていることを前提に、事前の本人の同意
			外国の名称」(第4号)および「当該第三者による相当措置の実施に影響を及	なく、個人データの越境移転を行った場
			ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその概要」(第5号)を特定でき	合には、本人の権利利益の保護の観点か
			ない。	ら、個人データの越境移転後において
			したがって、この場合は、規則 11 条の 3 第 3 項及び第 4 項に規定するよう	も、提供元の事業者に、提供先の外国に
			に、第三者が所在する外国を特定できない旨その理由とともに情報提供する	ある第三者による個人データの適正な取
			か、例えば、グループ企業が所在するすべての国を列挙すればよいことを明	扱いを継続的に確保する責務があること
			記していただきたい。なお、この場合でも第1号から第3号記載の事項につ	を明確化するものです。
			いて説明することで、本人の保護は達成できると考えられる。	提供先の外国にある第三者が特定でき
				ない場合には、当該提供先が基準適合体
			【一般社団法人国際銀行協会】	制を整備しているか否かや、当該提供先

番		該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号				の相当措置の実施状況等を確認すること
				ができないため、改正後の法第24条第3
				項の適用の場面において、提供先の外国
				にある第三者が特定できない場合は想定
				されません。
173	6-2-2	提供すべき情報	○意見 2	御意見を踏まえ、次のとおり修正いた
		(規則第11条の		します (下線部が修正箇所)。
		4 第 3 項関係)	・意見提出に係る箇所	
			p. 79「(※1)『外国』とは、本邦の域外にある国又は地域をいう(法第 24 条	【修正前】
			第1項)。」	(※1)「外国」とは、本邦の域外にあ
				る国又は地域を <u>いう</u> (法第24条第1
			・意見	項)。
			「外国」は、単に本邦の域外にある国・地域というだけではなく、EU及び英	
			国など、個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認めら	【修正後】
			れる個人情報の保護に関する制度を有している外国等が除外されるのではな	(※1)「外国」とは、本邦の域外にあ
			いか。	る国又は地域を <u>いい、我が国と同等の水</u>
				準にあると認められる個人情報の保護に
			・理由	関する制度を有している外国として規則
			法第24条第1項において、「外国」とは上記意見にある外国を除く旨規定さ	<u>で定めるものを除く</u> (法第 24 条第 1
			れており、当該定義は同条第3項を含めた同条全体において同じである旨規	項)。
			定されている。	また、関連して、本ガイドライン(外
				国にある第三者への提供編)案5-2

番	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号				
			【個人】	(1)についても、次のとおり修正いた
				します(下線部が修正箇所)。
				【修正前】
				(※1)「外国」とは、本邦の域外にあ
				る国又は地域を <u>いう</u> (法第 24 条第 1
				項)。
				【修正後】
				(※1)「外国」とは、本邦の域外にあ
				る国又は地域を <u>いい、我が国と同等の水</u>
				準にあると認められる個人情報の保護に
				関する制度を有している外国として規則
				<u>で定めるものを除く</u> (法第 24 条第 1
				項)。
174	6-2-2	提供すべき情報	(該当箇所)	改正後の法第 24 条第3項は、本人の権
		(規則第11条の	外国にある第三者への提供編 79 頁	利利益の保護の観点から、個人データの
		4 第 3 項関係)	6-2-2 提供すべき情報 (規則第 11 条の 4 第 3 項関係)	越境移転後においても、提供元の事業者
			(5)「当該第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国	に、提供先の外国にある第三者による個
			の制度の有無及びその概要」(規則第 11 条の 4 第 3 項第 5 号関係)	人データの適正な取扱いを継続的に確保
				する責務があることを明確化するもので
			(意見)	す。そのため、かかる責務を果たす観点

番	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号			
		ガイドライン案 80 頁では、【相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある	から、提供先の第三者による相当措置の
		外国の制度の概要についての情報提供に該当する事例】を掲げているが、貴	実施に影響を及ぼすおそれのある当該外
		委員会その他行政機関等による事例中の制度その他の制度についての情報公	国の制度についての確認も、提供元の事
		表を強く求める。その上で、情報公表予定の有無並びに公表予定である場合	業者の責任において行っていただくべき
		の情報の内容、対象国及び公表時期についての貴委員会のご想定を回答いた	ものであると考えております。
		だきたい。	もっとも、当委員会においても、外国
		また、「第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国	の個人情報の保護に関する制度につい
		の制度」は、必ずしも個人情報の保護を目的とする法令に限られず、たとえ	て、事業者の参考となる一定の情報をと
		ば安全保障や治安維持を目的とする法令や訴訟法令等に規定される可能性が	りまとめて公表する予定です。対象予定
		あり、広範な調査を要するおそれがある。そのため、個人情報取扱事業者と	国や公表に向けたスケジュール等につい
		して、上記例示の行政機関等が公表している情報としてどの範囲までを調査	ては、本年の秋頃を目途にお示しするこ
		すれば、上記制度と同様の制度について規定している規則第 11 条の 4 第 1 項	とを検討してまいります。
		第1号に係るガイドライン案 71 頁の「一般的な注意力をもって適切かつ合理	改正後の施行規則第 11 条の 4 第 1 項第
		的な方法により確認」をしたことになるのか、目安をご教示いただきたい。	1号の「外国にある第三者による相当措
			置の実施に影響を及ぼすおそれのある当
		(理由)	該外国の制度」の確認については、一般
		ガイドライン案 80 頁では、【相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある	的な注意力をもって、適切かつ合理的な
		外国の制度の概要についての情報提供に該当する事例】として、「事業者に対	方法による必要があり、具体的な方法や
		し政府の情報収集活動への広範な協力義務を課すことにより、事業者が保有	調査の範囲については、個別の事案ごと
		する個人情報について政府による広範な情報収集が可能となる制度」と「事	に判断する必要があると考えられます。
		業者が本人からの消去等の請求に対応できないおそれがある個人情報の国内	なお、「適切かつ合理的な方法」として
		保存義務に係る制度」の2つの事例が掲げられている。	は、我が国又は外国の行政機関等が公表

番	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号			
		しかし、規則第11条の3第2項第2号に係る情報は、対象国の個人情報の	している情報を確認する方法のほか、提
		保護に関する法令を調査すれば取得可能であるのに対して、上記の2つの事	供先の外国にある第三者に対して照会す
		例をはじめとする「外国にある第三者による相当措置の実施に影響を及ぼす	る方法等も考えられます。
		おそれのある当該外国の制度」は、安全保障や治安維持等の個人情報保護に	
		限定されない様々な目的を有する法令や訴訟法令等に規定されている可能性	
		があることから、その制度の存否を回答するためには対象国についての相当	
		数の法令を調査する必要があり、あまりに過大な負担となることが容易に想	
		定される。	
		事業者に対する過大な負担とそれに伴う対応不足により本人に十分な情報	
		が提供されず本人の権利利益保護が不十分となることを防ぐため、貴委員会	
		にて当該情報を公表いただくことを強く求める。	
		また、公表予定の情報の内容、対象国及び公表時期についての貴委員会の	
		ご想定を回答いただきたい。海外法制の調査は情報の取得が困難で長期の時	
		間を要する場合もあるところ、早期のご回答により、個人情報取扱事業者と	
		しても公表予定のない情報に注力した情報の収集を行うことが可能となり、	
		結果として本人保護に繋がるものと考えられる。公表いただく情報の対象国	
		として、特に、海外進出日系企業の拠点数や日本との貿易額の上位国につい	
		ては、情報を公表いただくことによる便益が極めて大きいものと思料され	
		る。	
		そして、調査すべき法令の範囲について目安を設定いただくことにより、	
		個人情報取扱事業者が重大な法令の見落としをすることなく、適切な調査が	
		可能となるため、本人保護のためにもこれを求める。	

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
7			【株式会社ユーザベース】	
175	6-2-2	提供すべき情報	【該当箇所】	「相当措置の実施に影響を及ぼすおそ
		(規則第11条の	6-2-2(5) 【相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある外国の制度の概要	れのある当該外国の制度」としては、本
		4 第 3 項関係)	についての情報提供に該当する事例】(80頁)	ガイドライン(外国にある第三者への提
				供編)案6-1に記載の事例1及び事例
			【意見】	2のように、提供先の外国にある第三者
			事例 1) で、「『事業者に対し政府の情報収集活動への広範な協力義務を課	との間で契約等を締結している場合にお
			すことにより、事業者が保有する個人情報について政府による広範な情報収	いても、当該外国の制度の存在により、
			集が可能となる制度が存在する』旨の情報提供」が挙げられているが、具体	当該契約等の履行が困難となる可能性が
			的にどういった場合が該当するのか明らかにされたい。	あり、我が国の個人情報取扱事業者によ
			また、個人情報保護委員会が提供を予定している外国の制度の概要等の中	り個人データが取り扱われる場合に相当
			に、「当該第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国	する程度の本人の権利利益の保護の確保
			の制度」についても含められたい。	に影響を及ぼす可能性がある制度を想定
				しています。
			【理由】	個別の制度ごとに判断する必要があり
			日本でも、令状に基づく個人情報の収集が認められており、令状がない場	ますが、例えば、捜査機関による情報収
			合でも、事業者は任意に協力することが求められている(個人情報保護法 23	集を可能にする制度についても、我が国
			条1項1号、刑事訴訟法197条2項等)。このことは多くの国においても同様	における制度と比較して、本人の権利利
			だと思われる。そうした制度すべてを記載することは必要ないと思われる	益の保護の観点から本質的な差異がある
			が、改正案の「広範な協力義務を課すことにより」や「広範な情報収集が可	ものでない場合には、「相当措置の実施に

番	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号				
			能となる制度」という例示は、非常にあいまいで明確でなく、事業者が提供	影響を及ぼすおそれのある当該外国の制
			すべき情報の範囲を正しく判断することができない。	度」には含まれないと考えられます。
			そもそも、外国の制度概要等の情報提供を事業者ごとに行わせることは事	改正後の法第24条第3項は、本人の権
			業者にとって過大な負担となり、また社会経済的にも効率がよいとはいえ	利利益の保護の観点から、個人データの
			ず、個人情報保護委員会のような公的な機関等が必要な情報を取りまとめ、	越境移転後においても、提供元の事業者
			開示する方法が望ましい。また、本人への情報提供内容が事業者ごとに異な	に、提供先の外国にある第三者による個
			ることにより、本人において情報提供に関する適切な判断が困難となる可能	人データの適正な取扱いを継続的に確保
			性がある。	する責務があることを明確化するもので
				す。そのため、かかる責務を果たす観点
			【経営法友会】	から、提供先の第三者による相当措置の
				実施に影響を及ぼすおそれのある当該外
				国の制度についての確認も、提供元の事
				業者の責任において行っていただくべき
				ものであると考えております。
				もっとも、当委員会においても、外国
				の個人情報の保護に関する制度につい
				て、事業者の参考となる一定の情報をと
				りまとめて公表する予定です。
176	6-2-2	提供すべき情報	(該当箇所)	改正後の法第24条第3項における情報
		(規則第11条の	外国にある第三者への提供編の80ページ・9行目	提供の趣旨は、情報提供により、本人が
		4 第 3 項関係)		必要に応じて自己の権利利益の保護のた
			(意見)	

番	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号				
			「外国第三者による措置実施に関する支障」に関する情報提供に関連して、	めの措置を講じられるようにすることに
			情報提供義務の対象となる「支障」はどの程度のものが想定されているので	あります。
			しょうか。実際には、措置の実施に関する不備としては、廃棄方法の不備な	そのため、改正後の施行規則第 11 条の
			ど漏えいに直接つながりかねない重大なものから、定期的に実施される従業	4第3項第6号の「相当措置の実施に関
			員教育の一部の漏れといった軽微なものまで、さまざまなレベルのものが想	する支障」についても、本人の権利利益
			定されます。	の保護に影響を及ぼし得るものについて
				情報提供すれば足り、軽微な契約違反等
			(理由)	について情報提供することは求められま
			軽微なものまで情報提供義務の対象になると負担が重いので、範囲について	せん。
			考え方を確認しておきたいと考えています。	
			【個人】	
177	6-2-2	提供すべき情報	○意見 3	御意見を踏まえ、「個人データの提供を
		(規則第11条の		停止した」の趣旨がそれ以降の新たな個
		4 第 3 項関係)	・意見提出に係る箇所	人データの提供を停止した旨であること
			p. 82 の事例 2	を明確化する観点から、次のとおり修正
				いたします(下線部が修正箇所)。なお、
			・意見	改正後の施行規則第11条の4第1項第2
			「『提供先が契約において特定された利用目的の範囲を超えて個人データの取	号の規定により求められる支障発生時の
			扱いを行っていたため、速やかに当該取扱いを是正するように要請したもの	必要かつ適切な措置の一環として、提供
			の、これが合理的期間内に是正されず、相当措置の継続的な実施の確保が困	先の外国にある第三者による相当措置の
			難であるため、個人データの提供を停止した』旨の情報提供を行うこと」と	継続的な実施の確保が困難となり、既に

番	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号			
		あるが、「個人データの提供を停止した」を「〇年〇月〇日以降の個人データ	提供された個人データについて、我が国
		の提供を停止した」とすべきではないか。	の個人情報取扱事業者により個人データ
			が取り扱われる場合に相当する程度の本
		・理由	人の権利利益の保護の確保が困難となっ
		提供してしまった個人データについては、一般に個人情報取扱事業者におい	た場合には、提供元の事業者は、当該提
		て利用停止できないにもかかわらず、単に「個人データの提供を停止した」	供先に対し、当該個人データの返還又は
		と記載すれば、あたかも提供した個人データが提供先において削除され、あ	削除を求める必要があると考えられま
		るいは利用できなくなるような措置が講じられたかのような誤った期待を本	す。
		人に抱かせる可能性がある。既に提供してしまった個人データについて何ら	
		かの救済措置が講じられるのではなく、停止した日以降の個人データの提供	【修正前】
		が停止されるだけである旨を説明するよう、例示すべきであると考える。	事例2)「提供先が契約において特定さ
			れた利用目的の範囲を超えて個人データ
		【個人】	の取扱いを行っていたため、速やかに当
			該取扱いを是正するように要請したもの
			の、これが合理的期間内に是正されず、
			相当措置の継続的な実施の確保が困難で
			あるため、 <u>個人データの提供を停止し</u>
			<u>た</u> 」旨の情報提供を行うこと
			【修正後】
			事例2)「提供先が契約において特定さ
			れた利用目的の範囲を超えて個人データ

の取扱いを行っていたため、速やかに当該取扱いを是正するように要請したものの、これが合理的期間内に是正されず、相当措置の継続的な実施の確保が困難であるため、○年○月○日以降、個人データの提供を停止した上で、既に提供した個人データの提供を停止した上で、既に提供した個人データの提供を停止した上で、既に提供した個人データの提供を行うこと 178 その 全体 他 ゆ 個人情報保護に関する制度やその他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度の有無・変更については、事業者によって異なる判断がなされることで本人の混乱を招くことのないよう、個人情報保護委員会が主体的に情報を把握・判断し、事業者へ発信できる仕組み・体制を構築すべきである。 【一般社団法人日本経済団体連合会デジタルエコノミー推進委員会企画部会データ戦略 WG】	番号	該当箇	i所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
であると考えております。 もっとも、当委員会においても、外国 の個人情報の保護に関する制度につい て、事業者の参考となる一定の情報をと	号	その全体		 ▶ 個人情報保護に関する制度やその他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度の有無・変更については、事業者によって異なる判断がなされることで本人の混乱を招くことのないよう、個人情報保護委員会が主体的に情報を把握・判断し、事業者へ発信できる仕組み・体制を構築すべきである。 【一般社団法人日本経済団体連合会 デジタルエコノミー推進委員会企画部 	の取扱いを行っていたため、速やかに当該取扱いを是正するように要請したものの、これが合理的期間内に是正されず、相当措置の継続的な実施の確保が困難であるため、〇年〇月〇日以降、個人データの提供を停止した上で、既に提供した個人データについて削除を求めている」旨の情報提供を行うこと 改正後の法第 24 条第 2 項の趣旨には、個人データの越境移転を行う事業者においても、従前以上に、提供先の外国にある第三者における事業環境等を認識することを促すという点もありますので、当該外国においての確認は、提供元の事業者の責任において行っていただくべきものであると考えております。 もっとも、当委員会においても、外国の個人情報の保護に関する制度につい

番号		該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
	その他	全体	外国にある第三者への提供編 全体 「外国にある第三者への提供編」では【事例 1】【事例 2】というような書きぶりの箇所が散見されます。 しかし、何の事例なのかが書かれていないため誤解を生じる可能性のある不親切な書きぶりとなってしまっています。	一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。
180	その他	全体	【株式会社シーピーデザインコンサルティング】 <該当箇所> 全体 <意見・要望等> 法の域外適用・越境移転についてルールが強化されたことから、これまで以上に外国にいる事業者への、個人情報保護法の周知が必要になってきている。 ついては、改正法令及びガイドラインの英訳の公表をお願いしたい。 【一般社団法人国際銀行協会】	令和2年改正法による改正を踏まえた 法令については、当委員会のホームページにおいて英訳を公表しています。 ガイドラインの英訳についての御意見は、今後の執務の参考とさせて頂きます。
181	その	全体	【該当箇所】	クラウドサービスには多種多様な形態
	他		全体について	があり、また、法における考え方等につ

番	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号			【意見】 クラウドサービス等サーバの法令上の考え方については、「『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン』及び『個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について』に関する Q&A」(以下「Q&A」という)の Q5-3、9-5 に記載があるものの、ガイドライン自体にその旨を記載すべきである。 【理由】 昨今クラウドサービスの利用が普及していることから、そのサーバの所在地の取扱いについての法令上の考え方への事業者側の関心は高く、実務上も重要な情報となるため、Q&A ではなくガイドラインにおいて明示すべきと考えるためである。 【経営法友会】	いても、技術の進展等に伴う実態の変化 等を踏まえた機動的な見直しが必要とな り得るものであることから、Q&Aにお いてお示しすることが適切であると考え ております。
182	2 そ の 他	全体	【該当箇所】 全体について 【意見】 ガイドラインの記載内容からだけでは、事業者が具体的な事案についてその是非を判断できなかったときには、公正取引委員会の事前相談制度のよう	御理解のとおり、改正後の法の内容について、事業者が判断に迷う場合には、 当委員会への相談が可能です。 当委員会としても、改正後の法の趣 旨・内容についての周知・広報に積極的 に取り組んでまいります。

番	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号			に、個人情報保護委員会に照会し、回答をもらうことができるのかどうかに ついて確認したい。	
			【理由】 改正案では明確に事業者がその行動の是非を判断できない場面も想定され、そういった場合に事業者の個人情報の利活用を委縮させてしまう可能性もある。そのため、公正取引委員会の事前相談制度のように、事業者が直接、個人情報保護委員会に事前の相談をし、ある程度公的な回答を得られる仕組みが必要であると考えるためである(なお、グレーゾーン解消制度(産業競争力強化法7条)の利用も考えられるが、主務大臣が内閣総理大臣であり、直接、個人情報保護委員会に相談できる仕組みの方がスピード感を持った事業展開の観点からは望ましいと考える)。	
			【経営法友会】	
183	そ の	全体	外国にある第三者への提供編 全体 個人関連情報の提供	御指摘の改正後の法第26条の2第1項 第2号の規定による情報提供の方法及び 提供すべき情報については、改正後の施
			個人関連事業者が、外国にある第三者に対して個人関連情報を提供する場合の措置については、 通則編「3-7 個人関連情報の第三者提供の制限等」の中で、下記の記述があります。	行規則第 11 条の 3 第 1 項及び第 2 項に規 定がなされているところ、かかる規定に ついては、本ガイドライン(外国にある 第三者への提供編)案 5 - 1 及び 5 - 2
			9 & y o	第三省への提供権が戻っ一千及び5-2 において解説しています。

番	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
号			
		「法第26条の2第1項第1号に基づき本人の同意が得られていることを確認	そこで、本ガイドライン(通則編)案
		するに当たって、当該同意が得られていることに加え、当該同意を得ようと	においては、御指摘の改正後の法第26条
		する時点において次の(1)から(3)までの情報が当該本人に提供されてい	の2第1項第2号の規定による情報提供
		ることを確認しなければならない。	の方法及び提供すべき情報について、本
		情報提供の方法及び提供すべき情報の内容の考え方等については、外国第三	ガイドライン(外国にある第三者への提
		者提供ガイドライン「5-1 (情報提供の方法)」及び「5-2 (提供すべき情	供編)案5-1及び5-2を参照する形
		報)」を参照のこと。	としています。
		(1) 当該外国の名称 (規則第 11 条の 3 第 2 項第 1 号関係)	
		(2)適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に	
		関する制度に関する情報 (規則第 11 条の 3 第 2 項第 2 号関係)	
		(3) 当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報(規則第	
		11 条の 3 第 2 項第 3 号関係)」	
		 通則編では、「情報提供の方法及び提供すべき情報の内容の考え方等について	
		は、外国第三者提供ガイドラインを参照」とありますが、外国第三者提供編	
		には「個人関連情報を外国第三者に提供する場合」についての通則編へのリ	
		ンクがありません。	
		改善を求めます。	
		【株式会社シーピーデザインコンサルティング】	